

議案第 125 号

物品の購入について（丸亀市民会館一般備品購入）

次のとおり物品の購入をいたしたい。

令和 7 年 12 月 1 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 購 入 物 品 丸亀市民会館一般備品購入

2 契約の方法 指名競争入札

3 購 入 金 額 金 48,730,000 円

うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 金 4,430,000 円

4 購 入 先 丸亀市川西町北 521 番地 4

有限会社田岡商店

代表取締役 田岡 洋司

参 照 物品売買仮契約書（写）別紙のとおり

物 品 売 買 仮 契 約 書 (号)

- 1 品名及び数量 丸亀市民会館一般備品購入
品名及び数量は別紙参照
- 2 契 約 金 額 ￥48,730,000－
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥4,430,000－
- 3 納 入 期 限 令和8年6月30日
- 4 納 入 場 所 丸亀市大手町二丁目3番1号 丸亀市民会館
- 5 契 約 保 証 金 丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）第32条第3号の規定により免除
- 6 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記のことについて、発注者 丸亀市（代表者 市長 松永恭二）と受注者 有限会社田岡商店（代表取締役 田岡洋司）と保証人 株式会社フォーデック 高松支店（支店長 柏原将宏）との間に次のとおり契約を締結する。

（納入物品の品質等）

第1条 納入物品の品質、構造、形状、寸法等は、見本、仕様書又は図面によるものとする。

（納入期限の延長）

第2条 受注者は、天災その他真にやむを得ない理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、期限延長の申出をすることができる。

- 2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

（検収）

第3条 発注者は、受注者が物品を納入した日から10日以内に検収を行うものとする。

- 2 検収に要する費用及び検収のため変質、変形、消耗又はき損したものは、すべて受注者の負担とする。

- 3 受注者は、第1項の検収に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検収の結果について異議を申し立てることができない。

（所有権）

第4条 物品の所有権は、検収を完了したとき、受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて受注者の負担とする。

- 2 発注者受注者双方の責めに帰することができない事由により、移転前に物品が亡失し、又はき損した場合は、発注者は契約を解除することができる。

(契約金の支払)

第5条 受注者は、検収を完了した後、発注者の指示する手続に従って契約金の支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、その支払請求書を受理したときは、30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。

(遅延違約金)

第6条 受注者は、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、遅延数量に対する契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額を遅延違約金として発注者に支払わなければならない。

- 2 前項の遅延違約金の徴収日数の計算については、検収に要した日数は、これを算入しない。

(履行の追完請求)

第7条 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という。）は、発注者は、受注者に対し、相当の期間を定めて当該物品の修補、これに代わる物品の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 契約不適合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する履行の追完を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約金額の減額請求)

第8条 前条の規定により発注者が、受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、又は受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

- 2 契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する契約金額の減額を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(準用)

第9条 前2条の規定は、債務不履行による損害賠償請求及び解除権の行使を妨げない。ただし、前条の請求により契約金額の減額をした場合は、この限りでない。

(契約不適合責任期間)

第10条 受注者が、契約不適合の物品を納入した場合において、発注者が不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、履行の追完請求、契約金額の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が納入時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の解除)

第11条 受注者が、納入期限内に契約を履行しない又は履行の見込みがない場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行が行われない場合、発注者は契約を解除することができる。

2 次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、発注者は、前項の催告をすることなく、直ちに、契約を解除することができる。

- (1) 契約の全部が履行不能であるとき。
- (2) 受注者から契約解除の申入れがあったとき。
- (3) 受注者がこの契約条項に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 発注者が行う物品の検収に際し、受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。
- (5) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))。
- (6) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する

命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (7) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (8) 受注者(法人にあつては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (9) 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (10) 代表一般役員等(受注者の代表役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。))をいう。以下この号において同じ。)、一般役員等(法人の役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは営業所(常時売買契約等を締結する事務所をいう。)を代表する者(代表役員等を除く。))をいう。)又は経営に事実上参加している者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。))と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この条において同じ。)であると認められるとき。
- (11) 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
- (12) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認めら

れるとき。

(13) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(14) 契約等に当たり、その相手方が第10号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

(15) 第10号から第13号までのいずれかに該当する者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が当該下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(16) 前項の催告をしても、契約の目的を達するに足りる履行の見込みがないことが明らかであるとき。

(17) 前各号に掲げるもののほか、契約の目的を達するのに十分な履行が見込まれないことが明らかであるとき。

3 発注者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、この契約の一部を解除することができる。

(1) 契約の一部が履行不能であるとき。

(2) 受注者から契約の一部を解除する申入れがあったとき。

（違約金）

第12条 受注者は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、前条第3項による契約の一部を解除されたときは、発注者と受注者が協議して定めることができる。

（賠償金）

第13条 受注者は、第11条第2項第5号又は第6号に該当するときは、発注者が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、発注者が契約の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。

3 前2項の規定は、発注者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(損害賠償)

第14条 受注者が契約の本旨に従った履行をしないとき、又は契約の履行が不能であるときは、発注者は、受注者に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償を請求することができる場合において、発注者は、次の各号に掲げるときは、契約の履行の代わりに損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 契約の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者が契約の履行を拒絶する意思表示をしたとき。
- (3) 契約の不履行により契約の解除権が発生したとき。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 受注者は、この契約から生ずる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は第三者のための担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(保証人)

第16条 保証人は、この契約において、受注者が発注者に対して負担する一切の義務履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

- 2 発注者は、保証人から請求があったときは、遅滞なく、本契約の履行状況、その他保証人が連帯して負うべき責任の内容に関する情報を提供しなければならない。
- 3 発注者は、受注者が第11条第1項、同条第2項第16号又は同項第17号のいずれかに該当するに至ったときは、保証人に対して物品の納入を請求することができる。
- 4 前項の履行請求は、民法第441条及び同法第458条の規定にかかわらず、受注者に対しても効力を有する。
- 5 保証人は、第3項の請求があったときは、前条の規定にかかわらず、この契約に基づく権利及び義務を承継する。

(契約外の事項)

第17条 受注者は、本契約書に規定しない事項は、丸亀市契約規則に定めるところに従わなければならない。

第18条 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が調わない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合における訴訟は、丸亀市役所所在地を管轄する高松地方裁判所丸亀支部に

提起するものとする。

第19条 前各条に規定するもののほか必要な事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本書3通を作成し、発注者、受注者及び保証人がそれぞれ記名押印して、各自1通を保有する。

令和7年11月4日

発注者 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者 市長 松永恭二 印

受注者 丸亀市川西町北521-4
有限会社田岡商店
代表取締役 田岡洋司 印

保証人 香川県高松市円座町814番地5
株式会社フォーデック 高松支店
支店長 柏原将宏 印

仕様書

1 件 名 丸亀市民会館一般備品購入

2 納入期限 令和8年6月30日(火)

3 納入場所 丸亀市民会館(丸亀市大手町二丁目3番1号)

4 品名、数量等 別紙による

5 購入及び納入等

- (1) 購入品は原則カタログに掲載されているものとし、新品であること。
- (2) 納入日時、設置場所及び搬入経路については、契約締結後に協議を行い、本市の指示に従うこと。設置場所及び搬入経路等の詳細は、契約締結後に本市から別途提示するものとする。
- (3) 納入時に、購入品及び施設を破損することのないよう配慮し、破損した場合は、受注者の責任において対応すること。また、納入作業において養生が必要と判断される場合は、受注者が実施するものとし、使用した資材等は、作業後、適切に処分すること。
- (4) 受注者は、納入時に本市職員が行う検収に立ち会うものとする。

6 保証期間

- (1) 購入品の保証期間は、すべての納入が完了した日から起算して1年とする。ただし、メーカーによる保証期間が1年を超える場合は、メーカーの保証期間とする。
- (2) 保証期間中にメーカー又は受注者の責めに帰すべき事由により故障、不良その他不具合が発生した場合は、受注者が無償で対応するものとする。

7 入札及び契約

- (1) 本件は、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年3月22日条例第52号)第3条の規定により、契約にあたっては、議会の議決に付す必要があるため、令和7年12月議会において議決を得たのちに本契約を締結する。なお、丸亀市契約規則(平成17年3月22日規則第48号)第37条第1項の規定により、議会の議決を得る前に、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した契約書により、仮契約を締結すること。
- (2) 入札金額は、消費税及び地方消費税を除いた総額を記載すること。
- (3) 入札金額には、購入費、設置場所までの運送費、搬入、組立、設置、動作確認、取扱説明等に係る一切の費用を含むこと。
- (4) 契約金は、すべての検収が完了した後、受注者の請求に基づき1回払いにて支払うものとする。

- (5) 本契約成立後から納入期限までの期間に購入品等の価格改定があった場合についても、契約金額の変更は行わない。

8 その他

本仕様書に定めのない事項、その他疑義については、本市と受注者とが協議し定めるものとする。

丸亀市議会館一般備品一覧表

NO	フロア (階層)	区分	品名	寸法	カラー	数量	オカムラ		コクヨ		イトーキ		指定品	
							品番	カラー	品番	カラー	品番	カラー	メーカー	品番
1	1	舞台備品庫D2	キヤスターパネル	2403W500(34)D2200H		3	台						TAKIYA	NT-CP2-240W
2	1	舞台備品庫D2	サインスタンド	210(297)W200q H1000	シルバー	11	台						TAKIYA	TS06-A4FS
3	1	舞台備品庫D2	ベルトインバーテーション	340qφ50H	レッド	40	台						UNION	UP-401-31-03-STG
4	1	舞台備品庫D2	折り畳みテーブル 棚無し	1800W4500700H		54	台						P L U S	YT-eL615
5	1	舞台備品庫D2	折たたみテーブル用台車	1920W57001195H	シルバー	3	台	8185CC Z712	同等品無し					
6	1	舞台備品庫D2	椅子 (クロス型、ブラクフレーム、ブラクシエル、連結用脚部付)	497W532D774H430SH	ブラック	150	台	8105XL F2Y1(SP) アラック	KLC-610PVT1T1T1		K11-B34-BKE61	ブラック		
7	1	舞台備品庫D2	椅子ドロー	690W825D487H	ブラック	5	台	8105DD Z721	LCE-340N		CP-360	ブラック		
8	1	舞台備品庫D2	ホワイトボードパネル 1連	915W480D1800H	ホワイト/ホワイト・ド	3	台	4W65J1 H291	同等品無し		B03-P118S1S1-2			
9	1	舞台備品庫D2	ホワイトボードパネル 2連	(915+800)W480D1800H	ホワイト/ホワイト・ド	3	台	4W65J1M H291	同等品無し		B03-P218S1S1-2			
10	1	舞台備品庫D2	ホワイトボードパネル 3連	(800+915+800)W480D1800H	ホワイト/ホワイト・ド	3	台	4W65J1P H291	同等品無し		B03-P318S1S1-2			
11	1	舞台備品庫D2	スタンダード	570W360D1585H	ホワイト	15	台						KOEKI	P-1126M
12	1	舞台備品庫D2	中経量棚 単体型 20kg 天地6段	1800W620D2100H	ホワイト	2	連	6J76LT Z269	ERL-M176661-W9		MA-7626N	ナチュラリグレー		
13	1	舞台備品庫D2	中経量棚 連結型 20kg 天地6段	1800W620D2100H	ホワイト	5	連	6J76MT Z269	ERL-M176660-W9		MA-7626CN	ナチュラリグレー		
14	1	舞台備品庫D2	6N型 床固定金具	417φ×181φ	127φ×φ	2	セット	6N233P T03	ERLP-FK100-Z9		MAL			
15	1	舞台備品庫D2	6N型 壁固定金具	517φ×181φ	127φ×φ	2	セット	6N231P T03	ERMP-FB100-Z9		MA-KN			
16	1	舞台備品庫D2	ホワイトボード/自立両面	1890W600D1800H	壁：ブラック	3	台	4380KR Z25	PLS-1809WW1		BB-R736WW			
17	1	舞台備品庫D2	ハンガーラック (高さ調節機能付き)	1155W500D2020H		7	台						弘益	KGH-1000
18	1	舞台備品庫D2	アイロン			3	台						パナソニック	NI-WL709-K
19	1	舞台備品庫D2	空気清浄機			10	台						タイキン	MC555A-W
20	1	舞台備品庫D2	衣類スチーマー			3	台						パナソニック	NI-FS70A-K
21	1	舞台備品庫D2	電気ポット			15	台						象印	CV-RA50 XA
22	1	スリッパ置き 保管用トレイ	机 (棚板無、樹脂脚板無)	1800W4500720H	ブラック	1	台	81F5AX MES8	アラック/アラック	同等品無し				
23	1	スリッパ置き 保管用トレイ	ハンガーラック (高さ調節機能付き)	1155W500D2020H		1	台						弘益	KGH-1000
24	1	楽屋D1	ハンガーラック (高さ調節機能付き)	1155W500D2020H		1	台						弘益	KGH-1000
25	1	楽屋D2	ハンガーラック (高さ調節機能付き)	1155W500D2020H		1	台						弘益	KGH-1000
26	1	楽屋D3	ハンガーラック (高さ調節機能付き)	1155W500D2020H		1	台						弘益	KGH-1000
27	1	楽屋D4	ハンガーラック (高さ調節機能付き)	1155W500D2020H		1	台						弘益	KGH-1000
28	1	楽屋D5	ハンガーラック (高さ調節機能付き)	1155W500D2020H		1	台						弘益	KGH-1000
29	1	楽屋D6	折り畳みテーブル 棚無し	1800W4500700H		4	台						P L U S	YT-eL615
30	1	楽屋D6	ハンガーラック (高さ調節機能付き)	1155W500D2020H		1	台						弘益	KGH-1000
31	1	楽屋事務室D	机 (棚板無、樹脂脚板無)	1800W4500720H	ブラック	1	台	81F5AX MES8	アラック/アラック	同等品無し				
32	1	楽屋事務室D	椅子 (クロス型、ブラクフレーム、ブラクシエル、連結用脚部付)	497W532D774H430SH	ブラック	2	台	8105XL F2Y1(SP) アラック	KLC-610PVT1T1T1		K11-B34-BKE61	ブラック		
33	1	楽屋事務室D	壁掛ボード/ホワイト	1800W780D13H	黒・白	1	台	4380HA H01	BBW-1809WN1-WE		BB-H936W			
34	1	楽屋D前廊下	壁掛ボード/ホワイト	1800W780D13H	黒・白	1	台	4380HA H01	BBW-1809WN1-WE		BB-H936W			
35	1	楽屋廊下D2	ロッカー18人用 (ダイヤル錠)	900W450D1790H	ホワイト	2	台	45F8FE ZA75	HDS-9836T1-WECW		SLK-HT18GF1	ナチュラリグレー		
36	1	楽屋廊下D3	非常用照明キー			1	個	100202X	解錠キー					

[illegible]

113	3	備品庫 3-1	6 N 型 床固定金具	4.10×1.15H	2	セット	6N233P T03	工刃刃片	ERLP-FK100-Z9	MAL			
114	3	備品庫 3-1	6 N 型 壁固定金具	5.10×1.15H	1	セット	6N231P T03	工刃刃片	ERMP-FB100-Z9	MA-KN			
115	3	講堂室B	P C モニター 32インチ		1	台						IOデータ	LCD-HQ322XDB-A
116	3	講堂室C	ホワイトボード/自立両面	1800W600D1800H	1	台	4380KR Z25	アラウ	PLS-1809WW1	ホワイト	ブラック/アラウグレイ		
117	3	講堂室D	P C モニター 32インチ		1	台						IOデータ	LCD-HQ322XDB-A
118	3	講堂室D	モニタースタンド	640W720D1360H	1	台	93SAMM ZH15	アラウ	WMS-177HA-T1	ブラック			
119	3	講堂室D	ホワイトボード/自立両面	1890W600D1800H	1	台	4380KR Z25	アラウ	PLS-1809WW1	ホワイト	ブラック/アラウグレイ		
120	3	ダイニングキッチン	スツール	420W420D450H	22	脚						Artec	E60
121	3	ダイニングキッチン	ダイニングテーブル	1500W900D720H	2	台						BEVEL	BV-KMM-1590
122	4	備品庫 4-1	中程置棚 単体型 200kg 天地6段	1800W470D2100H	1	連	6J76LS Z269	スリ-杉外	ERL-176461-W9	ホワイト	ナチュラールグレイ		
123	4	備品庫 4-1	中程置棚 連結型 200kg 天地6段	1800W470D2100H	1	連	6J76WS Z269	スリ-杉外	ERL-176460-W9	ホワイト	ナチュラールグレイ		
124	4	備品庫 4-1	6 N 型 床固定金具	4.10×1.15H	2	セット	6N233P T03	工刃刃片	ERLP-FK100-Z9	MAL			
125	4	備品庫 4-1	6 N 型 壁固定金具	5.10×1.15H	1	セット	6N231P T03	工刃刃片	ERMP-FB100-Z9	MA-KN			
126		舞台	長机 (折畳テーブル) ホワイト	1800W450D700H	36	台						P L U S	YT-dL615
127		舞台	テーブル台車 (18台収容)	1920W570D1195H	2	台	8185CC Z712	フルー-リブ	同等品無し				
128	-	舞台	リネアコン1400型		4	台						株式会社モリタ	No-011C 申請11999番
129	-	舞台	懸立 (6尺)		4	台						アラインコ	RZ-18 c
130	-	舞台	懸立 (9尺)		3	台						ハセガワ	RYZ-27d
131	-	舞台	懸立 (12尺)		2	台						アラインコ	GLD-360X
132	-	舞台	懸立 (3尺) (アルミ伸縮懸立)		3	台						アラインコ	PRW-90BK
133	-	舞台	観音摩多ルカゴ台車		13	台						株式会社A2K	HK-K5NG
134	-	舞台	カゴ台車用中間棚		13	枚						株式会社A2K	ES-S
135	-	舞台	盗見		10	枚						弘益	P-1126M
136	-	舞台	シヤアター		10	台						タツラン	22-009L-2P-0200 既製品
137	-	舞台	折り畳み椅子		150	台						優知	MIL0--P-BK-G
138	-	舞台	椅子収納台車		3	台						優知	CART-MILO
139	-	舞台	椅子		1	脚	CP27CA-FPG1	指定品	-	-			
140	-	舞台	椅子		12	脚	CP25CA-FPG1	指定品	-	-			
141	-	舞台	椅子		6	脚	CG27ZR-FM31	指定品	-	-			
142	-	舞台	机		2	台	81F5AB-MDA4	指定品	-	-			

議案第 126 号

物品の購入について（丸亀市民会館一般備品購入（その2））

次のとおり物品の購入をいたしたい。

令和7年12月1日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 購入物品 丸亀市民会館一般備品購入（その2）

2 契約の方法 指名競争入札

3 購入金額 金 42,757,000 円

うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 金 3,887,000 円

4 購入先 丸亀市綾歌町栗熊東 516 番地

真鍋商事株式会社

代表取締役 真鍋 敬則

参 照 物品売買仮契約書（写）別紙のとおり

物 品 売 買 仮 契 約 書 (写)

- 1 品名及び数量 丸亀市民会館一般備品購入（その2）
品名及び数量は別紙参照
- 2 契 約 金 額 ￥42,757,000－
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥3,887,000－
- 3 納 入 期 限 令和8年6月30日
- 4 納 入 場 所 丸亀市大手町二丁目3番1号 丸亀市民会館
- 5 契 約 保 証 金 丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）第32条第3号の規定により免除
- 6 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記のことについて、発注者 丸亀市（代表者 市長 松永恭二）と受注者 真鍋商事株式会社（代表取締役 真鍋敬則）と保証人 株式会社四国建材社（代表取締役 大熊健司）との間に次のとおり契約を締結する。

（納入物品の品質等）

第1条 納入物品の品質、構造、形状、寸法等は、見本、仕様書又は図面によるものとする。

（納入期限の延長）

第2条 受注者は、天災その他真にやむを得ない理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、期限延長の申出をすることができる。

- 2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

（検収）

第3条 発注者は、受注者が物品を納入した日から10日以内に検収を行うものとする。

- 2 検収に要する費用及び検収のため変質、変形、消耗又はき損したものは、すべて受注者の負担とする。

- 3 受注者は、第1項の検収に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検収の結果について異議を申し立てることができない。

（所有権）

第4条 物品の所有権は、検収を完了したとき、受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて受注者の負担とする。

- 2 発注者受注者双方の責めに帰することができない事由により、移転前に物品が亡失し、又はき損した場合は、発注者は契約を解除することができる。

(契約金の支払)

第5条 受注者は、検収を完了した後、発注者の指示する手続に従って契約金の支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、その支払請求書を受理したときは、30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。

(遅延違約金)

第6条 受注者は、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、遅延数量に対する契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額を遅延違約金として発注者に支払わなければならない。

- 2 前項の遅延違約金の徴収日数の計算については、検収に要した日数は、これを算入しない。

(履行の追完請求)

第7条 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という。）は、発注者は、受注者に対し、相当の期間を定めて当該物品の修補、これに代わる物品の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 契約不適合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する履行の追完を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約金額の減額請求)

第8条 前条の規定により発注者が、受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、又は受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

- 2 契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する契約金額の減額を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(準用)

第9条 前2条の規定は、債務不履行による損害賠償請求及び解除権の行使を妨げない。ただし、前条の請求により契約金額の減額をした場合は、この限りでない。

(契約不適合責任期間)

第10条 受注者が、契約不適合の物品を納入した場合において、発注者が不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、履行の追完請求、契約金額の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が納入時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の解除)

第11条 受注者が、納入期限内に契約を履行しない又は履行の見込みがない場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行が行われない場合、発注者は契約を解除することができる。

2 次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、発注者は、前項の催告をすることなく、直ちに、契約を解除することができる。

- (1) 契約の全部が履行不能であるとき。
- (2) 受注者から契約解除の申入れがあったとき。
- (3) 受注者がこの契約条項に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 発注者が行う物品の検収に際し、受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。
- (5) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))。
- (6) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する

命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (7) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (8) 受注者(法人にあつては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (9) 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (10) 代表一般役員等(受注者の代表役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。))をいう。以下この号において同じ。)、一般役員等(法人の役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは営業所(常時売買契約等を締結する事務所をいう。)を代表する者(代表役員等を除く。))をいう。)又は経営に事実上参加している者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この条において同じ。)であると認められるとき。
- (11) 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
- (12) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認めら

れるとき。

(13) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(14) 契約等に当たり、その相手方が第10号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

(15) 第10号から第13号までのいずれかに該当する者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が当該下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(16) 前項の催告をしても、契約の目的を達するに足りる履行の見込みがないことが明らかであるとき。

(17) 前各号に掲げるもののほか、契約の目的を達するのに十分な履行が見込まれないことが明らかであるとき。

3 発注者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、この契約の一部を解除することができる。

(1) 契約の一部が履行不能であるとき。

(2) 受注者から契約の一部を解除する申入れがあったとき。

（違約金）

第12条 受注者は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、前条第3項による契約の一部を解除されたときは、発注者と受注者が協議して定めることができる。

（賠償金）

第13条 受注者は、第11条第2項第5号又は第6号に該当するときは、発注者が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、発注者が契約の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。

3 前2項の規定は、発注者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(損害賠償)

第14条 受注者が契約の本旨に従った履行をしないとき、又は契約の履行が不能であるときは、発注者は、受注者に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償を請求することができる場合において、発注者は、次の各号に掲げるときは、契約の履行の代わりに損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 契約の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者が契約の履行を拒絶する意思表示をしたとき。
- (3) 契約の不履行により契約の解除権が発生したとき。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 受注者は、この契約から生ずる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は第三者のための担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(保証人)

第16条 保証人は、この契約において、受注者が発注者に対して負担する一切の義務履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

- 2 発注者は、保証人から請求があったときは、遅滞なく、本契約の履行状況、その他保証人が連帯して負うべき責任の内容に関する情報を提供しなければならない。
- 3 発注者は、受注者が第11条第1項、同条第2項第16号又は同項第17号のいずれかに該当するに至ったときは、保証人に対して物品の納入を請求することができる。
- 4 前項の履行請求は、民法第441条及び同法第458条の規定にかかわらず、受注者に対しても効力を有する。
- 5 保証人は、第3項の請求があったときは、前条の規定にかかわらず、この契約に基づく権利及び義務を承継する。

(契約外の事項)

第17条 受注者は、本契約書に規定しない事項は、丸亀市契約規則に定めるところに従わなければならない。

第18条 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が調わない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合における訴訟は、丸亀市役所所在地を管轄する高松地方裁判所丸亀支部に

提起するものとする。

第19条 前各条に規定するもののほか必要な事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本書3通を作成し、発注者、受注者及び保証人がそれぞれ記名押印して、各自1通を保有する。

令和7年11月4日

発注者 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者 市長 松永恭二 印

受注者 丸亀市綾歌町栗熊東516
真鍋商事株式会社
代表取締役 真鍋敬則 印

保証人 丸亀市幸町一丁目6番5号
株式会社四国建材社
代表取締役 大熊健司 印

仕様書

- 1 件 名 丸亀市民会館一般備品購入（その2）
- 2 納入期限 令和8年6月30日（火）
- 3 納入場所 丸亀市民会館（丸亀市大手町二丁目3番1号）
- 4 品名、数量等 別紙による
- 5 購入及び納入等
 - （1） 購入品は原則カタログに掲載されているものとし、新品であること。
 - （2） 納入日時、設置場所及び搬入経路については、契約締結後に協議を行い、本市の指示に従うこと。設置場所及び搬入経路等の詳細は、契約締結後に本市から別途提示するものとする。
 - （3） 納入時に、購入品及び施設を破損することのないよう配慮し、破損した場合は、受注者の責任において対応すること。また、納入作業において養生が必要と判断される場合は、受注者が実施するものとし、使用した資材等は、作業後、適切に処分すること。
 - （4） 受注者は、納入時に本市職員が行う検収に立ち会うものとする。
- 6 保証期間
 - （1） 購入品の保証期間は、すべての納入が完了した日から起算して1年とする。ただし、メーカーによる保証期間が1年を超える場合は、メーカーの保証期間とする。
 - （2） 保証期間中にメーカー又は受注者の責めに帰すべき事由により故障、不良その他不具合が発生した場合は、受注者が無償で対応するものとする。
- 7 入札及び契約
 - （1） 本件は、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年3月22日条例第52号）第3条の規定により、契約にあたっては、議会の議決に付す必要があるため、令和7年12月議会において議決を得たのちに本契約を締結する。なお、丸亀市契約規則（平成17年3月22日規則第48号）第37条第1項の規定により、議会の議決を得る前に、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した契約書により、仮契約を締結すること。
 - （2） 入札金額は、消費税及び地方消費税を除いた総額を記載すること。
 - （3） 入札金額には、購入費、設置場所までの運送費、搬入、組立、設置、動作確認、取扱説明等に係る一切の費用を含むこと。
 - （4） 契約金は、すべての検収が完了した後、受注者の請求に基づき1回払いにて支払うものとする。

- (5) 本契約成立後から納入期限までの期間に購入品等の価格改定があった場合についても、契約金額の変更は行わない。

8 その他

本仕様書に定めのない事項、その他疑義については、本市と受注者とが協議し定めるものとする。

丸亀市民会館一般物品（その2）一覧表

NO	フロア (階層)	区分	品名	寸法	カラー	数量	オカムラ		コクヨ		イトーキ		指定品 品名	
							品名	カラー	品名	カラー	品名	カラー	メーカー	カラー
1	1	楽屋ラウンジ	冷蔵庫			1 台							パナソニック	NR-B18C2-K
2	1	楽屋ラウンジ	電子レンジ			1 台							パナソニック	NE-FL222-K
3	1	事務所	制火金庫	716W666.5D1500H	黒	1 台	FKH1EP 2A75		GEH-7515G1-WE		HS-E252TKF1N3	ナチュラリグラー		
4	1	事務所	平机 (引出庫、パネル脚)	600W600D720H	PW511/黒	1 台	3V21GN MDY1		CER-076JAPC-061		ナチュラリグラー	ナチュラリグラー		
5	1	事務所	卓立て	1200W1700D50H	ブラック	1 台	L971BD-S01		同等品無し		同等品無し			
6	1	事務所	冷蔵庫 マルトブラク			1 台							パナソニック	NR-B18C2-K
7	1	事務所	AED ハートスタート HS1 + e1			7 台							ファイナズ	M5066Ae
8	1	事務所	AEDスタンド			6 台							高松商会	MDX-342B
9	1	事務所	シュレッダー			1 台							アイズオーヤマ	OF318H
10	1	事務所	紙碎機 A3対応			1 台							MAX	EPF-400
11	1	事務所	電子レンジ			1 台							パナソニック	NE-FL222-K
12	1	事務所	防犯カメラ			15 台							なんず	NZ-645W
13	1	事務所	救急箱(20人用)			1 個							ミドリ安全	4082111657
14	1	事務所	担架			1 個							ケンクス	KZ-20A
15	1	舞台スタジオ	軽便車 オープンA 天板6 段	1800W4500D1800H	ホワイト	2 台	63X6AP 2A75	黒	ERR-166450-W7		SE-A6556EF1NN	ナチュラリグラー		
16	1	授乳室1	ローバクワフ (ブラケット)	950W700D720H	ダーク	1 台	MS64BS PE49	ダーク	同等品無し		NPR-L105GC-64H1M11	ホワイトブラウン		
17	1	授乳室1	パネル (Uイタイプ、バックパネル、連結具付)	950W500D1275H	シルバー	1 枚	MS61NB PE52	シルバー	同等品無し		PFR-BP0100B-H61	ホワイトブラウン		
18	1	授乳室1	パネル (Uイタイプ、サイドパネル、L用、連結具付)	900W500D1275H	シルバー	1 枚	MS61ML PE52	シルバー	同等品無し		ホワイトブラウン	ホワイトブラウン		
19	1	授乳室1	パネル (Uイタイプ、サイドパネル、R用、連結具付)	900W500D1275H	シルバー	1 枚	MS61MR PE52	シルバー	同等品無し		ホワイトブラウン	ホワイトブラウン		
20	1	風除室1	卓立 (44本、ダ付式、P77ラ-PCK-44)	1235W520D980H		1 台							山崎産業	YA-71L-ID
21	1	風除室1	卓立 (44本、ダ付式、P77ラ-PCK-44)	404W400D820H		1 台	L998KH B722		同等品無し		US-700 + イレ-700			
22	1	風除室2・風除室2 備	サインスタンド	210(297)W200φ H1000	シルバー	1 台							TAKIYA	TS06-A4FS
23	1	風除室2・風除室2 備	卓立 (44本、ダ付式、P77ラ-PCK-44)	1235W520D980H		1 台							山崎産業	YA-71L-ID
24	1	風除室2・風除室2 備	卓立 (44本、ダ付式、P77ラ-PCK-44)	404W400D820H		1 台	L998KH B722		同等品無し		US-700 + イレ-700			
25	1	風除室2・風除室2 備	卓立 (44本、ダ付式、P77ラ-PCK-44)	404W400D820H	レッド	4 台	L998KH B722		同等品無し		US-700 + イレ-700			
26	1	風除室2・風除室2 備	卓立 (44本、ダ付式、P77ラ-PCK-44)	404W400D820H	レッド	4 台	L998KH B722		同等品無し		US-700 + イレ-700			
27	1	ロビー1-1	サインスタンド	210(297)W200φ H1000	シルバー	1 台							山崎産業	YA-71L-ID
28	1	ロビー1-1	サインスタンド	210(297)W200φ H1000	シルバー	1 台							山崎産業	YA-71L-ID
29	1	風除室3	卓立 (44本、ダ付式、P77ラ-PCK-44)	1235W520D980H		1 台							山崎産業	YA-71L-ID
30	1	風除室3	卓立 (44本、ダ付式、P77ラ-PCK-44)	404W400D820H		1 台	L998KH B722		同等品無し		US-700 + イレ-700			
31	1	風除室3	卓立 (44本、ダ付式、P77ラ-PCK-44)	404W400D820H	レッド	4 台	L998KH B722		同等品無し		US-700 + イレ-700			
32	1	講堂A・マルチ ホール	サインスタンド	210(297)W200φ H1000	シルバー	1 台							山崎産業	YA-71L-ID
33	1	講堂A・マルチ ホール	サインスタンド	210(297)W200φ H1000	シルバー	1 台							山崎産業	YA-71L-ID
34	1	講堂A・マルチ ホール	サインスタンド	210(297)W200φ H1000	シルバー	1 台							山崎産業	YA-71L-ID
35	1	マルチホールB	サインスタンド	210(297)W200φ H1000	シルバー	1 台							山崎産業	YA-71L-ID

[illegible]

議案第 127 号

物品の購入について（丸亀市民会館木製備品購入）

次のとおり物品の購入をいたしたい。

令和 7 年 12 月 1 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 購 入 物 品 丸亀市民会館木製備品購入

2 契約の方法 指名競争入札

3 購 入 金 額 金 43,912,000 円

うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 金 3,992,000 円

4 購 入 先 丸亀市本町 38 番地 3

有限会社脇紙店

代表取締役 脇 賢治

参 照 物品売買仮契約書（写）別紙のとおり

物 品 売 買 仮 契 約 書 (写)

- 1 品名及び数量 丸亀市民会館木製備品購入
品名及び数量は別紙参照
- 2 契 約 金 額 ￥43,912,000－
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥3,992,000－
- 3 納 入 期 限 令和8年6月30日
- 4 納 入 場 所 丸亀市大手町二丁目3番1号 丸亀市民会館
- 5 契 約 保 証 金 丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）第32条第3号の規定により免除
- 6 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記のことについて、発注者 丸亀市（代表者 市長 松永恭二）と受注者 有限会社脇紙店（代表取締役 脇賢治）と保証人 四国装備株式会社（代表取締役 今井英孝）との間に次のとおり契約を締結する。

（納入物品の品質等）

第1条 納入物品の品質、構造、形状、寸法等は、見本、仕様書又は図面によるものとする。

（納入期限の延長）

第2条 受注者は、天災その他真にやむを得ない理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、期限延長の申出をすることができる。

- 2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

（検収）

第3条 発注者は、受注者が物品を納入した日から10日以内に検収を行うものとする。

- 2 検収に要する費用及び検収のため変質、変形、消耗又はき損したものは、すべて受注者の負担とする。

- 3 受注者は、第1項の検収に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検収の結果について異議を申し立てることができない。

（所有権）

第4条 物品の所有権は、検収を完了したとき、受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて受注者の負担とする。

- 2 発注者受注者双方の責めに帰することができない事由により、移転前に物品が亡失し、又はき損した場合は、発注者は契約を解除することができる。

(契約金の支払)

第5条 受注者は、検収を完了した後、発注者の指示する手続に従って契約金の支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、その支払請求書を受理したときは、30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。

(遅延違約金)

第6条 受注者は、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、遅延数量に対する契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額を遅延違約金として発注者に支払わなければならない。

- 2 前項の遅延違約金の徴収日数の計算については、検収に要した日数は、これを算入しない。

(履行の追完請求)

第7条 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という。）は、発注者は、受注者に対し、相当の期間を定めて当該物品の修補、これに代わる物品の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 契約不適合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する履行の追完を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約金額の減額請求)

第8条 前条の規定により発注者が、受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、又は受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

- 2 契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する契約金額の減額を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(準用)

第9条 前2条の規定は、債務不履行による損害賠償請求及び解除権の行使を妨げない。ただし、前条の請求により契約金額の減額をした場合は、この限りでない。

(契約不適合責任期間)

第10条 受注者が、契約不適合の物品を納入した場合において、発注者が不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、履行の追完請求、契約金額の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が納入時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の解除)

第11条 受注者が、納入期限内に契約を履行しない又は履行の見込みがない場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行が行われない場合、発注者は契約を解除することができる。

2 次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、発注者は、前項の催告をすることなく、直ちに、契約を解除することができる。

- (1) 契約の全部が履行不能であるとき。
- (2) 受注者から契約解除の申入れがあったとき。
- (3) 受注者がこの契約条項に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 発注者が行う物品の検収に際し、受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。
- (5) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))。
- (6) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する

命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (7) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (8) 受注者(法人にあつては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (9) 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (10) 代表一般役員等(受注者の代表役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。))をいう。以下この号において同じ。)、一般役員等(法人の役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは営業所(常時売買契約等を締結する事務所をいう。))を代表する者(代表役員等を除く。))をいう。)又は経営に事実上参加している者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。))と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この条において同じ。)であると認められるとき。
- (11) 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
- (12) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認めら

れるとき。

(13) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(14) 契約等に当たり、その相手方が第10号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

(15) 第10号から第13号までのいずれかに該当する者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が当該下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(16) 前項の催告をしても、契約の目的を達するに足りる履行の見込みがないことが明らかであるとき。

(17) 前各号に掲げるもののほか、契約の目的を達するのに十分な履行が見込まれないことが明らかであるとき。

3 発注者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、この契約の一部を解除することができる。

(1) 契約の一部が履行不能であるとき。

(2) 受注者から契約の一部を解除する申入れがあったとき。

（違約金）

第12条 受注者は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、前条第3項による契約の一部を解除されたときは、発注者と受注者が協議して定めることができる。

（賠償金）

第13条 受注者は、第11条第2項第5号又は第6号に該当するときは、発注者が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、発注者が契約の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。

3 前2項の規定は、発注者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(損害賠償)

第14条 受注者が契約の本旨に従った履行をしないとき、又は契約の履行が不能であるときは、発注者は、受注者に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償を請求することができる場合において、発注者は、次の各号に掲げるときは、契約の履行の代わりに損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 契約の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者が契約の履行を拒絶する意思表示をしたとき。
- (3) 契約の不履行により契約の解除権が発生したとき。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 受注者は、この契約から生ずる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は第三者のための担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(保証人)

第16条 保証人は、この契約において、受注者が発注者に対して負担する一切の義務履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

- 2 発注者は、保証人から請求があったときは、遅滞なく、本契約の履行状況、その他保証人が連帯して負うべき責任の内容に関する情報を提供しなければならない。
- 3 発注者は、受注者が第11条第1項、同条第2項第16号又は同項第17号のいずれかに該当するに至ったときは、保証人に対して物品の納入を請求することができる。
- 4 前項の履行請求は、民法第441条及び同法第458条の規定にかかわらず、受注者に対しても効力を有する。
- 5 保証人は、第3項の請求があったときは、前条の規定にかかわらず、この契約に基づく権利及び義務を承継する。

(契約外の事項)

第17条 受注者は、本契約書に規定しない事項は、丸亀市契約規則に定めるところに従わなければならない。

第18条 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が調わない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合における訴訟は、丸亀市役所所在地を管轄する高松地方裁判所丸亀支部に

提起するものとする。

第19条 前各条に規定するもののほか必要な事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本書3通を作成し、発注者、受注者及び保証人がそれぞれ記名押印して、各自1通を保有する。

令和7年11月4日

発注者 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者 市長 松永恭二 印

受注者 丸亀市本町38-3
有限会社脇紙店
代表取締役 脇賢治 印

保証人 香川県坂出市林田町4265番地14
四国装備株式会社
代表取締役 今井英孝 印

仕様書

1 件 名 丸亀市民会館木製備品購入

2 納入期限 令和8年6月30日(火)

3 納入場所 丸亀市民会館(丸亀市大手町二丁目3番1号)

4 品名、数量等 別紙による

5 購入品の製作等

- (1) 購入品については、設置場所を実測した上で、寸法等を設定し、製作図を作成すること。また、各品名につき2回までモックアップを製作し、購入品の素材やデザイン、設置場所の内装や取り合わせ等を十分に確認した上で、本市の承認を得てから購入品の製作を行うこと。
- (2) 購入品の樹種、素材、形状及びデザイン等については、製作過程において、本市と協議の上、一部変更することがある。
- (3) 購入品の木材については、丸亀市内の業者より調達すること。
- (4) 作成した製作図は納入する購入品とともに、図面データおよびPDFデータを記録媒体により提出すること。なお、提出した図面データは本市に帰属するものとし、製作者の承諾なく利用できるものとする。

6 納入及び取付け等

- (1) 納入日時、設置場所及び搬入経路については、契約締結後に協議を行い、本市の指示に従うこと。設置場所及び搬入経路等の詳細は、契約締結後に本市から別途提示するものとする。
- (2) 納入時に、納入物品及び施設を破損することのないよう配慮し、破損した場合は、受注者の責任において対応すること。また、納入作業において養生が必要と判断される場合は、受注者が実施するものとし、使用した資材等は、作業後、適切に処分すること。
- (3) 設置場所への取付けが必要な購入品については、本市の指示により取付けるものとし、確認作業を行うこと。
- (4) 受注者は、納入時に本市職員が行う検収に立ち会うものとする。

7 保証期間

- (1) 購入品の保証期間は、すべての納入が完了した日から起算して1年とする。
- (2) 保証期間中に受注者の責めに帰すべき事由により故障、不良その他不具合が発生した場合は、受注者が無償で対応するものとする。

8 入札及び契約

- (1) 本件は、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年 3 月 22 日条例第 52 号）第 3 条の規定により、契約にあたっては、議会の議決に付す必要があるため、令和 7 年 12 月議会において議決を得たのちに本契約を締結する。なお、丸亀市契約規則（平成 17 年 3 月 22 日規則第 48 号）第 37 条第 1 項の規定により、議会の議決を得る前に、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した契約書により、仮契約を締結すること。
- (2) 入札金額は、消費税及び地方消費税を除いた総額を記載すること。
- (3) 入札金額には、購入費、設置場所までの運送費、搬入、組立、設置、動作確認、取扱説明等に係る一切の費用を含むこと。
- (4) 契約金は、すべての検収が完了した後、受注者の請求に基づき 1 回払いにて支払うものとする。
- (5) 本契約成立後から納入期限までの期間に購入品等の価格改定があった場合についても、契約金額の変更は行わない。

9 その他

本仕様書に定めのない事項、その他疑義については、本市と受注者とが協議し定めるものとする。

丸亀市民会館木製備品一覧表

NO	品名	図面	数量	
1	カウンター	T1	14	台
2	テーブル	T2	16	台
3	ハイテーブル	T3	13	台
4	スツール	C1	12	台
5	スツール (クッションあり)	C1a	129	台
6	丸太スツール	C1b	1	台
7	背付きスツール	C2	4	台
8	背付きスツール (クッションあり)	C2a	12	台
9	ソファ	C3	29	台
10	□の字ベンチ	C5	1	台
11	ソファ (1.5人掛け)	C6	2	台

議案第 128 号

物品の購入について（丸亀市民会館楽器他備品購入）

次のとおり物品の購入をいたしたい。

令和 7 年 12 月 1 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 購 入 物 品 丸亀市民会館楽器他備品購入

2 契約の方法 指名競争入札

3 購 入 金 額 金 21,681,000 円

うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 金 1,971,000 円

4 購 入 先 香川県坂出市京町 3-7-51

株式会社秋山楽器店

代表取締役 秋山 良人

参 照 物品売買仮契約書（写）別紙のとおり

物 品 売 買 仮 契 約 書 (写)

- 1 品名及び数量 丸亀市民会館楽器他備品購入
品名及び数量は別紙参照
- 2 契 約 金 額 ￥21,681,000－
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥1,971,000－
- 3 納 入 期 限 令和8年6月30日
- 4 納 入 場 所 丸亀市大手町二丁目3番1号 丸亀市民会館
- 5 契 約 保 証 金 丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）第32条第3号の規定により免除
- 6 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記のことについて、発注者 丸亀市（代表者 市長 松永恭二）と受注者 株式会社秋山楽器店（代表取締役 秋山良人）と保証人 株式会社スズキ楽器（代表取締役社長 鈴木伸一）との間に次のとおり契約を締結する。

（納入物品の品質等）

第1条 納入物品の品質、構造、形状、寸法等は、見本、仕様書又は図面によるものとする。

（納入期限の延長）

第2条 受注者は、天災その他真にやむを得ない理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、期限延長の申出をすることができる。

- 2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

（検収）

第3条 発注者は、受注者が物品を納入した日から10日以内に検収を行うものとする。

- 2 検収に要する費用及び検収のため変質、変形、消耗又はき損したものは、すべて受注者の負担とする。

- 3 受注者は、第1項の検収に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検収の結果について異議を申し立てることができない。

（所有権）

第4条 物品の所有権は、検収を完了したとき、受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて受注者の負担とする。

- 2 発注者受注者双方の責めに帰することができない事由により、移転前に物品が亡失し、又はき損した場合は、発注者は契約を解除することができる。

(契約金の支払)

第5条 受注者は、検収を完了した後、発注者の指示する手続に従って契約金の支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、その支払請求書を受理したときは、30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。

(遅延違約金)

第6条 受注者は、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、遅延数量に対する契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額を遅延違約金として発注者に支払わなければならない。

- 2 前項の遅延違約金の徴収日数の計算については、検収に要した日数は、これを算入しない。

(履行の追完請求)

第7条 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という。）は、発注者は、受注者に対し、相当の期間を定めて当該物品の修補、これに代わる物品の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 契約不適合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する履行の追完を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約金額の減額請求)

第8条 前条の規定により発注者が、受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、又は受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

- 2 契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する契約金額の減額を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(準用)

第9条 前2条の規定は、債務不履行による損害賠償請求及び解除権の行使を妨げない。ただし、前条の請求により契約金額の減額をした場合は、この限りでない。

(契約不適合責任期間)

第10条 受注者が、契約不適合の物品を納入した場合において、発注者が不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、履行の追完請求、契約金額の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が納入時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の解除)

第11条 受注者が、納入期限内に契約を履行しない又は履行の見込みがない場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行が行われない場合、発注者は契約を解除することができる。

2 次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、発注者は、前項の催告をすることなく、直ちに、契約を解除することができる。

- (1) 契約の全部が履行不能であるとき。
- (2) 受注者から契約解除の申入れがあったとき。
- (3) 受注者がこの契約条項に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 発注者が行う物品の検収に際し、受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。
- (5) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))。
- (6) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する

命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (7) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (8) 受注者(法人にあつては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (9) 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (10) 代表一般役員等(受注者の代表役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。))をいう。以下この号において同じ。)、一般役員等(法人の役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは営業所(常時売買契約等を締結する事務所をいう。)を代表する者(代表役員等を除く。))をいう。)又は経営に事実上参加している者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この条において同じ。)であると認められるとき。
- (11) 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
- (12) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認めら

れるとき。

(13) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(14) 契約等に当たり、その相手方が第10号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

(15) 第10号から第13号までのいずれかに該当する者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が当該下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(16) 前項の催告をしても、契約の目的を達するに足りる履行の見込みがないことが明らかであるとき。

(17) 前各号に掲げるもののほか、契約の目的を達するのに十分な履行が見込まれないことが明らかであるとき。

3 発注者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、この契約の一部を解除することができる。

(1) 契約の一部が履行不能であるとき。

(2) 受注者から契約の一部を解除する申入れがあったとき。

（違約金）

第12条 受注者は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、前条第3項による契約の一部を解除されたときは、発注者と受注者が協議して定めることができる。

（賠償金）

第13条 受注者は、第11条第2項第5号又は第6号に該当するときは、発注者が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、発注者が契約の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。

3 前2項の規定は、発注者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(損害賠償)

第14条 受注者が契約の本旨に従った履行をしないとき、又は契約の履行が不能であるときは、発注者は、受注者に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償を請求することができる場合において、発注者は、次の各号に掲げるときは、契約の履行の代わりに損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 契約の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者が契約の履行を拒絶する意思表示をしたとき。
- (3) 契約の不履行により契約の解除権が発生したとき。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 受注者は、この契約から生ずる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は第三者のための担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(保証人)

第16条 保証人は、この契約において、受注者が発注者に対して負担する一切の義務履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

- 2 発注者は、保証人から請求があったときは、遅滞なく、本契約の履行状況、その他保証人が連帯して負うべき責任の内容に関する情報を提供しなければならない。
- 3 発注者は、受注者が第11条第1項、同条第2項第16号又は同項第17号のいずれかに該当するに至ったときは、保証人に対して物品の納入を請求することができる。
- 4 前項の履行請求は、民法第441条及び同法第458条の規定にかかわらず、受注者に対しても効力を有する。
- 5 保証人は、第3項の請求があったときは、前条の規定にかかわらず、この契約に基づく権利及び義務を承継する。

(契約外の事項)

第17条 受注者は、本契約書に規定しない事項は、丸亀市契約規則に定めるところに従わなければならない。

第18条 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が調わない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合における訴訟は、丸亀市役所所在地を管轄する高松地方裁判所丸亀支部に

提起するものとする。

第19条 前各条に規定するもののほか必要な事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本書3通を作成し、発注者、受注者及び保証人がそれぞれ記名押印して、各自1通を保有する。

令和7年11月4日

発注者 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者 市長 松永恭二 印

受注者 香川県坂出市京町3-7-51
株式会社秋山楽器店
代表取締役 秋山良人 印

保証人 香川県高松市今里町3-1
株式会社スズキ楽器
代表取締役社長 鈴木伸一 印

仕様書

- 1 件 名 丸亀市民会館楽器他備品購入
- 2 納入期限 令和8年6月30日（火）
- 3 納入場所 丸亀市民会館（丸亀市大手町二丁目3番1号）
- 4 品名、数量等 別紙による
- 5 購入及び納入等
 - （1） 購入品は原則カタログに掲載されているものとし、新品であること。
 - （2） 納入日時、設置場所及び搬入経路については、契約締結後に協議を行い、本市の指示に従うこと。設置場所及び搬入経路等の詳細は、契約締結後に本市から別途提示するものとする。
 - （3） 納入時に、購入品及び施設を破損することのないよう配慮し、破損した場合は、受注者の責任において対応すること。また、納入作業において養生が必要と判断される場合は、受注者が実施するものとし、使用した資材等は、作業後、適切に処分すること。
 - （4） 受注者は、納入時に本市職員が行う検収に立ち会うものとする。
- 6 保証期間
 - （1） 購入品の保証期間は、すべての納入が完了した日から起算して1年とする。ただし、メーカーによる保証期間が1年を超える場合は、メーカーの保証期間とする。
 - （2） 保証期間中にメーカー又は受注者の責めに帰すべき事由により故障、不良その他不具合が発生した場合は、受注者が無償で対応するものとする。
- 7 入札及び契約
 - （1） 本件は、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年3月22日条例第52号）第3条の規定により、契約にあたっては、議会の議決に付す必要があるため、令和7年12月議会において議決を得たのちに本契約を締結する。なお、丸亀市契約規則（平成17年3月22日規則第48号）第37条第1項の規定により、議会の議決を得る前に、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した契約書により、仮契約を締結すること。
 - （2） 入札金額は、消費税及び地方消費税を除いた総額を記載すること。
 - （3） 入札金額には、購入費、設置場所までの運送費、搬入、組立、設置、動作確認、取扱説明等に係る一切の費用を含むこと。
 - （4） 契約金は、すべての検収が完了した後、受注者の請求に基づき1回払いにて支払うものとする。

- (5) 本契約成立後から納入期限までの期間に購入品等の価格改定があった場合についても、契約金額の変更は行わない。

8 その他

本仕様書に定めのない事項、その他疑義については、本市と受注者とが協議し定めるものとする。

丸亀市民会館楽器他備品購入一覧表

NO	品名	メーカー	仕様等	数量	
1	アップライトピアノ	YAMAHA	YUS1	1	台
2	ドラムセット クラッシュシンバルセット	YAMAHA	SBP2F5S18 18"	1	台
3	ドラム椅子	YAMAHA	DS750	1	台
4	ドラムマット	YAMAHA	DM2016	1	台
5	キーボードアンブ	ROLAND (ローランド)	KC-200	1	台
6	ギターアンブ	MARSHALL (マーシャル)	JVM410C	1	台
7	ベースアンブ	PJB	Compact Plus	1	台
8	電子ピアノ(キーボード)シンセサイザー	YAMAHA	CP88	1	台
9	電子ピアノ セパレート	福岡楽器センター	FP-10-KS2KB-CASE2	1	台
10	ピアノ椅子 (ベンチ椅子)	Andexinger	484SN-heft-01A	1	台
11	ピアノ椅子 (背付き椅子)	YAMAHA	No. 5 座面色黒	12	台
12	補助ペダル	YAMAHA	PPA	1	台
13	バス椅子	KMK	KK-G1 + KK-G1BR	10	セット
14	演奏者用譜面台	ウイングー (Wenger)	F-3021	140	台
15	譜面台運搬車	ウイングー (Wenger)	F-402L	7	台
16	オーケストラチェア	コトブキ	FC-701N	150	台
17	オーケストラ用運搬車	コトブキ	FE-702N	10	台

議案第 129 号

物品の購入について（丸亀市民会館舞台照明備品購入（その2））

次のとおり物品の購入をいたしたい。

令和7年12月1日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 購入物品 丸亀市民会館舞台照明備品購入（その2）

2 契約の方法 指名競争入札

3 購入金額 金 84,150,000 円

うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 金 7,650,000 円

4 購入先 大阪府大阪市北区天満 2-12-16

株式会社松村電機製作所 関西支店

支店長 富山 博司

参 照 物品売買仮契約書（写）別紙のとおり

物 品 売 買 仮 契 約 書 (写)

- 1 品名及び数量 丸亀市民会館舞台照明備品購入（その２）
品名及び数量は別紙参照
- 2 契 約 金 額 ￥84,150,000－
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥7,650,000－
- 3 納 入 期 限 令和8年6月30日
- 4 納 入 場 所 丸亀市大手町二丁目3番1号 丸亀市民会館
- 5 契 約 保 証 金 丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）第32条第1号の規定により免除
- 6 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記のことについて、発注者丸亀市（代表者 市長 松永恭二）と受注者 株式会社松村電機製作所 関西支店（支店長 富山博司）との間に次のとおり契約を締結する。

（納入物品の品質等）

第1条 納入物品の品質、構造、形状、寸法等は、見本、仕様書又は図面によるものとする。

（納入期限の延長）

第2条 受注者は、天災その他真にやむを得ない理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、期限延長の申出をすることができる。

- 2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

（検収）

第3条 発注者は、受注者が物品を納入した日から10日以内に検収を行うものとする。

- 2 検収に要する費用及び検収のため変質、変形、消耗又はき損したものは、すべて受注者の負担とする。

- 3 受注者は、第1項の検収に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検収の結果について異議を申し立てることができない。

（所有権）

第4条 物品の所有権は、検収を完了したとき、受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、発注者の責めに帰すべき事由

により生じたものを除き、すべて受注者の負担とする。

- 2 発注者受注者双方の責めに帰することができない事由により、移転前に物品が亡失し、又はき損した場合は、発注者は契約を解除することができる。

(契約金の支払)

第5条 受注者は、検収を完了した後、発注者の指示する手続に従って契約金の支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、その支払請求書を受理したときは、30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。

(遅延違約金)

第6条 受注者は、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、遅延数量に対する契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額を遅延違約金として発注者に支払わなければならない。

- 2 前項の遅延違約金の徴収日数の計算については、検収に要した日数は、これを算入しない。

(履行の追完請求)

第7条 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という。）は、発注者は、受注者に対し、相当の期間を定めて当該物品の修補、これに代わる物品の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 契約不適合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する履行の追完を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約金額の減額請求)

第8条 前条の規定により発注者が、受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、又は受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

- 2 契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する契約金額の減額を請求することができない。ただし、受注者が契約

不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(準用)

第9条 前2条の規定は、債務不履行による損害賠償請求及び解除権の行使を妨げない。ただし、前条の請求により契約金額の減額をした場合は、この限りでない。

(契約不適合責任期間)

第10条 受注者が、契約不適合の物品を納入した場合において、発注者が不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、履行の追完請求、契約金額の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が納入時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の解除)

第11条 受注者が、納入期限内に契約を履行しない又は履行の見込みがない場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行が行われない場合、発注者は契約を解除することができる。

2 次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、発注者は、前項の催告をすることなく、直ちに、契約を解除することができる。

(1) 契約の全部が履行不能であるとき。

(2) 受注者から契約解除の申入れがあったとき。

(3) 受注者がこの契約条項に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 発注者が行う物品の検収に際し、受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。

(5) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(6) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命

令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (7) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (8) 受注者(法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (9) 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (10) 代表一般役員等(受注者の代表役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。))をいう。以下この号において同じ。)、一般役員等(法人の役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは営業所(常時売買契約等を締結する事務所をいう。)を代表する者(代表役員等を除く。)をいう。)又は経営に事実上参加している者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この条において同じ。)であると認められるとき。
- (11) 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産

上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

(12) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

(13) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(14) 契約等に当たり、その相手方が第10号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

(15) 第10号から第13号までのいずれかに該当する者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が当該下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(16) 前項の催告をしても、契約の目的を達するに足りる履行の見込みがないことが明らかであるとき。

(17) その他、契約の目的を達するのに十分な履行が見込まれないことが明らかであるとき。

3 発注者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、この契約の一部を解除することができる。

(1) 契約の一部が履行不能であるとき。

(2) 受注者から契約の一部を解除する申入れがあったとき。

（違約金）

第12条 受注者は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、前条第3項による契約の一部を解除されたときは、発注者と受注者が協議して定めることができる。

（賠償金）

第13条 受注者は、第11条第2項第5号又は第6号に該当するときは、発注者が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、発注者が契約の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。
- 3 前2項の規定は、発注者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(損害賠償)

第14条 受注者が契約の本旨に従った履行をしないとき、又は契約の履行が不能であるときは、発注者は、受注者の対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により損害賠償を請求することができる場合において、発注者は、次の各号に掲げるときは、契約の履行の代わりに損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 契約の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者が契約の履行を拒絶する意思表示をしたとき。
- (3) 契約の不履行により契約の解除権が発生したとき。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 受注者は、この契約から生ずる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は第三者のための担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約外の事項)

第16条 受注者は、本契約書に規定しない事項は、丸亀市契約規則に定めるところに従わなければならない。

第17条 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が調わない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合における訴訟は、丸亀市役所所在地を管轄する高松地方裁判所丸亀支部に提起するものとする。

第18条 前各条に規定するもののほか必要な事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者がそれぞれ記名押印して、各自1通を保有する。

令和7年11月4日

発注者 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者 市長 松永恭二 印

受注者 大阪府大阪市北区天満2-12-16
株式会社松村電機製作所 関西支店
支店長 富山博司 印

仕様書

1 件 名 丸亀市民会館舞台照明備品購入（その2）

2 納入期限 令和8年6月30日（火）

3 納入場所 丸亀市民会館（丸亀市大手町二丁目3番1号）

4 品名、数量等 別紙による

5 購入品等

- （1） 購入品は原則カタログに掲載されているものとし、新品であること。
- （2） 特注品については、機器図を作成し、事前に本市の承認を得ること。
- （3） 購入品の図面及び作成した機器図は、図面データ（CAD等）およびPDFデータを記録媒体により提出すること。なお、提出したデータは本市に帰属するものとし、受注者の承諾なく利用できるものとする。

6 納入及び取付け等

- （1） 納入日時、設置場所及び搬入経路については、契約締結後に協議を行い、本市の指示に従うこと。設置場所及び搬入経路等の詳細は、契約締結後に本市から別途提示するものとする。
- （2） 納入時に、購入品及び施設を破損することのないよう配慮し、破損した場合は、受注者の責任において対応すること。また、納入作業において養生が必要と判断される場合は、受注者が実施するものとし、使用した資材等は、作業後、適切に処分すること。
- （3） 設置場所への取付けが必要な備品については、本市の指示により取付けるものとし、支障なく稼働等するか確認作業を行うこと。
- （4） 受注者は、納入時に本市職員が行う検収に立ち会うものとする。

7 保証期間

- （1） 購入品の保証期間は、すべての納入が完了した日から起算して1年とする。ただし、メーカーによる保証期間が1年を超える場合は、メーカーの保証期間とする。
- （2） 保証期間中にメーカー又は受注者の責めに帰すべき事由により故障、不良その他不具合が発生した場合は、受注者が無償で対応するものとする。

8 入札及び契約

- （1） 本件は、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年3月22日条例第52号）第3条の規定により、契約にあたっては、議会の議決に付す必要があるため、令和7年12月議会において議決を得たのちに本契約

を締結する。なお、丸亀市契約規則（平成 17 年 3 月 22 日規則第 48 号）第 37 条第 1 項の規定により、議会の議決を得る前に、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した契約書により、仮契約を締結すること。

- (2) 入札金額は、消費税及び地方消費税を除いた総額を記載すること。
- (3) 入札金額には、購入費、設置場所までの運送費、搬入、組立、設置、動作確認、取扱説明等に係る一切の費用を含むこと。
- (4) 契約金は、すべての検収が完了した後、受注者の請求に基づき 1 回払いにて支払うものとする。
- (5) 本契約成立後から納入期限までの期間に購入品等の価格改定があった場合についても、契約金額の変更は行わない。

9 その他

本仕様書に定めのない事項、その他疑義については、本市と受注者とが協議し定めるものとする。

丸亀市民会館舞台照明備品購入（その２）一覧表

NO.	品名	メーカー	品番	仕様等	数量	
1	LED Wash Moving MAC Aura XIP	Martin	90250100	下記を含む ・電源ケーブルD型 1.25sq/D20P/1.5m×36本 ・電源ケーブル平行 1.25sq/平行3P/1.5m×36本 ・セーティーワイヤー 20kg×36本	30	台
2	" Gクランプハンガー	Martin	916002003		60	個
3	" 2灯用ハードケース	Martin		取手貫通タイプ	15	個
4	星球（12間＊6間）	TELMIC	特注製作品	別途図面有 ・W21,816mm×H10,800mm LED白星球×432灯 ・LED星球 78本（うち6本予備） ・DMX吊り下げ式ドライブ 1台 ・収納用ブラボックス 2台 ・入力線1間延長加工有り	1	台
5	UPS	OMRON	BW55T		2	台
6	モニター	Philips	242B9T/11	MV卓拡張 24inch タouchスクリーンモニター	3	台
7	No6用モニター運搬ケース	PULSE	242B9T/11用ケース	ダンブラケース	3	個
8	ネットワークスイッチ（12Port PoE）	Pathway	PWVIA シリーズ	PoE対応、VLAN設定、ケース付	2	台
9	Grand MA3 Light	MA Lighting	Grand MA3 Light	ハドケース付	1	台
10	Grand MA3 Compact	MA Lighting	Grand MA3 Compact	ハドケース付	1	台
11	ERA 600 Performance	Martin	ERA 600 Performance	ケース付	8	台
12	ColorSource Spot Jr（LED）	松村電機	CSSPOTJDB	DeepBlue ケース無し	8	台

議案第 130 号

物品の購入について（丸亀市民会館舞台大道具備品購入（その2））

次のとおり物品の購入をいたしたい。

令和7年12月1日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 購入物品 丸亀市民会館舞台大道具備品購入（その2）

2 契約の方法 指名競争入札

3 購入金額 金 148,500,000 円

うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 金 13,500,000 円

4 購入先 東京都台東区花川戸 2-11-2

森平舞台機構株式会社

代表取締役 森 健輔

参 照 物品売買仮契約書（写）別紙のとおり

物 品 売 買 仮 契 約 書 (写)

- 1 品名及び数量 丸亀市民会館舞台大道具備品購入（その2）
品名及び数量は別紙参照
- 2 契 約 金 額 ￥148,500,000－
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥13,500,000－
- 3 納 入 期 限 令和8年6月30日
- 4 納 入 場 所 丸亀市大手町二丁目3番1号 丸亀市民会館
- 5 契 約 保 証 金 丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）第32条第1号の規定により免除
- 6 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記のことについて、発注者丸亀市（代表者 市長 松永恭二）と受注者 森平舞台機構株式会社（代表取締役 森健輔）との間に次のとおり契約を締結する。

（納入物品の品質等）

第1条 納入物品の品質、構造、形状、寸法等は、見本、仕様書又は図面によるものとする。

（納入期限の延長）

第2条 受注者は、天災その他真にやむを得ない理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、期限延長の申出をすることができる。

2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

（検収）

第3条 発注者は、受注者が物品を納入した日から10日以内に検収を行うものとする。

2 検収に要する費用及び検収のため変質、変形、消耗又はき損したものは、すべて受注者の負担とする。

3 受注者は、第1項の検収に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検収の結果について異議を申し立てることができない。

（所有権）

第4条 物品の所有権は、検収を完了したとき、受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて受注者の負担とする。

- 2 発注者受注者双方の責めに帰することができない事由により、移転前に物品が亡失し、又はき損した場合は、発注者は契約を解除することができる。

(契約金の支払)

第5条 受注者は、検収を完了した後、発注者の指示する手続に従って契約金の支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、その支払請求書を受理したときは、30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。

(遅延違約金)

第6条 受注者は、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、遅延数量に対する契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額を遅延違約金として発注者に支払わなければならない。

- 2 前項の遅延違約金の徴収日数の計算については、検収に要した日数は、これを算入しない。

(履行の追完請求)

第7条 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という。）は、発注者は、受注者に対し、相当の期間を定めて当該物品の修補、これに代わる物品の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 契約不適合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する履行の追完を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約金額の減額請求)

第8条 前条の規定により発注者が、受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、又は受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

- 2 契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する契約金額の減額を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限

りでない。

(準用)

第9条 前2条の規定は、債務不履行による損害賠償請求及び解除権の行使を妨げない。ただし、前条の請求により契約金額の減額をした場合は、この限りでない。

(契約不適合責任期間)

第10条 受注者が、契約不適合の物品を納入した場合において、発注者が不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、履行の追完請求、契約金額の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が納入時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の解除)

第11条 受注者が、納入期限内に契約を履行しない又は履行の見込みがない場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行が行われない場合、発注者は契約を解除することができる。

2 次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、発注者は、前項の催告をすることなく、直ちに、契約を解除することができる。

(1) 契約の全部が履行不能であるとき。

(2) 受注者から契約解除の申入れがあったとき。

(3) 受注者がこの契約条項に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 発注者が行う物品の検収に際し、受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。

(5) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))。

(6) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受

注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (7) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (8) 受注者(法人にあつては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (9) 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (10) 代表一般役員等(受注者の代表役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。))をいう。以下この号において同じ。)、一般役員等(法人の役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは営業所(常時売買契約等を締結する事務所をいう。))を代表する者(代表役員等を除く。))をいう。)又は経営に事実上参加している者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。))と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この条において同じ。)であると認められるとき。
- (11) 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える

ため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

(12) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

(13) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(14) 契約等に当たり、その相手方が第10号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

(15) 第10号から第13号までのいずれかに該当する者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が当該下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(16) 前項の催告をしても、契約の目的を達するに足りる履行の見込みがないことが明らかであるとき。

(17) その他、契約の目的を達するのに十分な履行が見込まれないことが明らかであるとき。

3 発注者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、この契約の一部を解除することができる。

(1) 契約の一部が履行不能であるとき。

(2) 受注者から契約の一部を解除する申入れがあったとき。

（違約金）

第12条 受注者は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、前条第3項による契約の一部を解除されたときは、発注者と受注者が協議して定めることができる。

（賠償金）

第13条 受注者は、第11条第2項第5号又は第6号に該当するときは、発注者が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、発注者が契約の目的物の引渡しを受けた後においても適用がある

ものとする。

- 3 前2項の規定は、発注者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(損害賠償)

第14条 受注者が契約の本旨に従った履行をしないとき、又は契約の履行が不能であるときは、発注者は、受注者の対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により損害賠償を請求することができる場合において、発注者は、次の各号に掲げるときは、契約の履行の代わりに損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 契約の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者が契約の履行を拒絶する意思表示をしたとき。
- (3) 契約の不履行により契約の解除権が発生したとき。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 受注者は、この契約から生ずる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は第三者のための担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約外の事項)

第16条 受注者は、本契約書に規定しない事項は、丸亀市契約規則に定めるところに従わなければならない。

第17条 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が調わない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合における訴訟は、丸亀市役所所在地を管轄する高松地方裁判所丸亀支部に提起するものとする。

第18条 前各条に規定するもののほか必要な事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者がそれぞれ記名押印して、各自1通を保有する。

令和7年11月4日

発注者 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者 市長 松永恭二 印

受注者 東京都台東区花川戸2-11-2
森平舞台機構株式会社
代表取締役 森健輔 印

仕様書

- 1 件 名 丸亀市民会館舞台大道具備品購入（その2）
- 2 納入期限 令和8年6月30日（火）
- 3 納入場所 丸亀市民会館（丸亀市大手町二丁目3番1号）
- 4 品名、数量等 別紙による
- 5 購入品等
 - （1） 購入品は原則カタログに掲載されているものとし、新品であること。
 - （2） 特注製作品については、舞台大道具の設計、製造の実績がある会社等が製作すること。また、事前に製作図を作成し、材質や形状等について本市の承認を得た上で製作を行うこと。
 - （3） 現地との取合わせが必要な備品の製作図については、本市と調整の上、現地を実測し、寸法等を設定すること。
 - （4） 作成した製作図は納入する備品とともに、図面データおよびPDFデータを記録媒体により提出すること。なお、提出した図面データは本市に帰属するものとし、製作者の承諾なく利用できるものとする。
- 6 納入及び取付け等
 - （1） 納入日時、設置場所及び搬入経路については、契約締結後に協議を行い、本市の指示に従うこと。設置場所及び搬入経路等の詳細は、契約締結後に本市から別途提示するものとする。
 - （2） 納入時に、購入品及び施設を破損することのないよう配慮し、破損した場合は、受注者の責任において対応すること。また、納入作業において養生が必要と判断される場合は、受注者が実施するものとし、使用した資材等は、作業後、適切に処分すること。
 - （3） 設置場所への取付けが必要な備品については、本市の指示により取付けるものとし、支障なく稼働等するか確認作業を行うこと。
 - （4） 受注者は、納入時に本市職員が行う検収に立ち会うものとする。
- 7 保証期間
 - （1） 購入品の保証期間は、すべての納入が完了した日から起算して1年とする。ただし、メーカーによる保証期間が1年を超える場合は、メーカーの保証期間とする。
 - （2） 保証期間中にメーカー又は受注者の責めに帰すべき事由により故障、不良その他不具合が発生した場合は、受注者が無償で対応するものとする。

8 入札及び契約

- (1) 本件は、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年 3 月 22 日条例第 52 号）第 3 条の規定により、契約にあたっては、議会の議決に付す必要があるため、令和 7 年 12 月議会において議決を得たのちに本契約を締結する。なお、丸亀市契約規則（平成 17 年 3 月 22 日規則第 48 号）第 37 条第 1 項の規定により、議会の議決を得る前に、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した契約書により、仮契約を締結すること。
- (2) 入札金額は、消費税及び地方消費税を除いた総額を記載すること。
- (3) 入札金額には、購入費、設置場所までの運送費、搬入、組立、設置、動作確認、取扱説明等に係る一切の費用を含むこと。
- (4) 契約金は、すべての検収が完了した後、受注者の請求に基づき 1 回払いにて支払うものとする。
- (5) 本契約成立後から納入期限までの期間に購入品等の価格改定があった場合についても、契約金額の変更は行わない。

9 その他

本仕様書に定めのない事項、その他疑義については、本市と受注者とが協議し定めるものとする。

丸亀市民会館舞台大道具備品(その2)一覧表

No.	品名	メーカー	図面	仕様等	数量	
1	平台キャスター (0.5尺用)	特注製作品 (大道具専門会社)	○		40	個
2	No.1 用台車	有限会社タマツ製作所		NK307、両面開閉型金網台車 (大)	2	台
3	所作台 (909×3636×121)	特注製作品 (大道具専門会社)	○		8	枚
4-1	花道用所作台一式 (下用手)	特注製作品 (大道具専門会社)	○	下記による	1	式
4-2	花道所作台 (1212×2727×142)	特注製作品 (大道具専門会社)	○		1	式
4-3	花道所作台(変型) (1212×1738×142)	特注製作品 (大道具専門会社)	○		1	式
4-4	花道所作台(変型) (1212×2254×142)	特注製作品 (大道具専門会社)	○		1	式
4-5	埋め台 (909×909×121)	特注製作品 (大道具専門会社)	○		1	式
5	所作台用台車 (909×3636×182)	特注製作品 (大道具専門会社)	○		2	台
6	所作台カバ-1 (940×3670×1220)	特注製作品 (大道具専門会社)	○	カウラギ	3	枚
7	所作台カバ-2 (1240×2760×400)	特注製作品 (大道具専門会社)	○	カウラギ	1	枚
8	花道所作台運輸車 (1212×2727×182)	特注製作品 (大道具専門会社)	○		1	台
9	仮設花道設置図 (アルミデッキ上手一式、下手一式)	特注製作品 (大道具専門会社)	○	下記による	1	式
10-1	花道アルミデッキ変形①②	特注製作品 (大道具専門会社)	○		1	式
10-2	花道アルミデッキ変形③④	特注製作品 (大道具専門会社)	○		1	式
10-3	花道アルミデッキ変形⑤⑥	特注製作品 (大道具専門会社)	○		1	式
10-4	花道アルミデッキ変形⑦⑧	特注製作品 (大道具専門会社)	○		1	式
10-5	花道アルミデッキ変形⑨⑩	特注製作品 (大道具専門会社)	○		1	式
10-6	花道アルミデッキ変形⑪	特注製作品 (大道具専門会社)	○		1	式
10-7	花道アルミデッキ⑫	特注製作品 (大道具専門会社)	○		1	式
11	花道アルミデッキ用足40角黒塗装仕上げ H300	特注製作品 (大道具専門会社)	○		16	本
12	花道アルミデッキ用足40角黒塗装仕上げ H500	特注製作品 (大道具専門会社)	○		28	本
13	花道アルミデッキ用足40角黒塗装仕上げ H700	特注製作品 (大道具専門会社)	○		28	本
14	花道アルミデッキ用足40角黒塗装仕上げ H900	特注製作品 (大道具専門会社)	○		28	本
15-1	花道クコミパネル1 (900×2402) 上手用下用手	特注製作品 (大道具専門会社)	○	パネル厚仕上げ30(裏打ち含み補強)	1	対
15-2	花道クコミパネル2 (700×1818) 上手用下用手	特注製作品 (大道具専門会社)	○	パネル厚仕上げ30(裏打ち含み補強)	1	対
15-3	花道クコミパネル3 (500×1818) 上手用下用手	特注製作品 (大道具専門会社)	○	パネル厚仕上げ30(裏打ち含み補強)	1	対
15-4	花道クコミパネル4 (300×2078) 上手用下用手	特注製作品 (大道具専門会社)	○	パネル厚仕上げ30(裏打ち含み補強)	1	対

16	鳥屋枠一式	特注製作品 (大道具専門会社)	○			1	式
17	アルミデッキ (3R×6R×4寸) 黒塗装仕上	特注製作品 (大道具専門会社)	○	天板防炎合板 t 15		50	枚
18	アルミデッキ (3R×3R×4寸) 黒塗装仕上	特注製作品 (大道具専門会社)	○	天板防炎合板 t 15		12	枚
19	アルミデッキ (3R×2R×4寸) 黒塗装仕上	特注製作品 (大道具専門会社)	○			6	枚
20	アルミデッキ用キャスター-238mm高 黒塗装仕上	特注製作品 (大道具専門会社)	○			100	個
21	No.2 0 用台車	有限会社タマツ製作所		NK307、両面開閉型金網台車 (大)		2	台
22	アルミデッキ用ストッパー用 3 Rバー-黒塗装仕上	特注製作品 (大道具専門会社)	○			10	本
23	アルミデッキ用ストッパー用 6 Rバー-黒塗装仕上	特注製作品 (大道具専門会社)	○			10	本
24	アルミデッキ用ストッパー-黒塗装仕上	特注製作品 (大道具専門会社)	○			20	個
25	No.2 4 用台車 (両面開閉型金網台車 (大))	有限会社タマツ製作所		NK307、両面開閉型金網台車 (大)		1	台
26	鉄砲階段1500高 (手摺付)	特注製作品 (大道具専門会社)	○			2	セット
27	テーブル台車	特注製作品 (大道具専門会社)	○			6	セット
28	パネル台車	特注製作品 (大道具専門会社)	○			5	セット
29	パネル枠・テーブル枠用台車	特注製作品 (大道具専門会社)	○			1	台
30	アルミデッキ用足40角黒塗装仕上1500用	特注製作品 (大道具専門会社)	○			40	本
31	アルミデッキ用足40角黒塗装仕上1200用	特注製作品 (大道具専門会社)	○			40	本
32	アルミデッキ用足40角黒塗装仕上900用	特注製作品 (大道具専門会社)	○			40	本
33	アルミデッキ用足40角黒塗装仕上600用	特注製作品 (大道具専門会社)	○			140	本
34	アルミデッキ用足40角黒塗装仕上300用	特注製作品 (大道具専門会社)	○			40	本
35	アルミデッキ用足40角黒塗装仕上6.3尺用	特注製作品 (大道具専門会社)	○			40	本
36	アルミデッキ用足40角黒塗装仕上5.6尺用	特注製作品 (大道具専門会社)	○			40	本
37	アルミデッキ用足40角黒塗装仕上4.9尺用	特注製作品 (大道具専門会社)	○			40	本
38	アルミデッキ用足40角黒塗装仕上4.2尺用	特注製作品 (大道具専門会社)	○			40	本
39	アルミデッキ用足40角黒塗装仕上3.5尺用	特注製作品 (大道具専門会社)	○			40	本
40	スチール 1 段ステップ	特注製作品 (大道具専門会社)	○			16	台
41	アルミデッキ固定金具	特注製作品 (大道具専門会社)	○			30	個
42	アルミデッキ用手摺 ① (909×977.5)	特注製作品 (大道具専門会社)	○	3尺巾		16	枚
43	アルミデッキ用手摺 ② (1818×977.5)	特注製作品 (大道具専門会社)	○	6尺巾		10	枚
44	アルミデッキ手摺用台車	特注製作品 (大道具専門会社)	○			1	台
45	演出卓 (900×1200)	特注製作品 (大道具専門会社)	○			8	台
47-1	演出卓用足40角黒塗装仕上げ①	特注製作品 (大道具専門会社)	○			16	本

47-2	演出卓用足40角黒塗装仕上げ②	特注製作品 (大道具専門会社)	○		8	本
47-3	演出卓用足40角黒塗装仕上げ③	特注製作品 (大道具専門会社)	○		8	本
48	照明ラダー	特注製作品 (大道具専門会社)	○		8	台
49	演台 (カバー付) (1800×900×1000)	特注製作品 (大道具専門会社)	○		1	台
50	演台 (カバー付) (1500×900×1000)	特注製作品 (大道具専門会社)	○		1	台
51	司会者台 (カバー付) (800×600×1070)	特注製作品 (大道具専門会社)	○		1	台
52	司会者台 (カバー付) (600×500×1070)	特注製作品 (大道具専門会社)	○		1	台
53	花台 (600×600×450)	特注製作品 (大道具専門会社)	○		2	台
54	吊看板 (9000×900) 大	特注製作品 (大道具専門会社)	○		1	セット
55	吊看板 (6000×750) 小	特注製作品 (大道具専門会社)	○		1	セット
56	国旗・市旗 (大ホール56-1) (小ホール56-2)	特注製作品 (大道具専門会社)	○		2	セット
57	金屏風(保管箱付)8尺高1双	特注製作品 (大道具専門会社)	○		1	セット
58	銀屏風(保管箱付)8尺高1双	特注製作品 (大道具専門会社)	○		1	セット
59	鳥の子屏風(保管箱付)8尺高1双	特注製作品 (大道具専門会社)	○		1	セット
60	毛氈 緋毛氈 1 (1818×1818)	特注製作品 (大道具専門会社)	○		4	枚
61	毛氈 緋毛氈 2 (1,818×5,000)	特注製作品 (大道具専門会社)	○		4	枚
62	毛氈 緋毛氈 3 (5,454×3636)	特注製作品 (大道具専門会社)	○		10	枚
63	毛氈 紺毛氈 (1,818×5,000)	特注製作品 (大道具専門会社)	○		2	枚
64	高座用座布団 (4種類) (700×750)	特注製作品 (大道具専門会社)	○	※オニボ 綿種: 菖蒲、京柴、青海波、赤系、金茶	4	枚
65	長座布団 1 (545×1818)	特注製作品 (大道具専門会社)	○	L=1818	10	枚
66	上敷 1 (900×1,818)	特注製作品 (大道具専門会社)	○		6	枚
67	上敷 2 (900×5,454)	特注製作品 (大道具専門会社)	○		10	枚
68	上敷 3 (900×9090)	特注製作品 (大道具専門会社)	○		10	枚
69	舞台用ワイト 1 (ワイト砂袋)	特注製作品 (大道具専門会社)	○	8kg (鉛チップ入り)	40	個
70	舞台用ワイト 2	特注製作品 (大道具専門会社)	○	10kg (鉄ワイト)	60	個
71	舞台用ワイト 2 用台車	特注製作品 (大道具専門会社)	○		3	台
72	舞台用ワイト 3 (砂袋 7kg)	特注製作品 (大道具専門会社)	○	7kg (砂袋)	60	個
73	舞台用ワイト 4	特注製作品 (大道具専門会社)	○	クランブワイト15kg	36	個
74	舞台用ワイト 4 用台車	特注製作品 (大道具専門会社)	○		2	台
75	ドロップグリッパ角型	特注製作品 (大道具専門会社)	○	シャッフル・チェン・ナスカン付	30	個
76	リリウム(グレー) TFRウムグレー-W1,818*16M	協和産業		K111 グレー	14	本

77	NB/UWM (黒・グレー/リバー・ラック使用) W909*20M	東京ビロード			NB/UWMブラック	40	本
78	リハ/UWM巻取台車	特注製作品 (大道具専門会社)	○		8本積み/ベルト16本を含む (6尺用)	2	台
79	平板マット 3尺用台車	特注製作品 (大道具専門会社)	○		10本積み/ベルト20本を含む (3尺用)	4	台
80	バレエバー	チャコット同等品			素材タモ材 L=3000 直径60mm	20	本
81	バレエバースタンド	チャコット同等品			四段スライdT字型 ホワイト	36	台
82	パンチカーペット(黒)W幅	東広			No-452 1818*30M	10	本
83	パンチカーペット(グレーしもふり)W幅	東広			No-451 1818*30M	6	本
84	黒原反 (防災処理済み)	東京ビロード			S巾 90cm幅*72M乱巻	1	本
85	黒原反 (防災処理済み)	東京ビロード			W巾 182cm幅*49M乱巻	1	本
86	グレー原反 (防災処理済み)	東京ビロード			90cm幅*72M乱巻	1	本
87	紗幕 (大ホール用) W22000×H9500	特注製作品 (大道具専門会社)	○		22,000×9,500/英国紗 (黒)	1	枚
88	紗幕 (大ホール用) W22000×H9500	特注製作品 (大道具専門会社)	○		22,000×9,500/英国紗 (グレー)	1	枚
89	松羽目 W18180×H4545 (+1818)	特注製作品 (大道具専門会社)	○			1	枚
90	軽量3方パネル扉付(1800*875*450 5段)固定作業含む	瀬戸内スチール株式会社			PD-6345-5IV 同等品	12	台
91	中軽量タイプ(1800*1800*600 5段)固定作業含む	瀬戸内スチール株式会社			2LS-6660-5 同等品	25	台
92	中軽量タイプ連増(1800*1800*600 5段)固定作業含む	瀬戸内スチール株式会社			2LS-6660-5R 同等品	26	台
93	ワイドビーム	瀬戸内スチール株式会社			LSB1800IV 同等品	9	台
94	側口ボレ止め	瀬戸内スチール株式会社			LSK8600IV 同等品	18	台
95	中軽量タイプ(1800*1800*450 5段)固定作業含む	瀬戸内スチール株式会社			2LS-6645-5 同等品	1	台
96	中軽量タイプ連増(1800*1800*450 5段)固定作業含む	瀬戸内スチール株式会社			2LS-6645-5R 同等品	1	台

議案第 131 号

指定管理者の指定について（丸亀市市民交流活動センター）

次のとおり指定管理者を指定いたしたい。

令和 7 年 12 月 1 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 管理を行わせる公の施設の名称

丸亀市市民交流活動センター

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

大阪府枚方市岡東町 12 番 2 号

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 132 号

指定管理者の指定について（市営住宅新田団地ほか 9 施設）

次のとおり指定管理者を指定いたしたい。

令和 7 年 12 月 1 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 管理を行わせる公の施設の名称

新田団地

原田団地

今津団地

長友団地

城南団地

外浜団地

十番丁団地

城東団地

富士見団地

平山ハイツ

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

株式会社穴吹ハウジングサービス

香川県高松市紺屋町 3－6

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 133 号

市道路線の変更及び認定について（津森町菰池南 1 号線ほか 15 路線）

道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり市道路線を変更及び認定いたしたい。

令和 7 年 12 月 1 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 変更路線

新 旧 別	路 線 名	起 点	終 点	重要 な経 過地	路線 番号	参照 図面 番号
旧	つのもりちようこもいけみなみ 津森町菰池南 1 ござせん 1 号線	津 森 町 字 菰 池 9 2 9 番 1 地 先	津 森 町 字 宮 浦 6 4 9 番 1 地 先		13758	1
新		津 森 町 字 菰 池 9 2 9 番 1 地 先	津 森 町 字 宮 浦 6 5 3 番 地 先			

2 認定路線

路 線 名	起 点	終 点	重要 な経 過地	路線 番号	参照 図面 番号
じょうこんしょうがっこうみなみだんちせん 城 坤 小 学 校 南 団 地 線	津 森 町 字 高 丸 9 9 4 番 3 地 先	津 森 町 字 高 丸 9 9 4 番 1 3 地 先		13786	2
なかぶちやうにちやうめだんち 中 府 町 二 丁 目 団 地 1 ござせん 1 号線	中 府 町 二 丁 目 1 2 0 6 番 1 地 先	中 府 町 二 丁 目 1 2 0 8 番 1 地 先		13787	3
かみじちやうぶんだんち 1 ござせん 上 拾 丁 分 団 地 1 号 線	津 森 町 字 上 拾 丁 分 9 8 番 3 地 先	津 森 町 字 上 拾 丁 分 9 8 番 3 地 先		13788	4
むかいまただんち 1 ござせん 向 又 団 地 1 号 線	田 村 町 字 向 又 1 4 3 3 番 3 地 先	田 村 町 字 向 又 1 3 9 2 番 1 0 地 先		13789	5
くばらちやうげしやだんち 1 ござせん 柞 原 町 下 所 団 地 1 号 線	柞 原 町 字 下 所 9 5 番 7 地 先	柞 原 町 字 下 所 9 5 番 3 地 先		13790	6

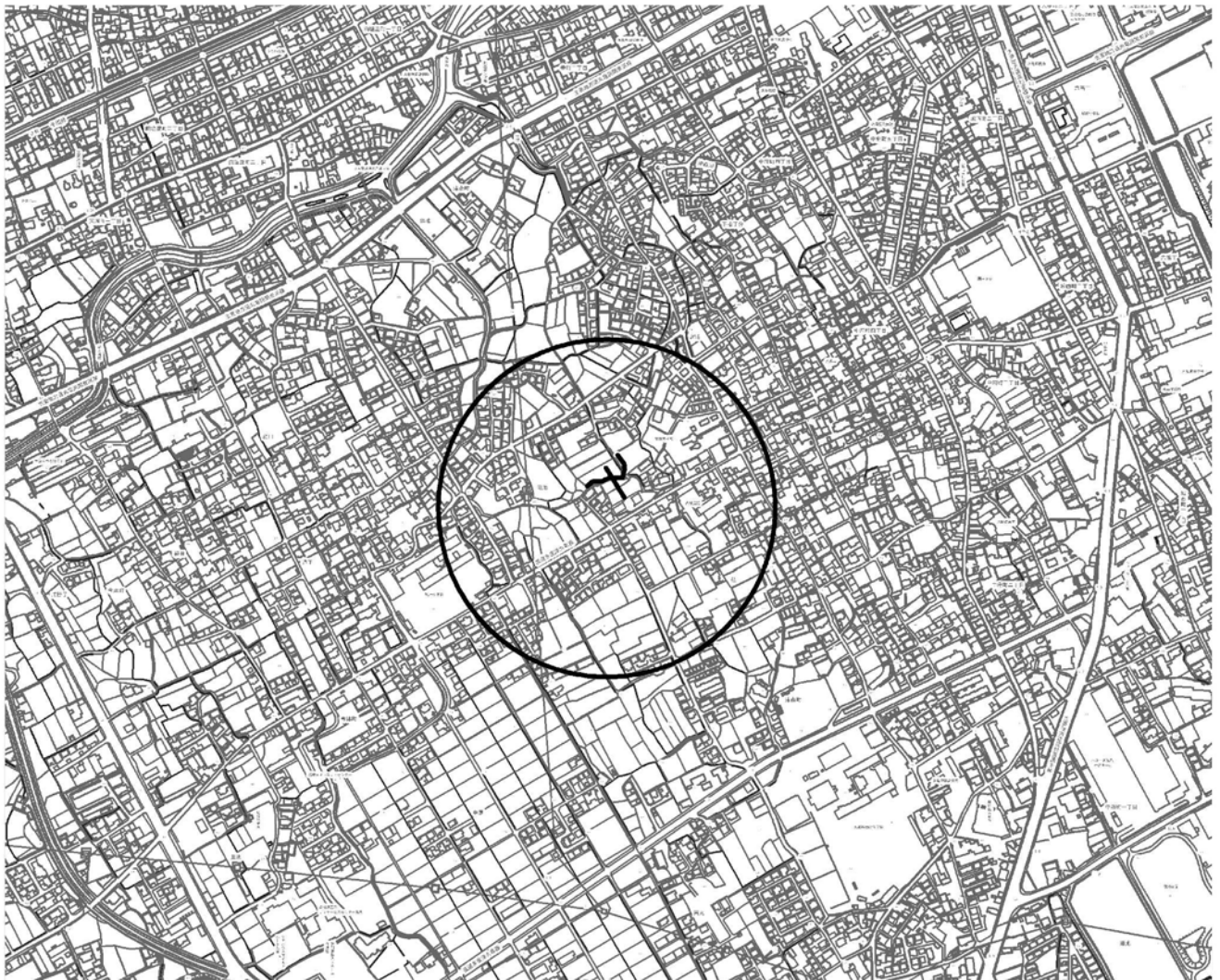
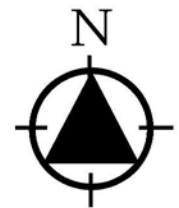
ど き ちようひがしななちようめだんち 土器町 東七丁目団地 1 1 号線	土 器 町 東 七 丁 目 6 5 番 3 地 先	土 器 町 東 七 丁 目 8 6 番 7 地 先	14395	7
ど き ちようにしいつちようめだんち 土器町 西一丁目団地 2 2 号線	土 器 町 西 一 丁 目 2 6 8 番 3 地 先	土 器 町 西 一 丁 目 2 6 8 番 5 地 先	14396	8
ど き ちようひがしよんちようめだんち 土器町 東四丁目団地 1 1 号線	土 器 町 東 四 丁 目 3 2 7 番 5 地 先	土 器 町 東 四 丁 目 3 2 7 番 3 地 先	14397	9
ど き まただんち 1 1 号線 土器又団地 1 号線	飯野町東分字土器又 1 0 0 7 番 1 地 先	飯野町東分字土器又 1 0 0 7 番 3 地 先	15294	10
ふじ き だんち 1 1 号線 藤の木団地 1 号線	飯野町西分字藤の木 甲 1 8 2 番 1 地 先	飯野町西分字藤の木 甲 1 7 6 番 1 地 先	15295	11
ど い の う ちだんち 1 1 号線 土井ノ内団地 1 号線	川西町北字土井ノ内 4 9 7 番 1 1 地 先	川西町北字土井ノ内 4 9 7 番 6 地 先	16310	12
おおげなかみだんち 1 1 号線 大林上団地 1 号線	郡家町字大林上 3 3 9 9 番 1 0 地 先	郡家町字大林上 3 3 9 9 番 8 地 先	18358	13
じとうだんち 3 3 号線 地頭団地 3 号線	郡家町字地頭 6 1 3 番 1 地 先	郡家町字地頭 6 1 1 番 3 地 先	18359	14
やはたかみだんち 1 1 号線 八幡上団地 1 号線	郡家町字八幡上 2 0 8 8 番 1 7 地 先	郡家町字八幡上 2 0 8 8 番 2 6 地 先	18360	15
くろしまだんち 3 3 号線 黒嶋団地 3 号線	三 条 町 字 黒 嶋 1 1 9 1 番 8 地 先	三 条 町 字 黒 嶋 1 1 9 5 番 5 地 先	18361	16

参 照 図面別紙のとおり

市道路線の変更図（一部追加） 1-①

S = 1 : 10, 000

（市道津森町菰池南1号線）



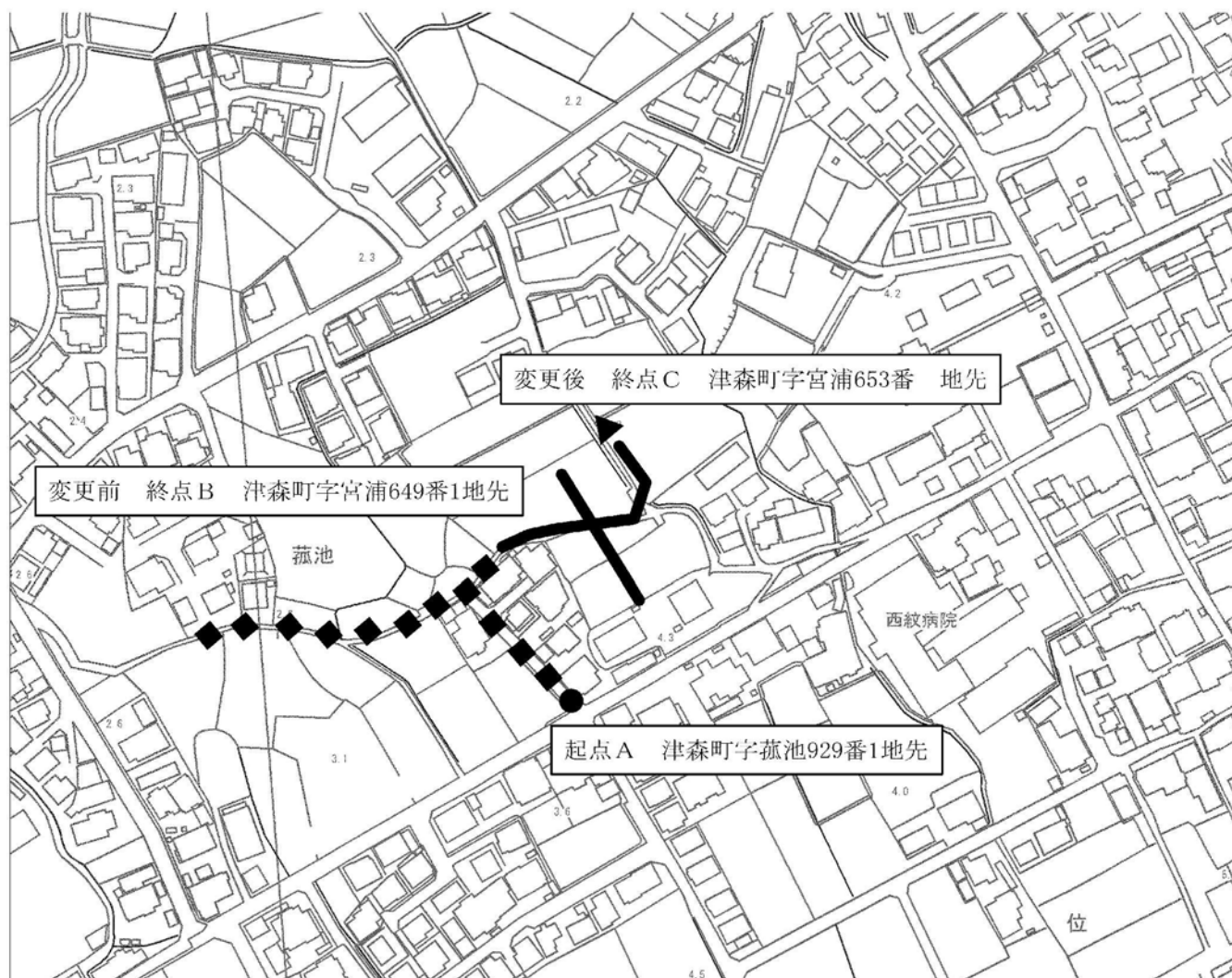
路線名	津森町菰池南1号線
延長	162m
幅員	6.0～7.2m

凡 例	
	認定
	廃止
	変更（一部追加）
	変更（一部廃止）
	追加認定区間
	廃止区間
	変更のない区間

市道路線の変更図（一部追加） 1-②

S = 1 : 2, 500

（市道津森町菰池南1号線）



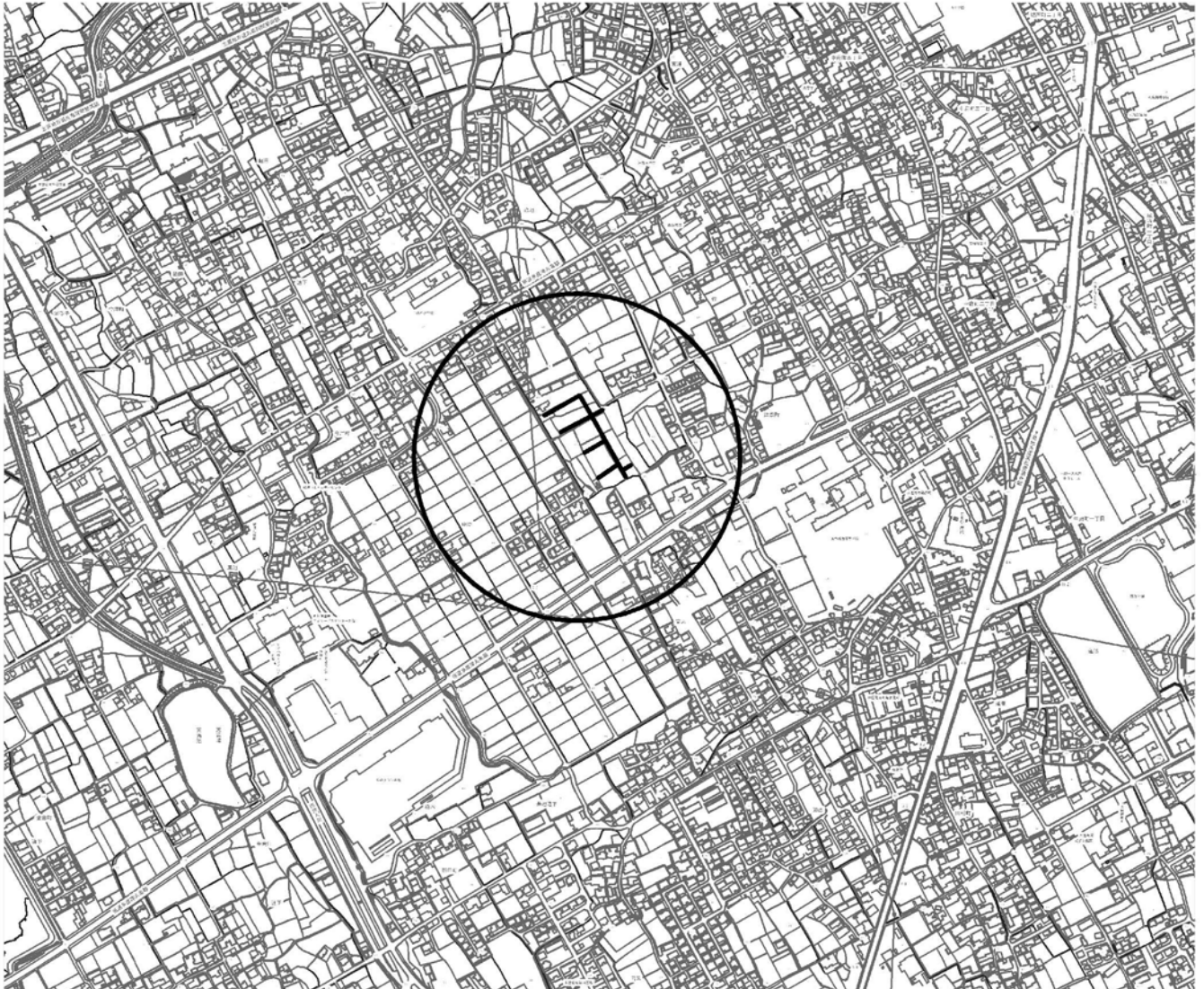
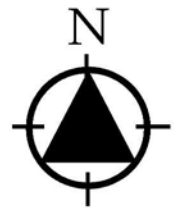
路線名	津森町菰池南1号線
延長	162m
幅員	6.0～7.2m

凡 例	
●	認定
○	廃止
● ■ ■ ■ ■	変更（一部追加）
● ■ ■ ■ ■ ▨	変更（一部廃止）
▬	追加認定区間
▨	廃止区間
■ ■ ■ ■	変更のない区間

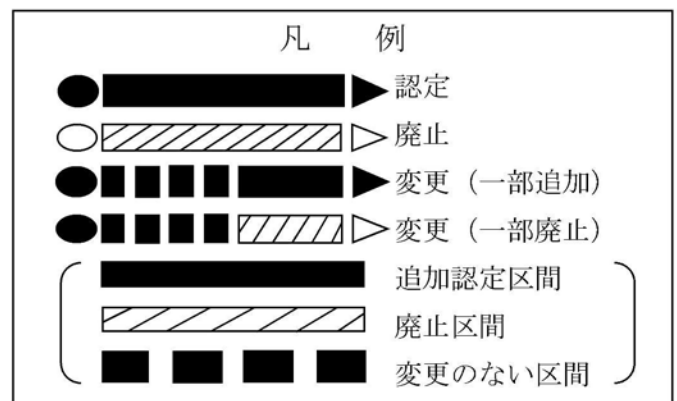
市道路線の認定図 2-①

S = 1 : 10, 000

(市道城坤小学校南団地線)



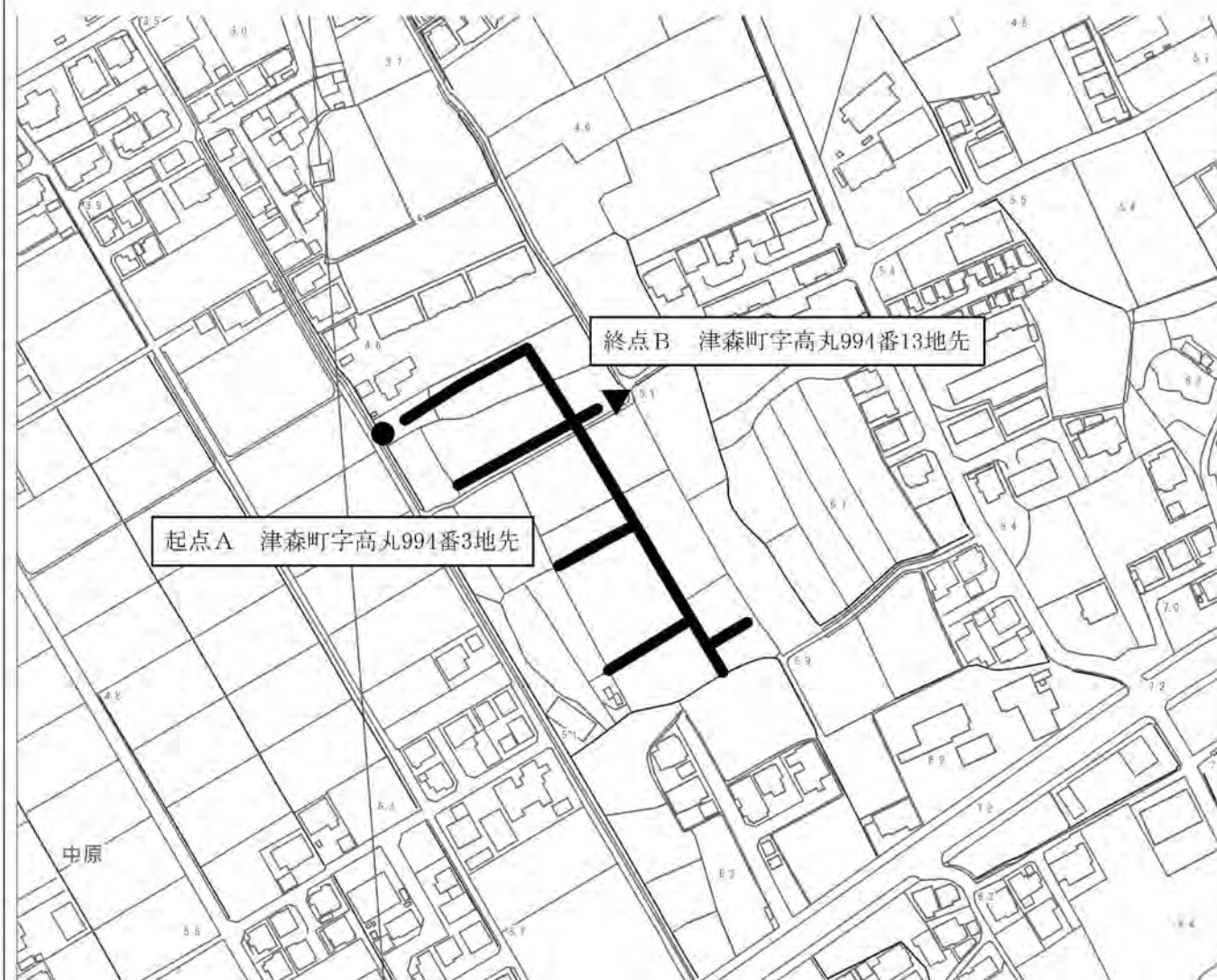
路線名	城坤小学校南団地線
延長	377m
幅員	6.0m



市道路線の認定図 2-②

S=1:2,500

(市道城坤小学校南団地線)



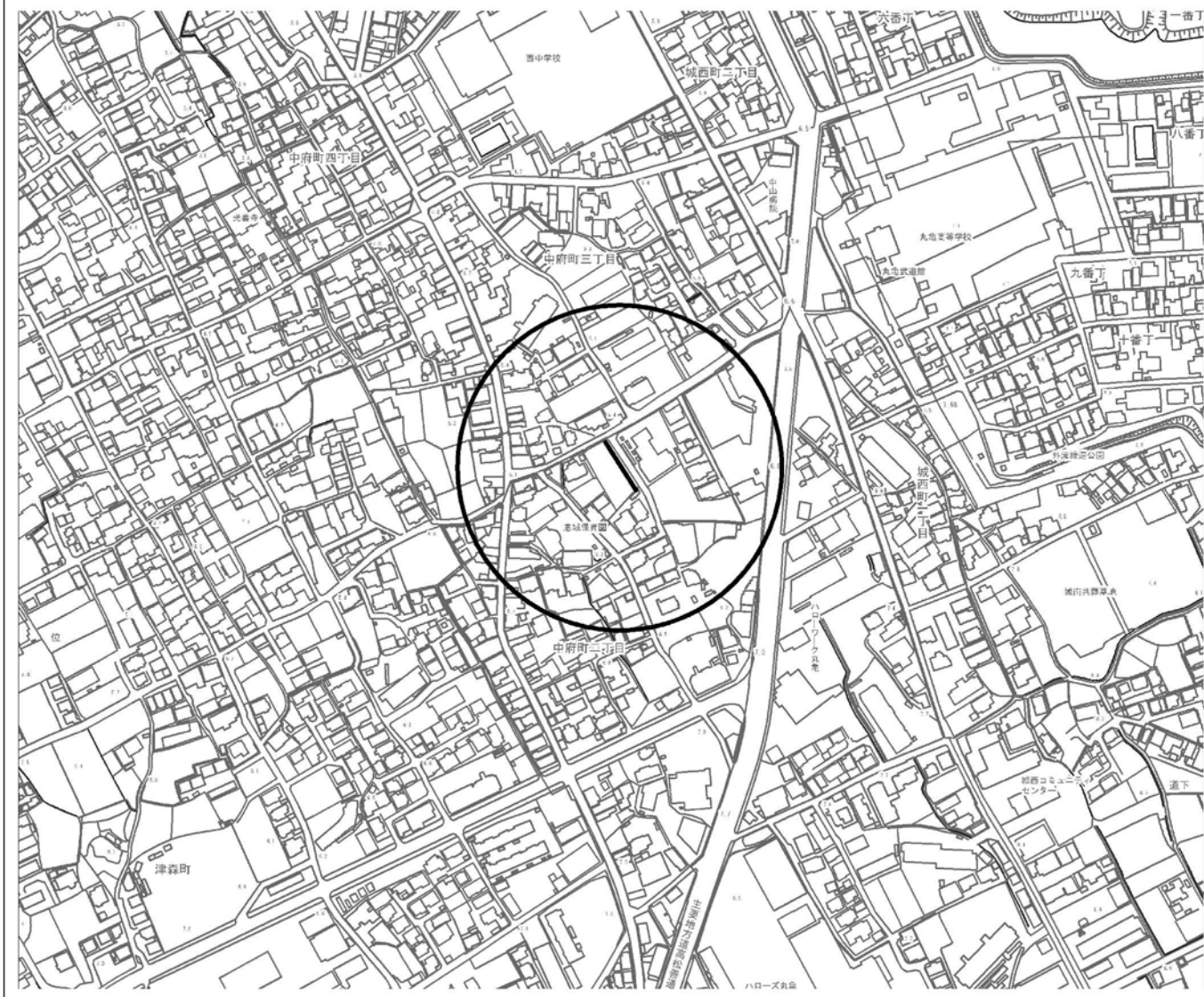
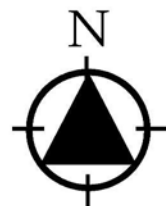
路線名	城坤小学校南団地線
延長	377m
幅員	6.0m

凡 例	
●	認定
○	廃止
● ■ ■ ■ ■	変更 (一部追加)
● ■ ■ ■ ■ ▨	変更 (一部廃止)
▬	追加認定区間
▨	廃止区間
■ ■ ■ ■	変更のない区間

市道路線の認定図 3-①

S = 1 : 5, 000

(市道中府町二丁目団地 1 号線)



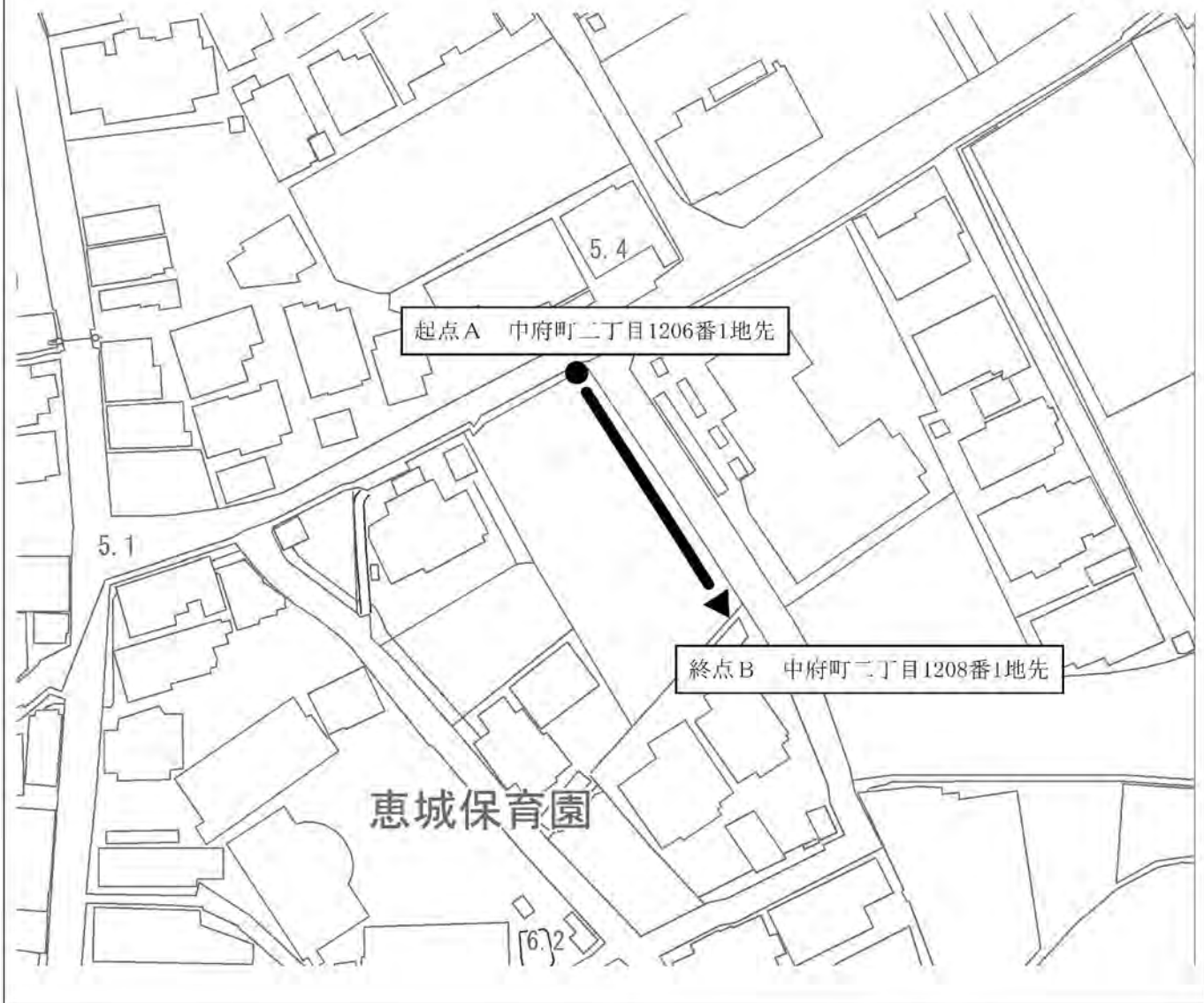
路線名	中府町二丁目団地 1 号線
延長	44m
幅員	5.0m

凡 例	
	認定
	廃止
	変更 (一部追加)
	変更 (一部廃止)
	追加認定区間
	廃止区間
	変更のない区間

市道路線の認定図 3-②

S=1:1,000

(市道中府町二丁目団地1号線)



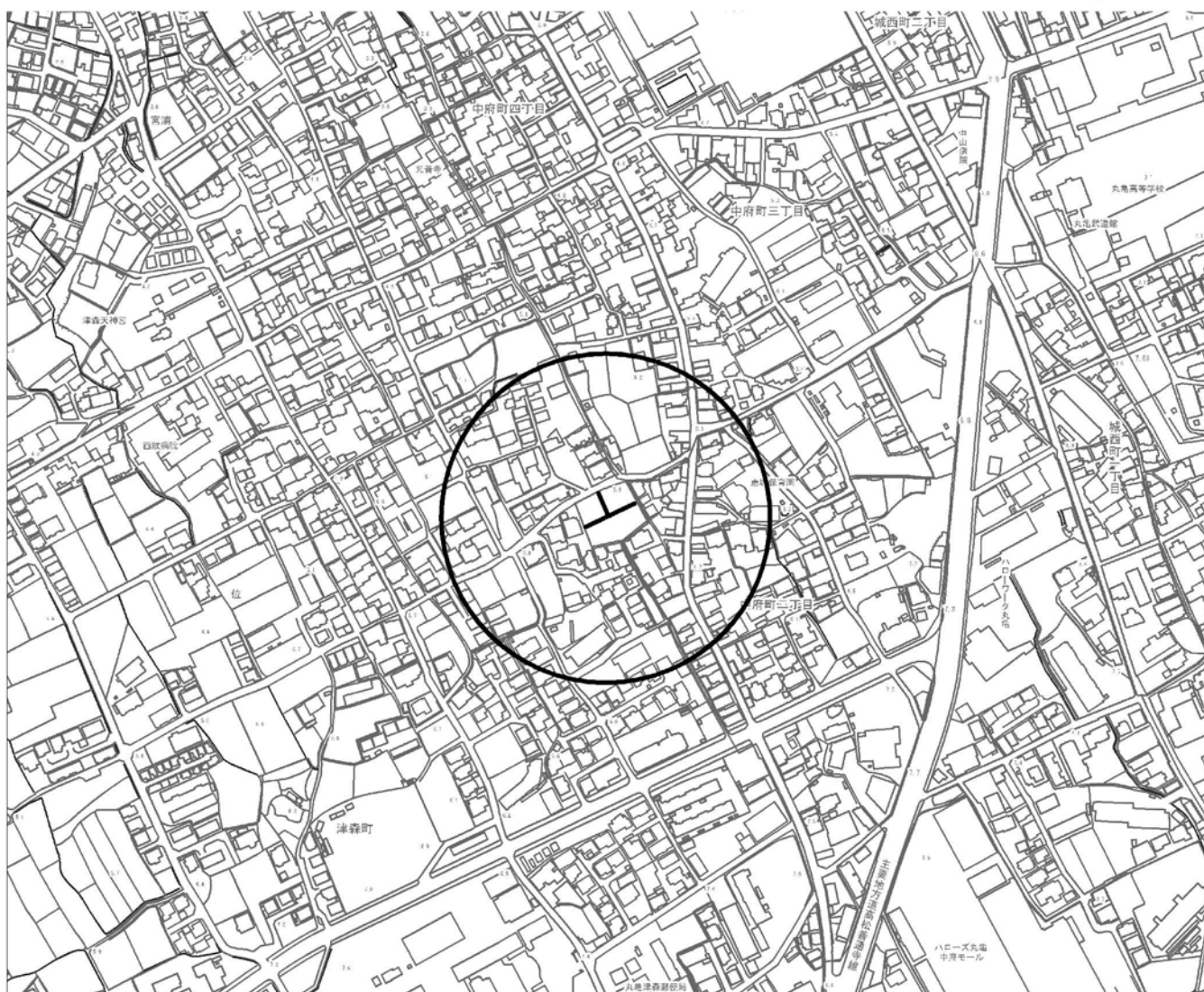
路線名	中府町二丁目団地1号線
延長	44m
幅員	5.0m

凡 例	
●	認定
○	廃止
●	変更(一部追加)
●	変更(一部廃止)
(	追加認定区間
)	廃止区間
■	変更のない区間

市道路線の認定図 4-①

S = 1 : 5, 000

(市道上拾丁分団地 1 号線)



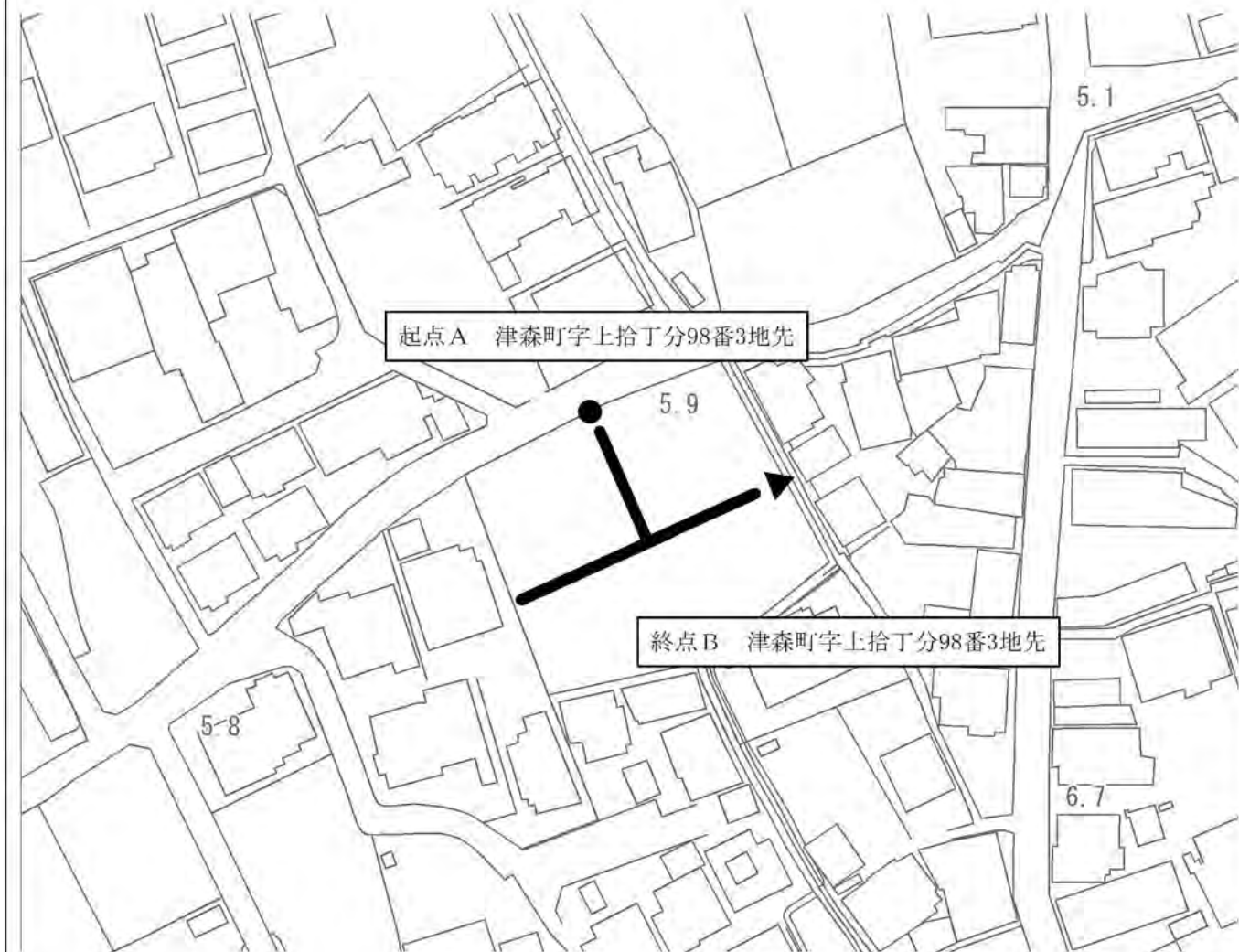
路線名	上拾丁分団地 1 号線
延長	61m
幅員	5.0m

凡 例	
	認定
	廃止
	変更 (一部追加)
	変更 (一部廃止)
	追加認定区間
	廃止区間
	変更のない区間

市道路線の認定図 4-②

S=1:1,000

(市道上拾丁分団地1号線)



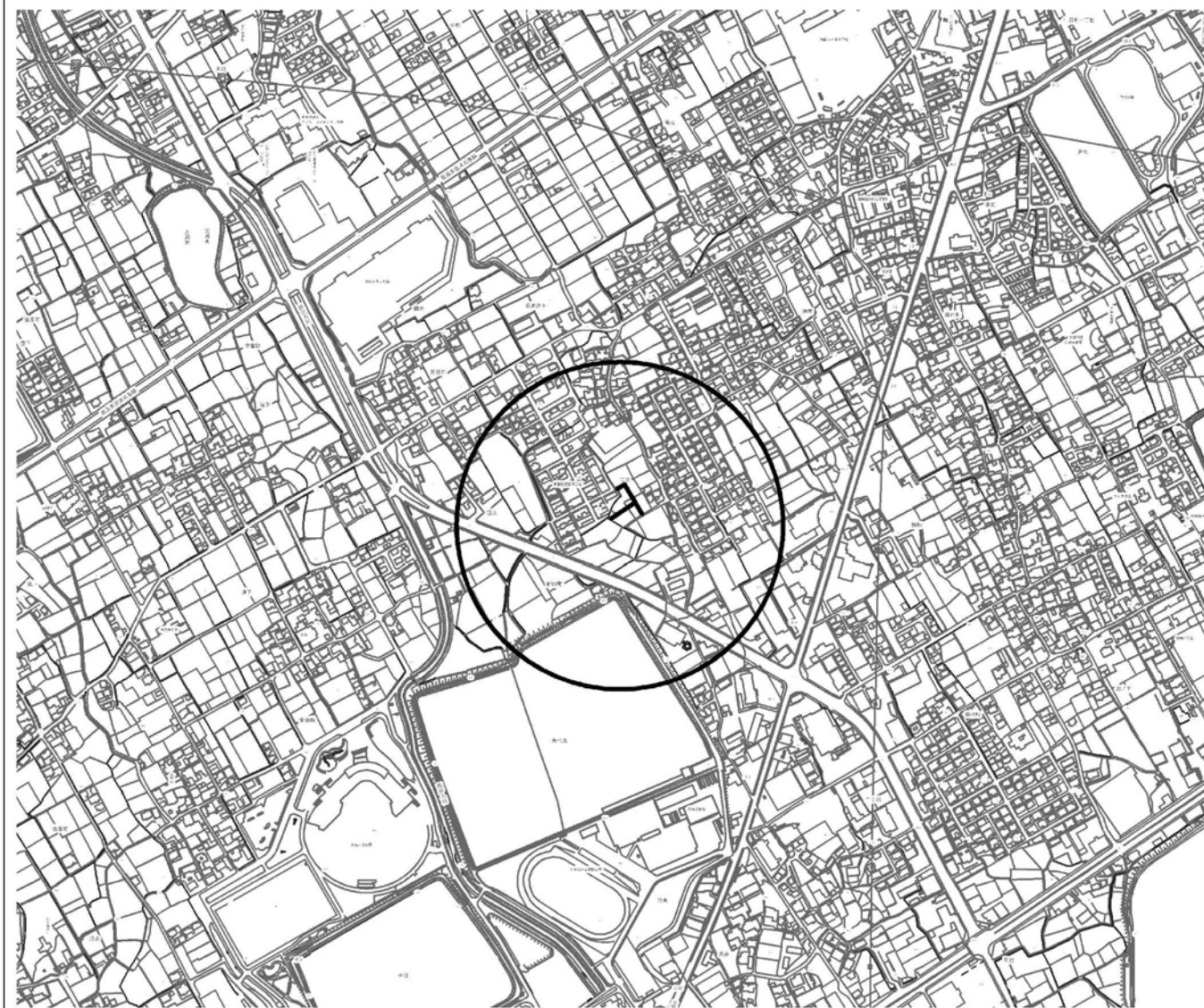
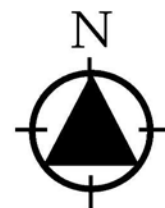
路線名	上拾丁分団地1号線
延長	61m
幅員	5.0m

凡 例	
	認定
	廃止
	変更(一部追加)
	変更(一部廃止)
	追加認定区間
	廃止区間
	変更のない区間

市道路線の認定図 5-①

S = 1 : 10, 000

(市道向又団地 1 号線)



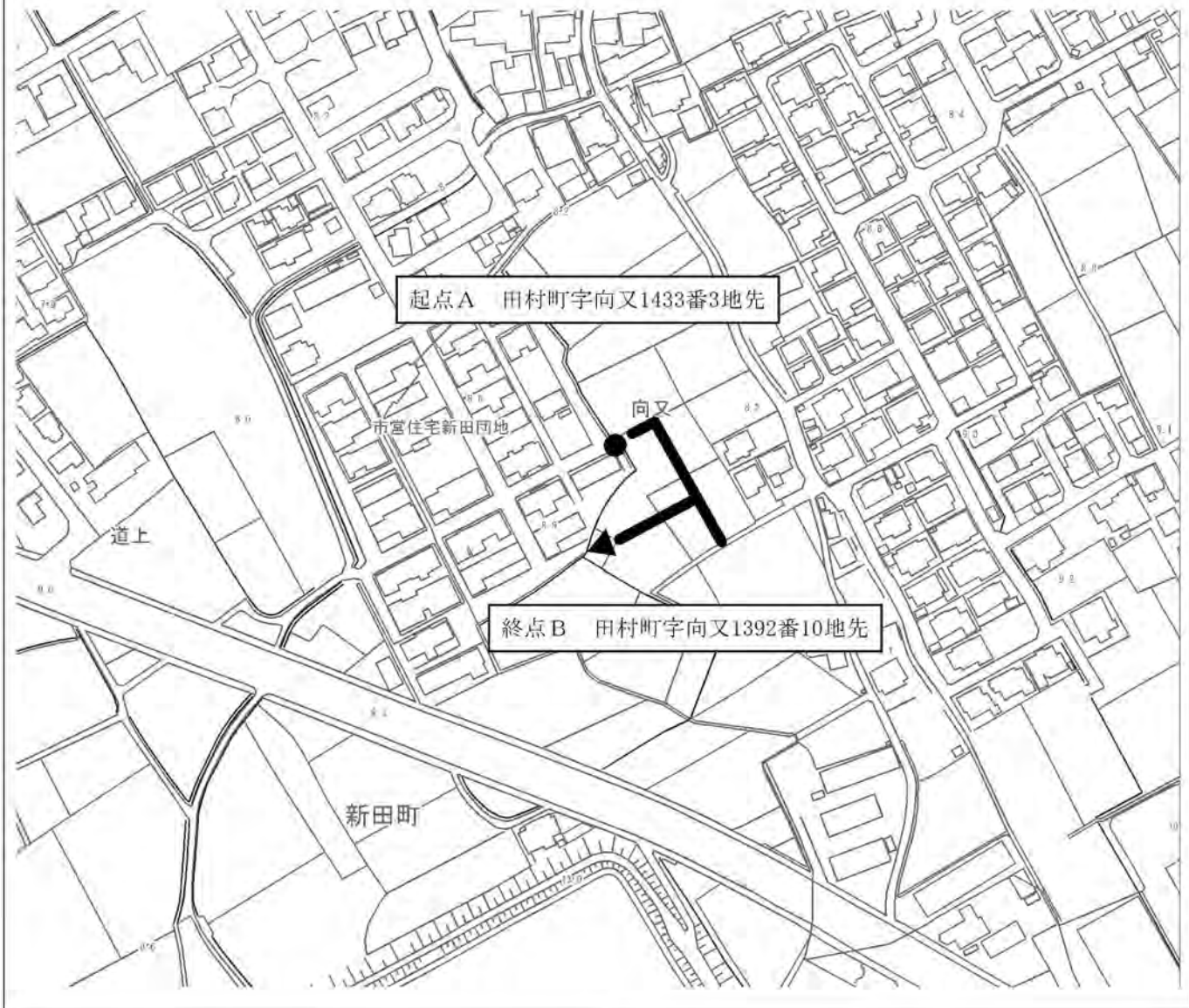
路線名	向又団地 1 号線
延長	103m
幅員	6.0m

凡 例	
●	認定
○	廃止
● ■ ■ ■ ■	変更 (一部追加)
● ■ ■ ■ ■ ▨	変更 (一部廃止)
▬	追加認定区間
▨	廃止区間
■ ■ ■ ■ ■	変更のない区間

市道路線の認定図 5-②

S=1:2,500

(市道向又団地1号線)



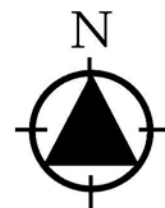
路線名	向又団地1号線
延長	103m
幅員	6.0m

凡 例	
●	認定
○	廃止
●	変更 (一部追加)
●	変更 (一部廃止)
—	追加認定区間
—	廃止区間
■	変更のない区間

市道路線の認定図 6-①

S = 1 : 5, 000

(市道柞原町下所団地 1 号線)



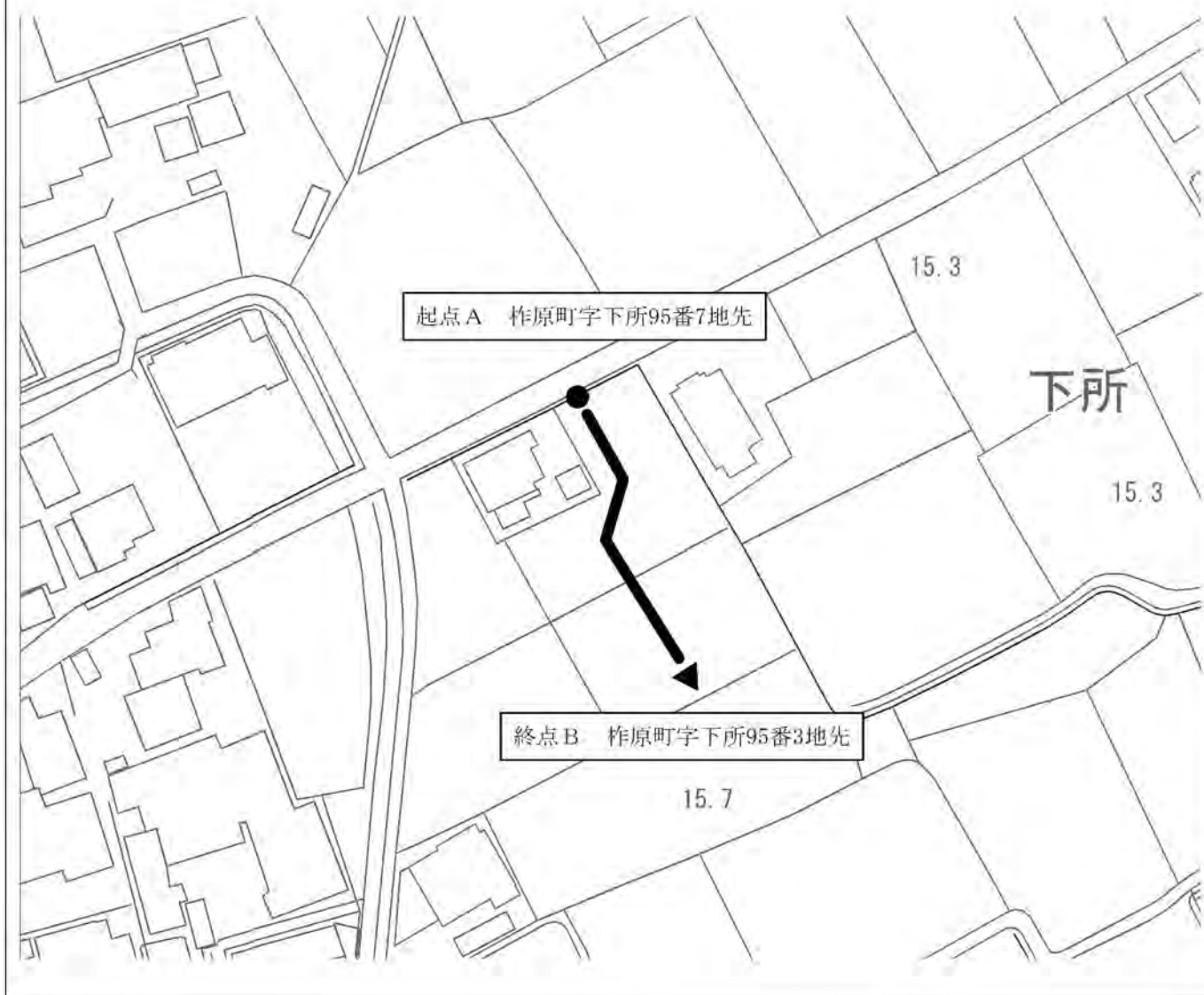
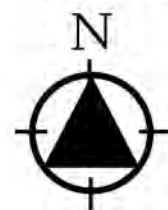
路線名	柞原町下所団地 1 号線
延長	46m
幅員	6.0m

凡 例	
●	認定
○	廃止
● ■ ■ ■ ■	変更 (一部追加)
● ■ ■ ■ ■ ▨	変更 (一部廃止)
▬	追加認定区間
▨	廃止区間
■ ■ ■ ■ ■	変更のない区間

市道路線の認定図 6-②

(市道柞原町下所団地1号線)

S=1:1,000



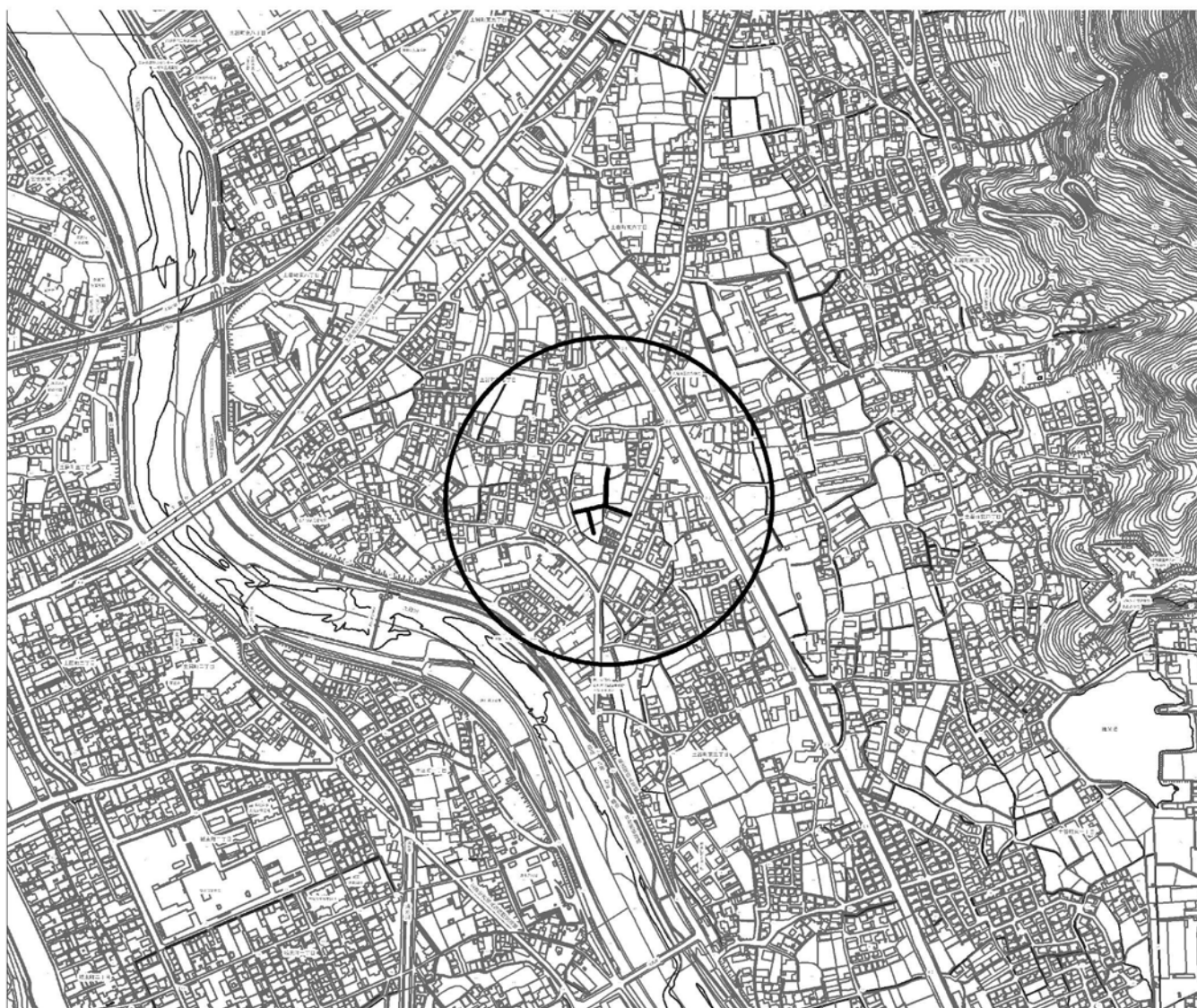
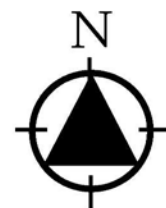
路線名	柞原町下所団地1号線
延長	46m
幅員	6.0m

凡 例	
	認定
	廃止
	変更(一部追加)
	変更(一部廃止)
	追加認定区間
	廃止区間
	変更のない区間

市道路線の認定図 7-①

S = 1 : 10, 000

(市道土器町東七丁目団地 1 号線)



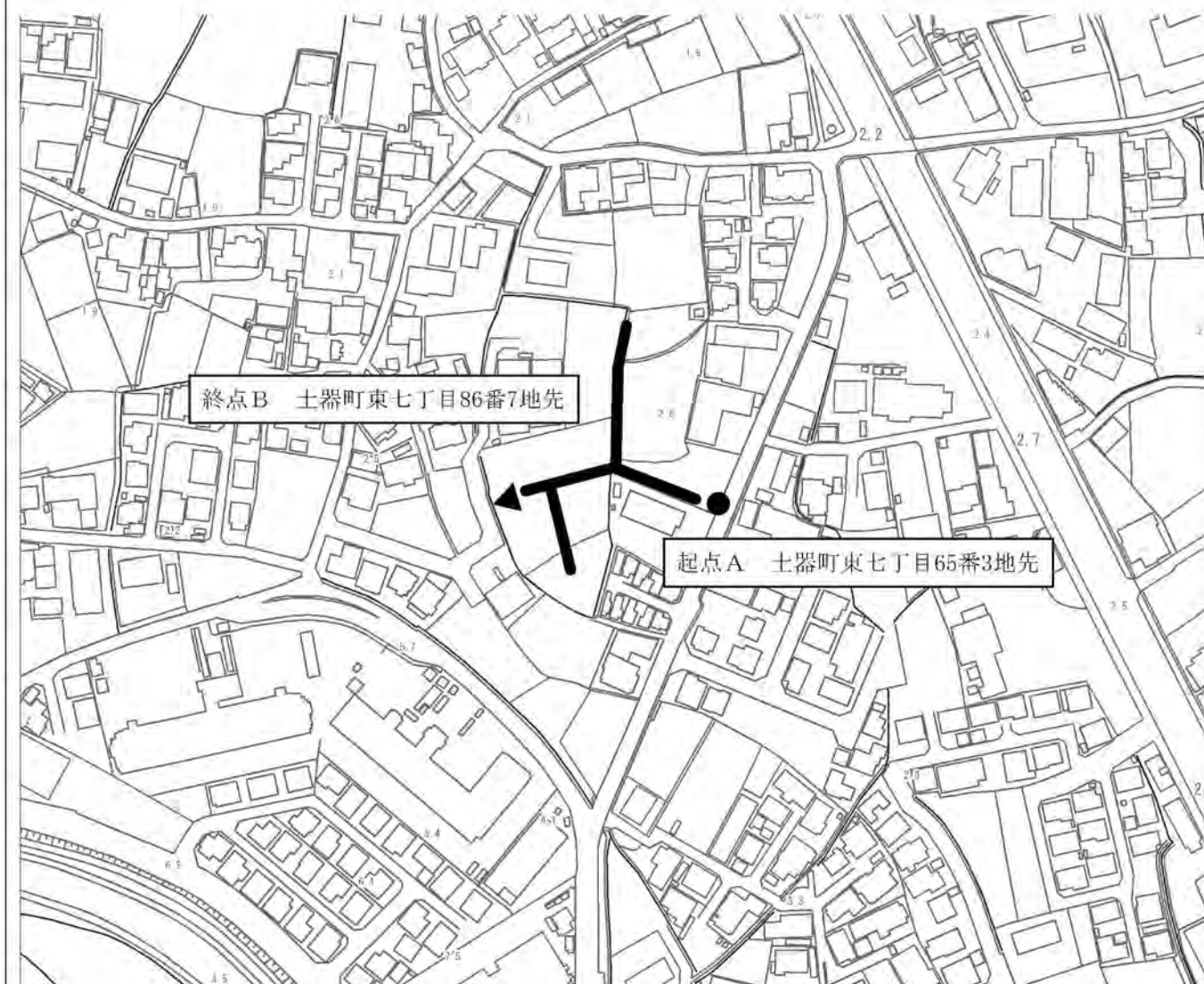
路線名	土器町東七丁目団地 1 号線
延長	182m
幅員	5.5～6.2m

凡 例	
	認定
	廃止
	変更 (一部追加)
	変更 (一部廃止)
	追加認定区間
	廃止区間
	変更のない区間

市道路線の認定図 7-②

S=1:2,500

(市道土器町東七丁目団地1号線)



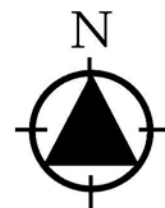
路線名	土器町東七丁目団地1号線
延長	182m
幅員	5.5~6.2m

凡 例	
	認定
	廃止
	変更（一部追加）
	変更（一部廃止）
	追加認定区間
	廃止区間
	変更のない区間

市道路線の認定図 8-①

S = 1 : 5, 000

(市道土器町西一丁目団地2号線)



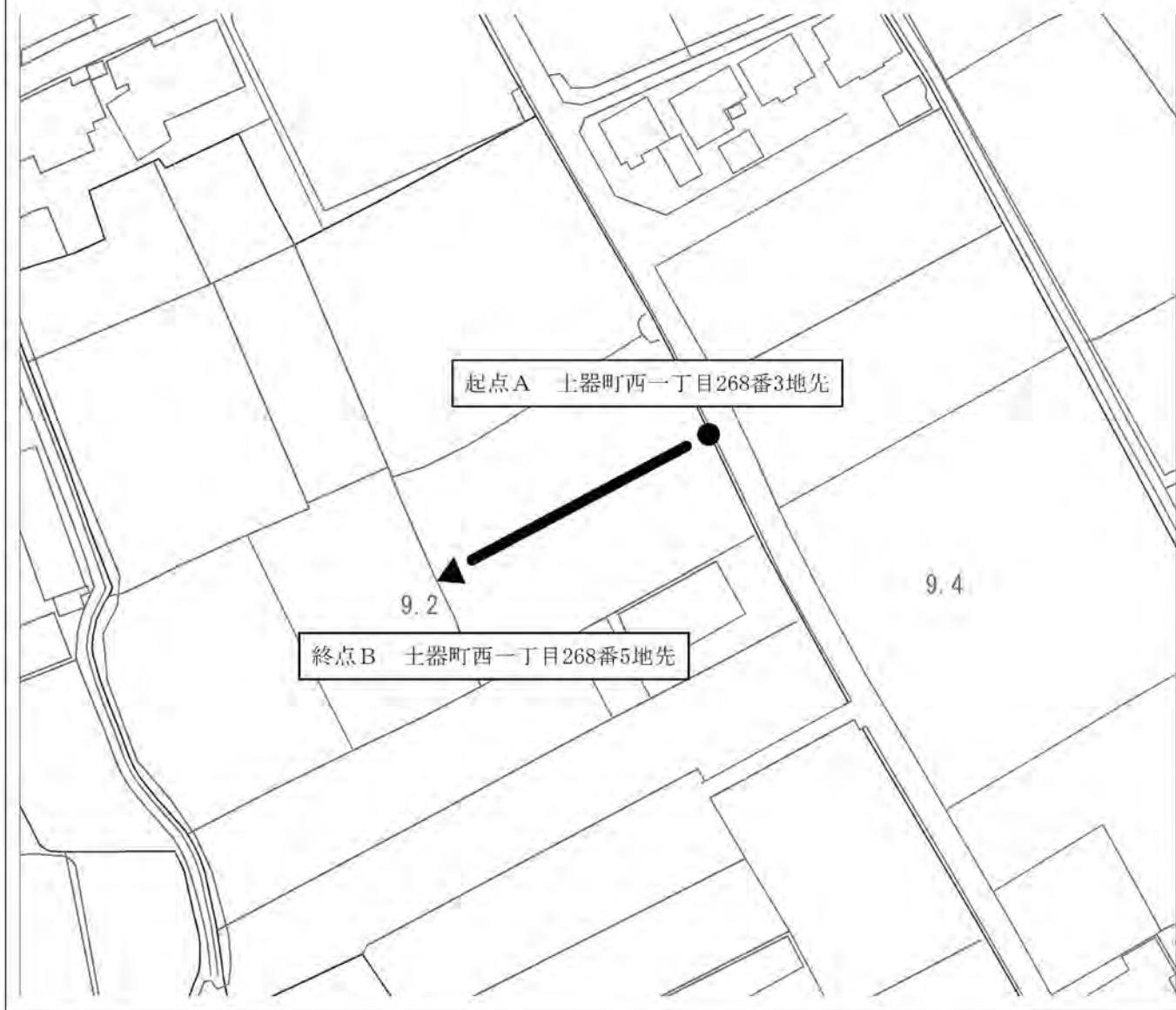
路線名	土器町西一丁目団地2号線
延長	47m
幅員	6.0m

凡 例	
	認定
	廃止
	変更 (一部追加)
	変更 (一部廃止)
	追加認定区間
	廃止区間
	変更のない区間

市道路線の認定図 8-②

S=1:1,000

(市道土器町西一丁目団地2号線)



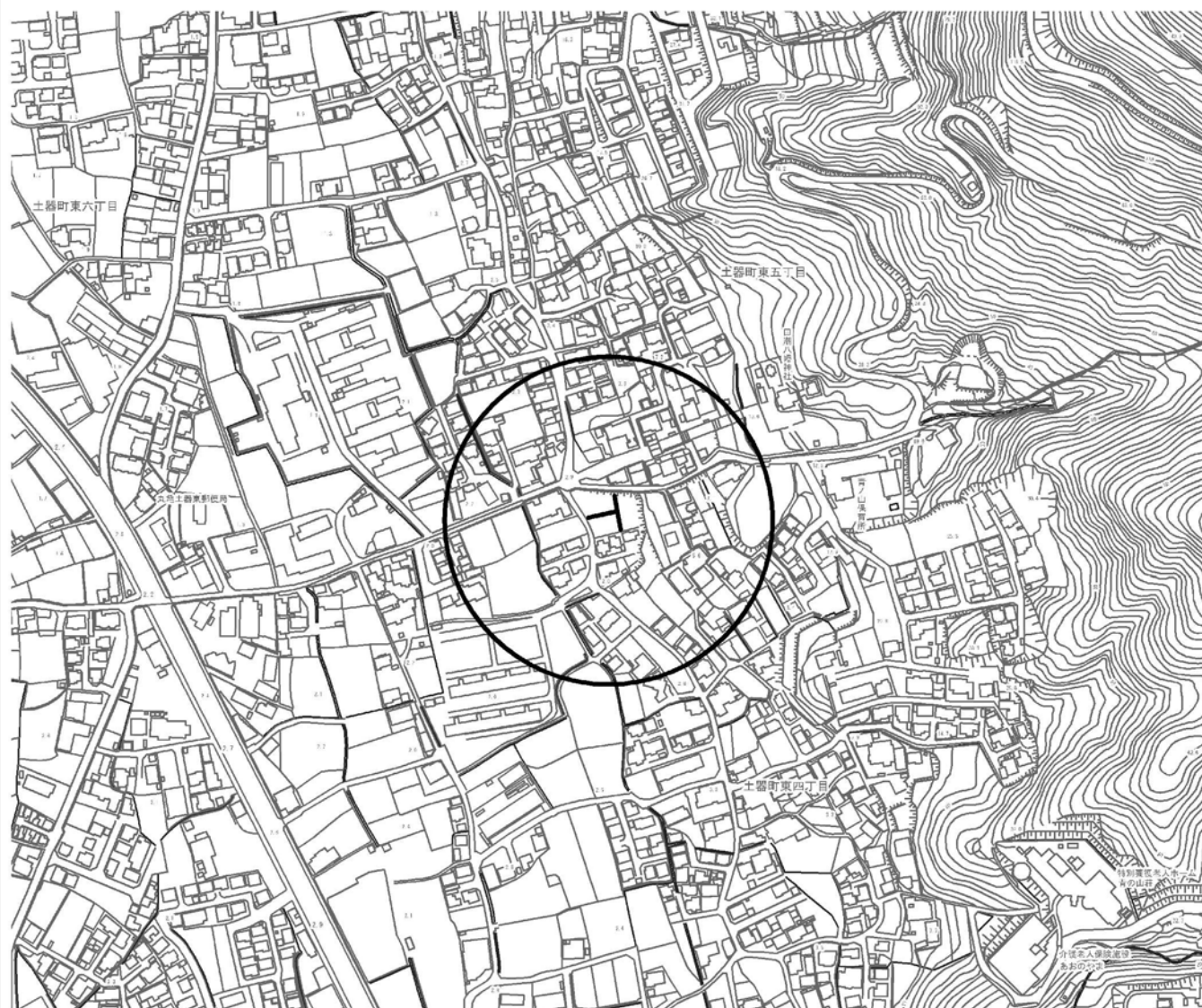
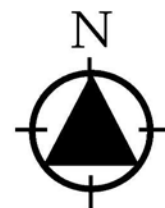
路線名	土器町西一丁目団地2号線
延長	47m
幅員	6.0m

凡 例	
	認定
	廃止
	変更(一部追加)
	変更(一部廃止)
	追加認定区間
	廃止区間
	変更のない区間

市道路線の認定図 9-①

S = 1 : 5, 000

(市道土器町東四丁目団地 1 号線)



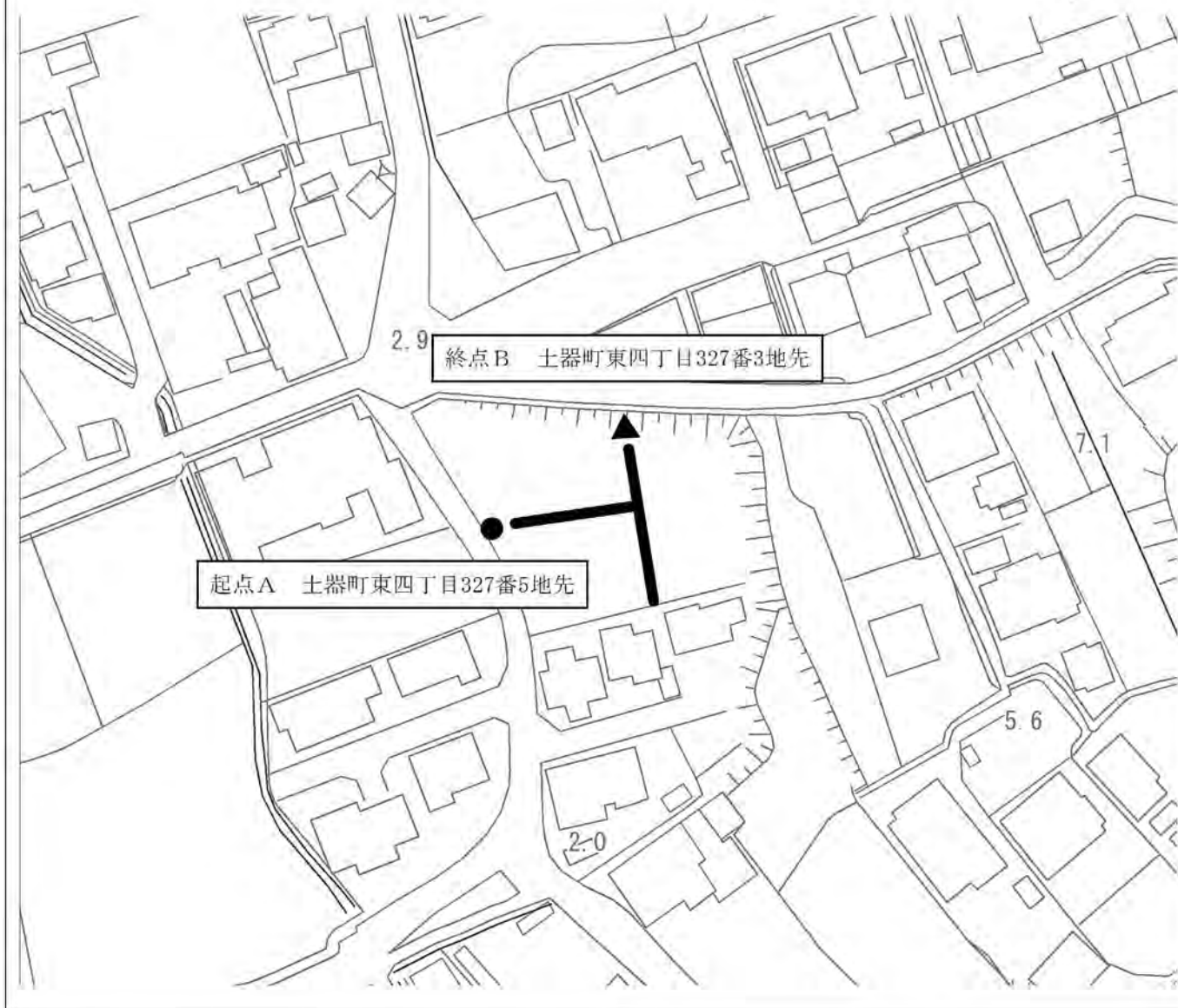
路線名	土器町東四丁目団地 1 号線
延長	50m
幅員	4.0~5.0m

凡 例	
●	認定
○	廃止
● ■ ■ ■ ■	変更 (一部追加)
● ■ ■ ■ ■ ▨	変更 (一部廃止)
[追加認定区間]	
[廃止区間]	
[変更のない区間]	

市道路線の認定図 9-②

S=1:1,000

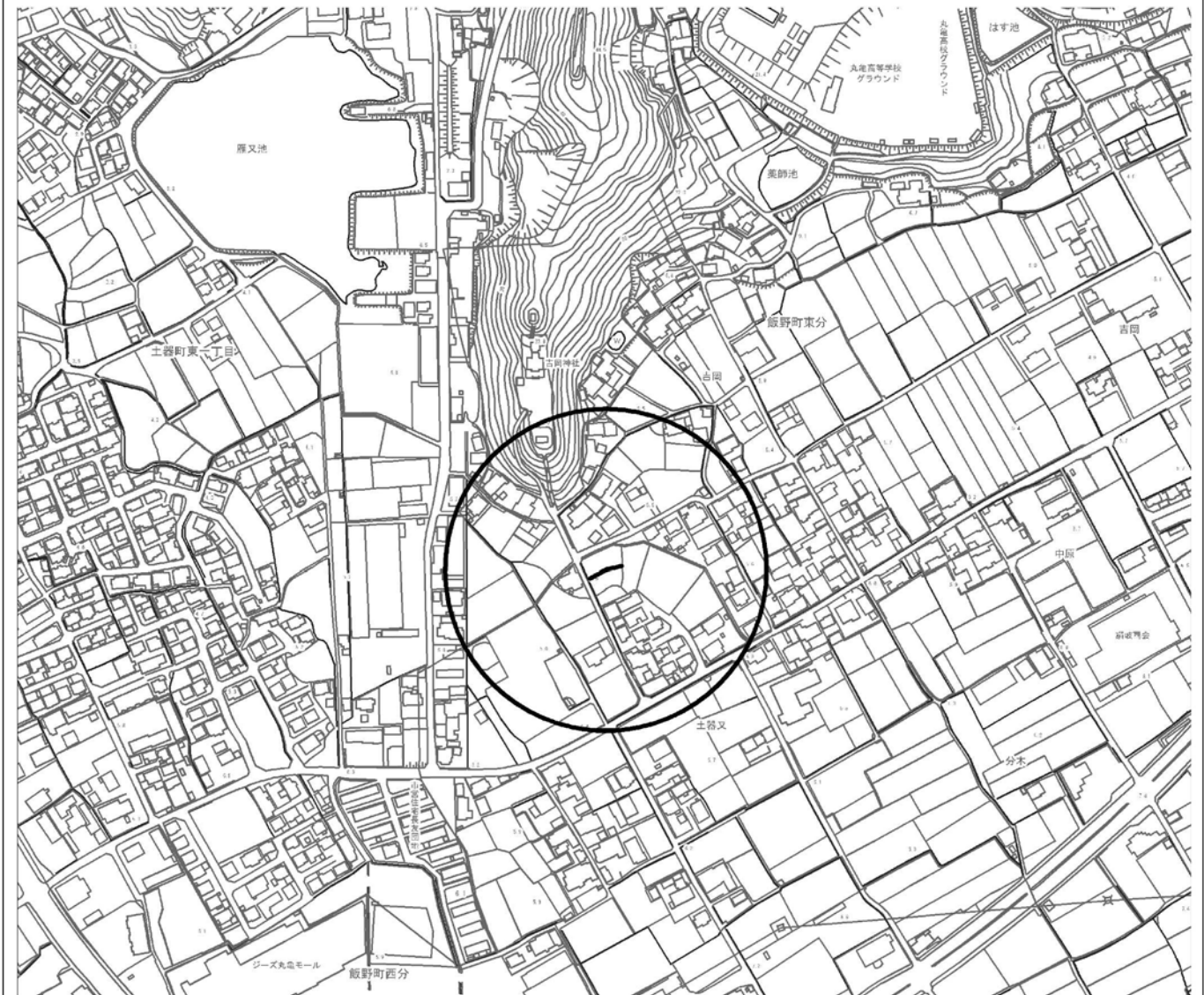
(市道土器町東四丁目団地1号線)



路線名	土器町東四丁目団地1号線
延長	50m
幅員	4.0~5.0m

凡 例	
	認定
	廃止
	変更(一部追加)
	変更(一部廃止)
	追加認定区間
	廃止区間
	変更のない区間

(市道土器又団地1号線)



路線名	土器又団地 1 号線
延 長	26m
幅 員	5.0m

凡 例

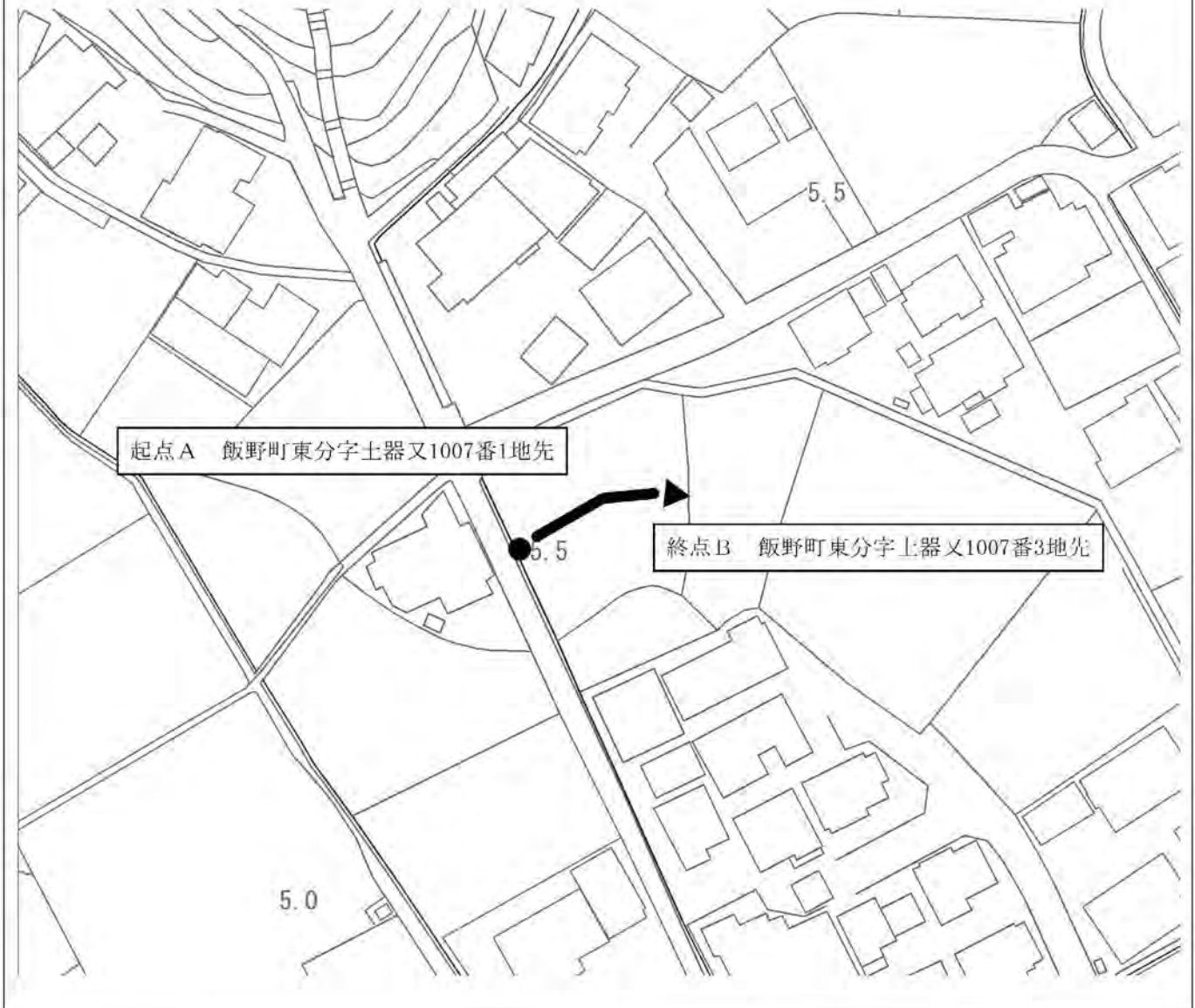
● 認定
 ○ 廃止
 ● ■ ■ ■ ■ 変更（一部追加）
 ● ■ ■ ■ ■ 変更（一部廃止）

[追加認定区間
 廃止区間
 変更のない区間]

市道路線の認定図 10-②

(市道土器又団地1号線)

S=1:1,000



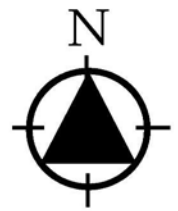
路線名	土器又団地1号線
延長	26m
幅員	5.0m

凡 例	
●	認定
○	廃止
●	変更 (一部追加)
●	変更 (一部廃止)
(	追加認定区間
)	廃止区間
■	変更のない区間

市道路線の認定図 11-①

S = 1 : 10, 000

(市道藤の木団地 1 号線)



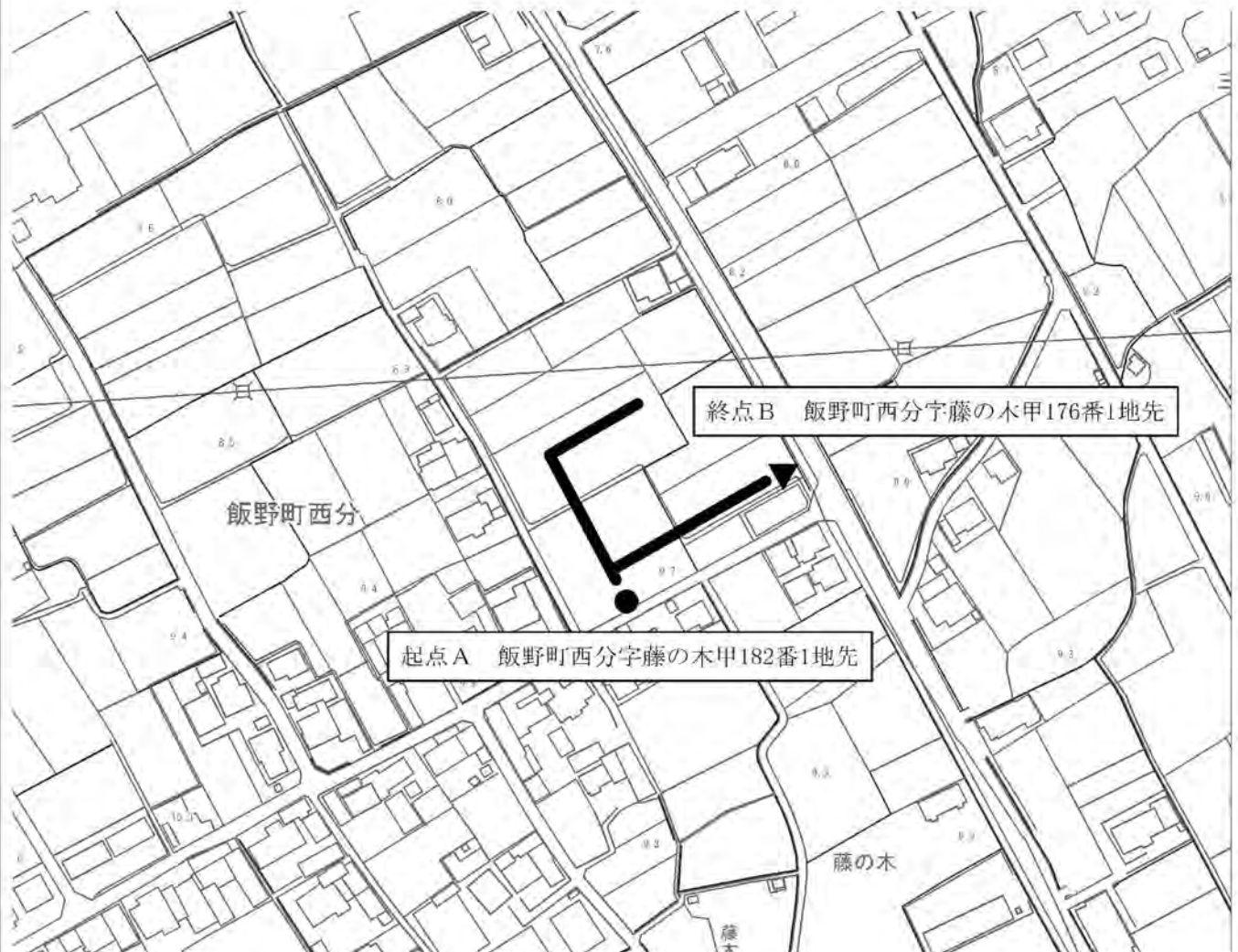
路線名	藤の木団地 1 号線
延長	176m
幅員	6.0～7.1m

凡 例	
	認定
	廃止
	変更 (一部追加)
	変更 (一部廃止)
	追加認定区間
	廃止区間
	変更のない区間

市道路線の認定図 11-②

S=1:2,500

(市道藤の木団地1号線)



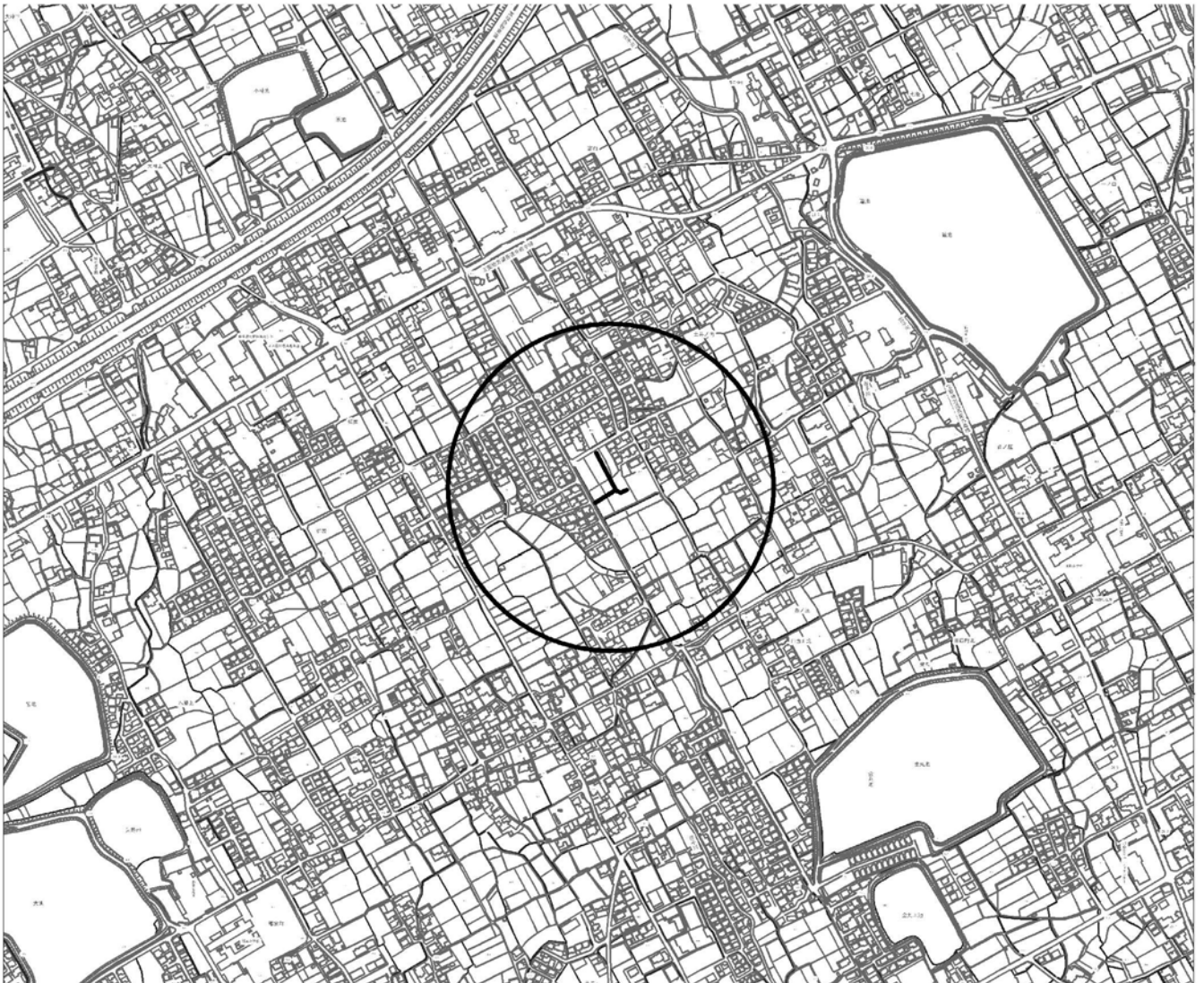
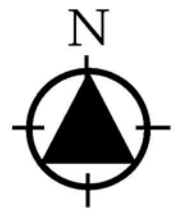
路線名	藤の木団地1号線
延長	176m
幅員	6.0~7.1m

凡 例	
●	認定
○	廃止
●	変更 (一部追加)
●	変更 (一部廃止)
(	追加認定区間
)	廃止区間
■	変更のない区間

市道路線の認定図 12-①

S = 1 : 10, 000

(市道土井ノ内団地1号線)



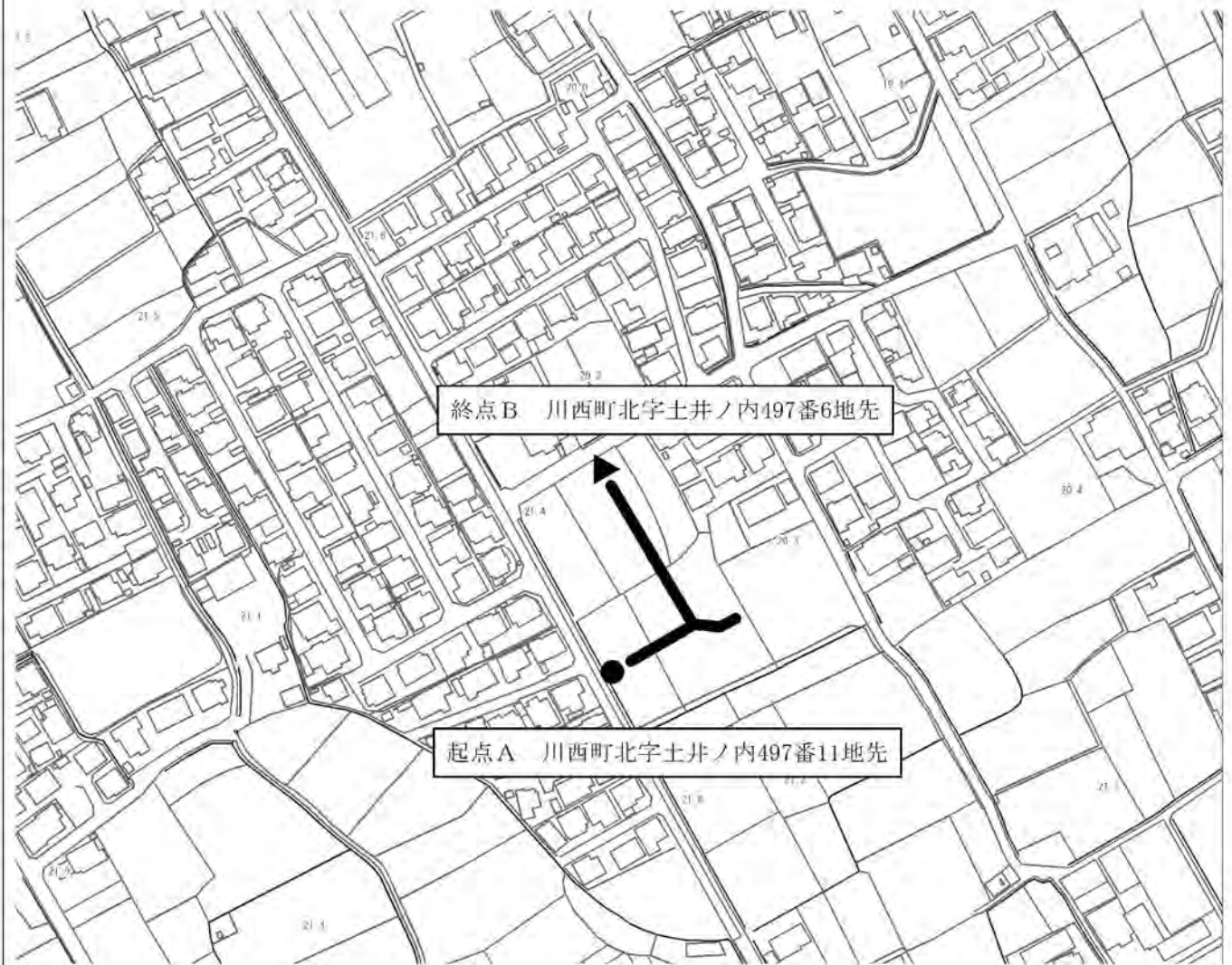
路線名	土井ノ内団地1号線
延長	132m
幅員	6.0m

凡 例	
●	認定
○	廃止
●	変更 (一部追加)
●	変更 (一部廃止)
〔 〃 〕	追加認定区間
〔 〃 〕	廃止区間
〔 〃 〕	変更のない区間

市道路線の認定図 12-②

S=1:2,500

(市道土井ノ内団地1号線)



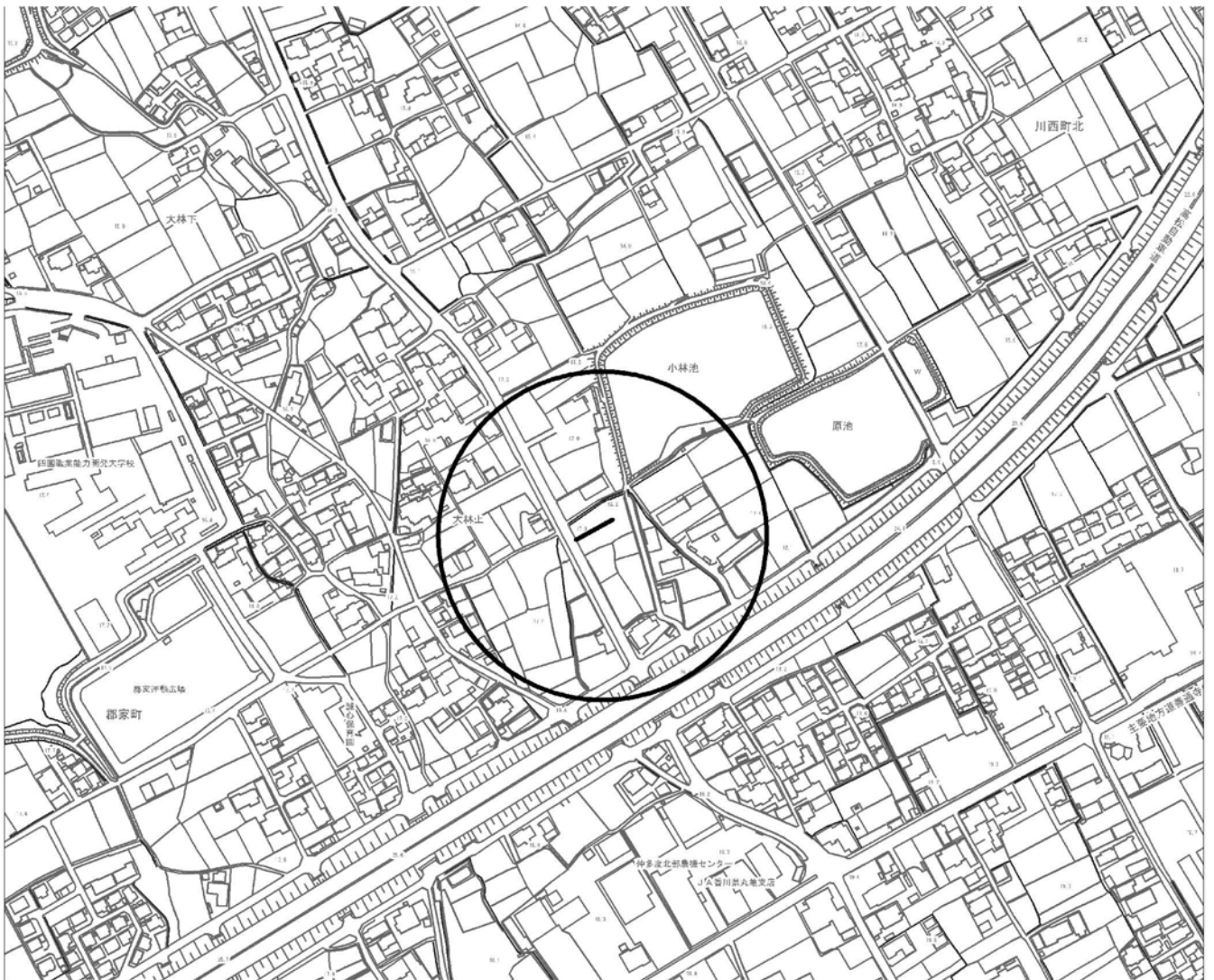
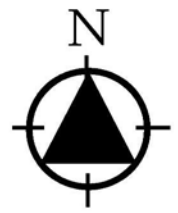
路線名	土井ノ内団地1号線
延長	132m
幅員	6.0m

凡 例	
	認定
	廃止
	変更 (一部追加)
	変更 (一部廃止)
	追加認定区間
	廃止区間
	変更のない区間

市道路線の認定図 13-①

S = 1 : 5, 000

(市道大林上団地 1 号線)



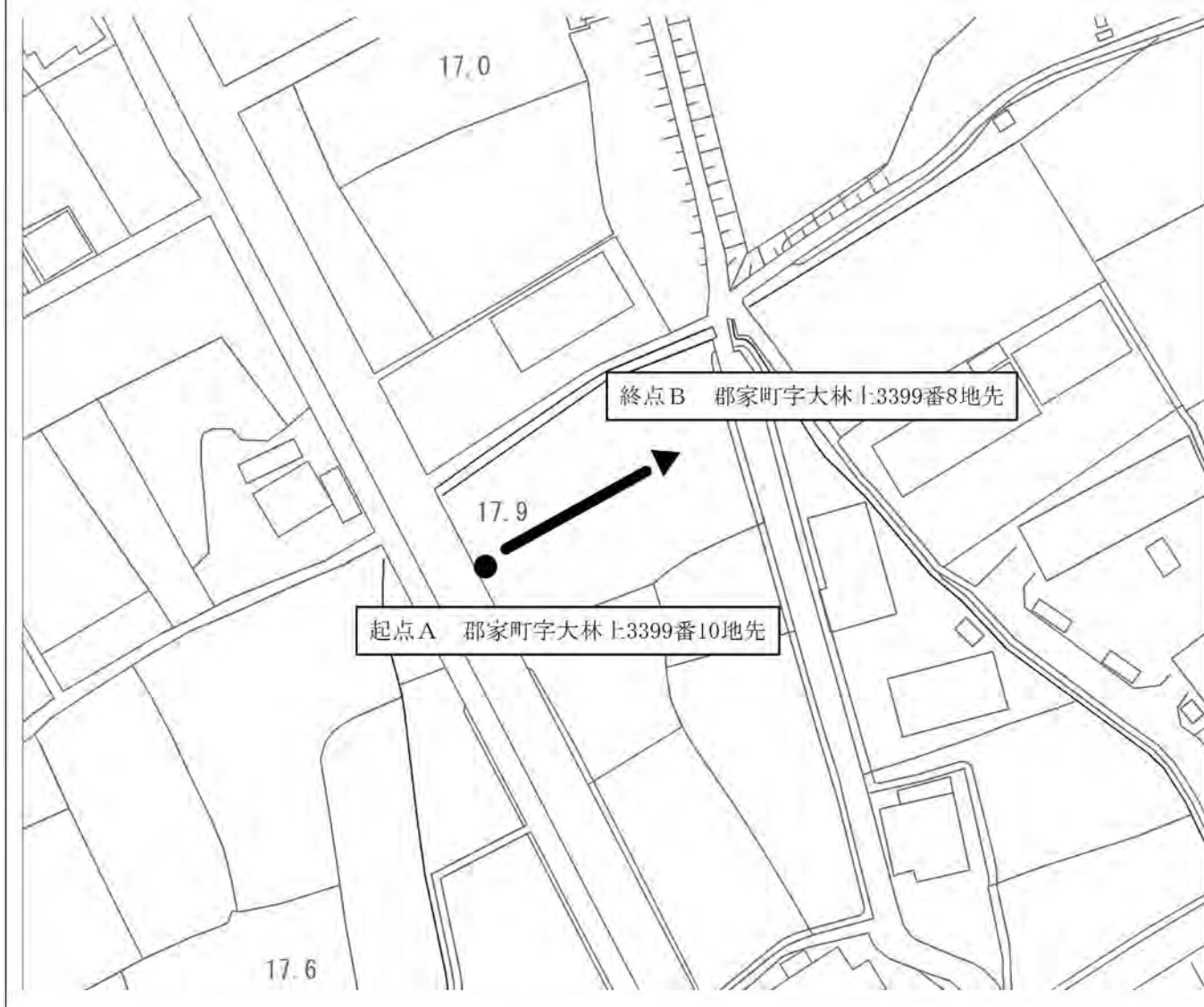
路線名	大林上団地 1 号線
延長	35m
幅員	5.0m

凡 例	
●	認定
○	廃止
● ■ ■ ■ ■	変更 (一部追加)
● ■ ■ ■ ■	変更 (一部廃止)
■	追加認定区間
■	廃止区間
■ ■ ■ ■	変更のない区間

市道路線の認定図 13-②

(市道大林上団地1号線)

S=1:1,000



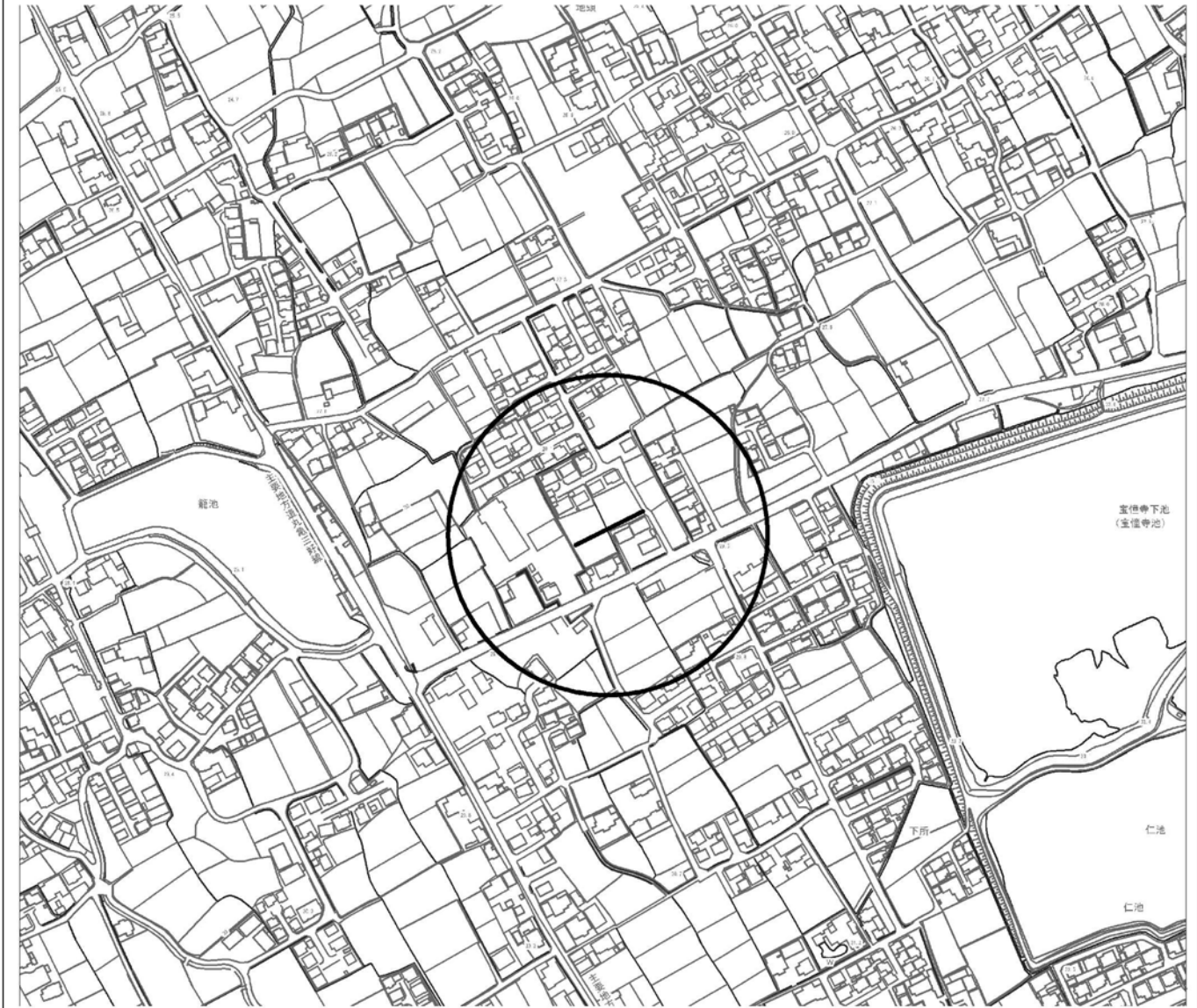
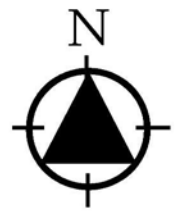
路線名	大林上団地1号線
延長	35m
幅員	5.0m

凡 例	
	認定
	廃止
	変更(一部追加)
	変更(一部廃止)
	追加認定区間
	廃止区間
	変更のない区間

市道路線の認定図 14-①

S = 1 : 5, 000

(市道地頭団地 3 号線)



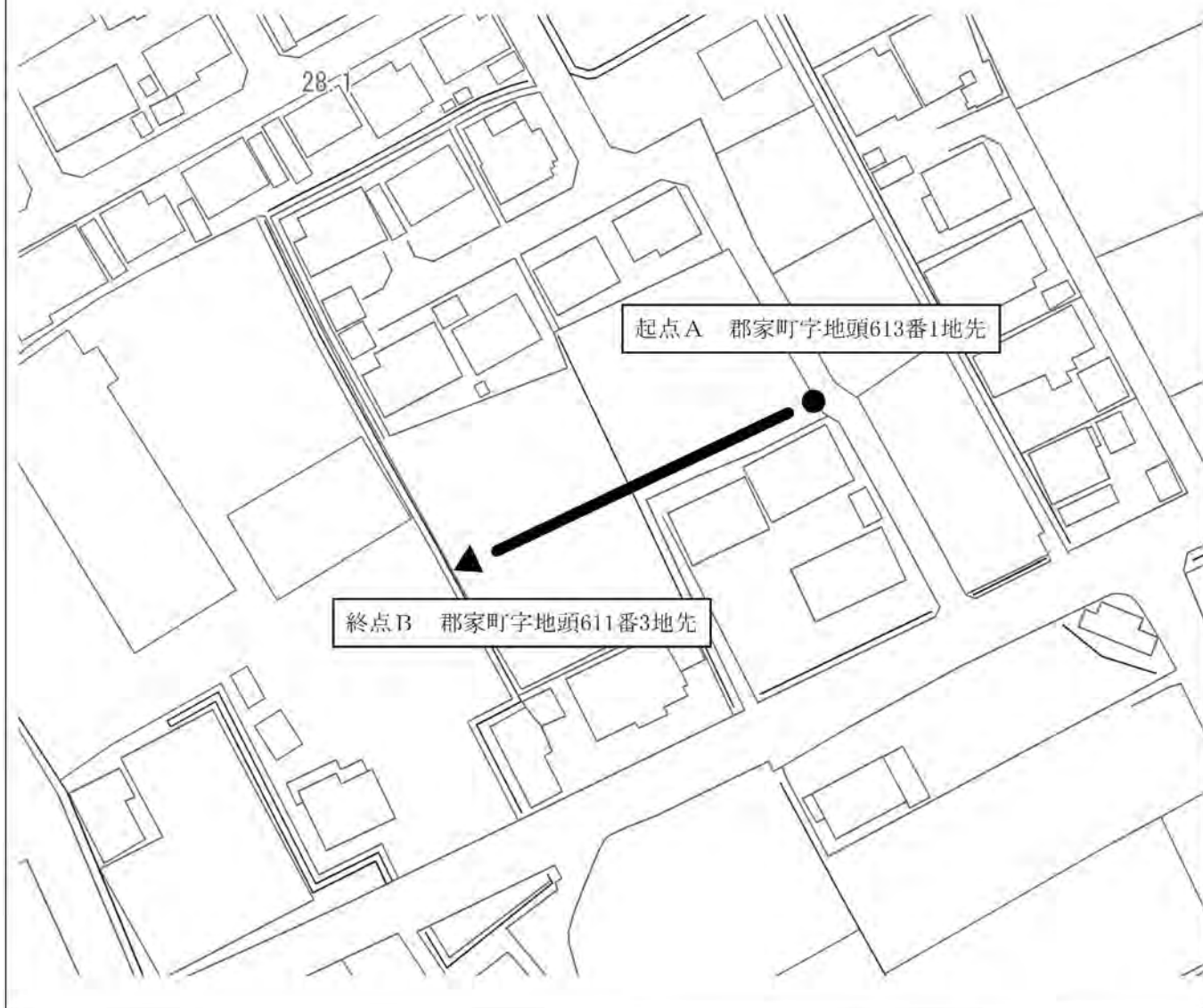
路線名	地頭団地 3 号線
延長	59m
幅員	6.0m

凡 例	
●	認定
○	廃止
● ■ ■ ■ ■	変更 (一部追加)
● ■ ■ ■ ■	変更 (一部廃止)
■	追加認定区間
■	廃止区間
■ ■ ■ ■	変更のない区間

市道路線の認定図 14-②

(市道地頭団地 3 号線)

S = 1 : 1, 000



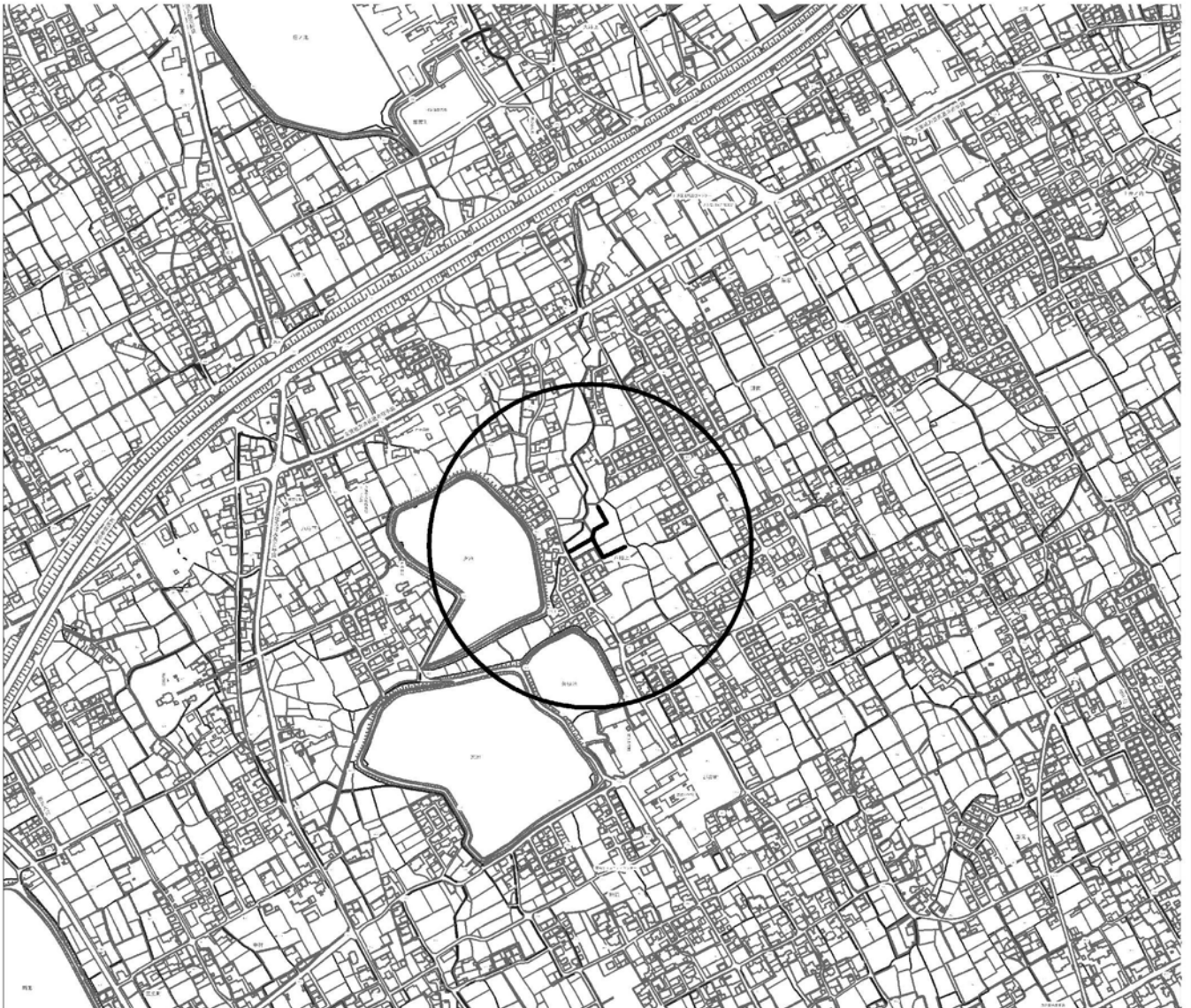
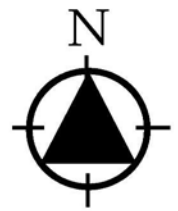
路線名	地頭団地 3 号線
延長	59m
幅員	6.0m

凡 例	
●	認定
○	廃止
●	変更 (一部追加)
●	変更 (一部廃止)
追加認定区間 廃止区間 変更のない区間	

市道路線の認定図 15-①

S = 1 : 10, 000

(市道八幡上団地 1 号線)



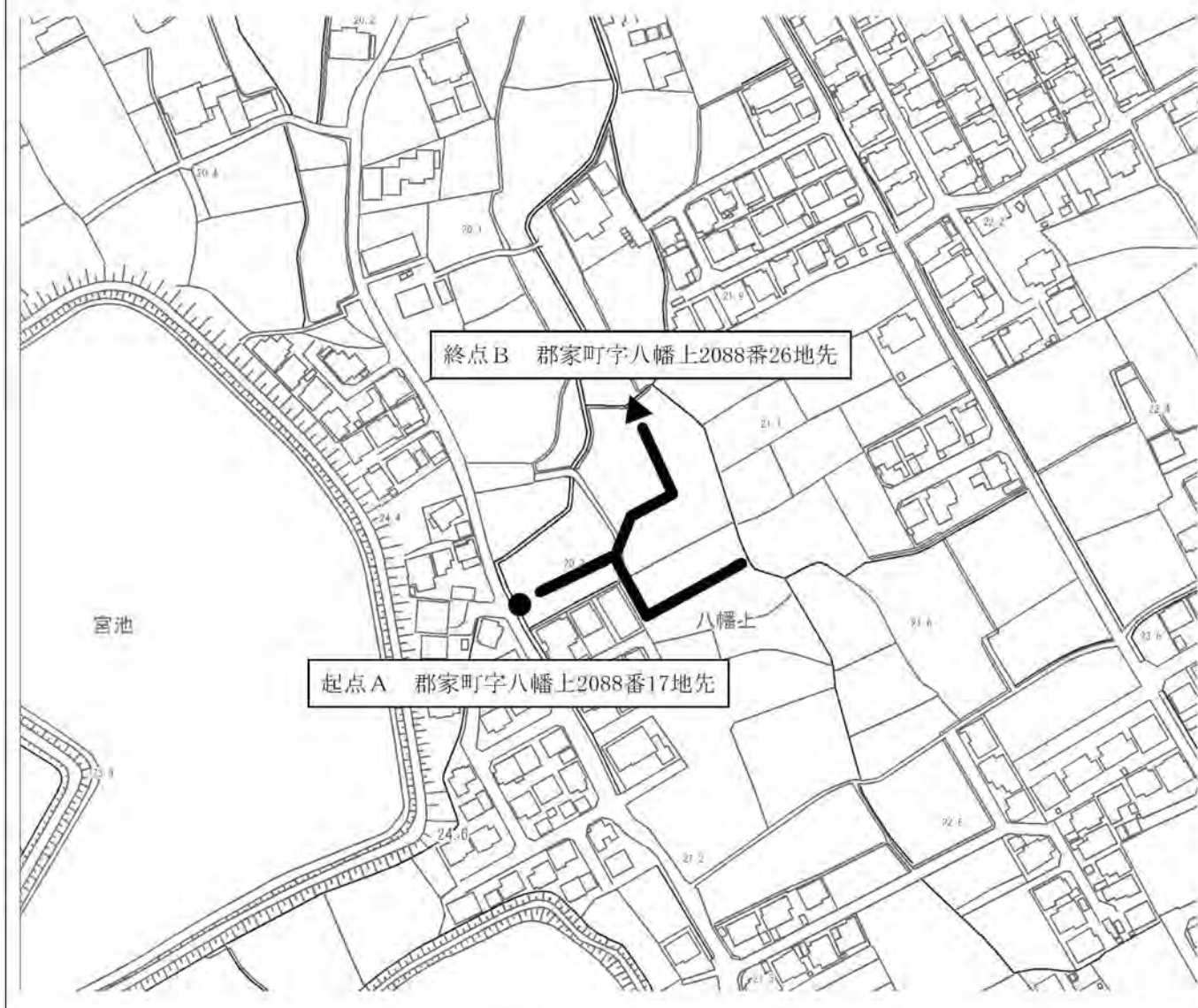
路線名	八幡上団地 1 号線
延長	187m
幅員	6.0m

凡 例	
●	認定
○	廃止
● ■ ■ ■ ■	変更 (一部追加)
● ■ ■ ■ ■	変更 (一部廃止)
■	追加認定区間
■	廃止区間
■ ■ ■ ■	変更のない区間

市道路線の認定図 15-②

(市道八幡上団地1号線)

S=1:2,500



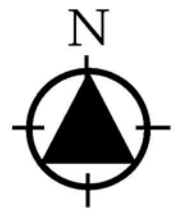
路線名	八幡上団地1号線
延長	187m
幅員	6.0m

凡 例	
●	認定
○	廃止
●	変更 (一部追加)
●	変更 (一部廃止)
〔	追加認定区間
〕	廃止区間
■	変更のない区間

市道路線の認定図 16-①

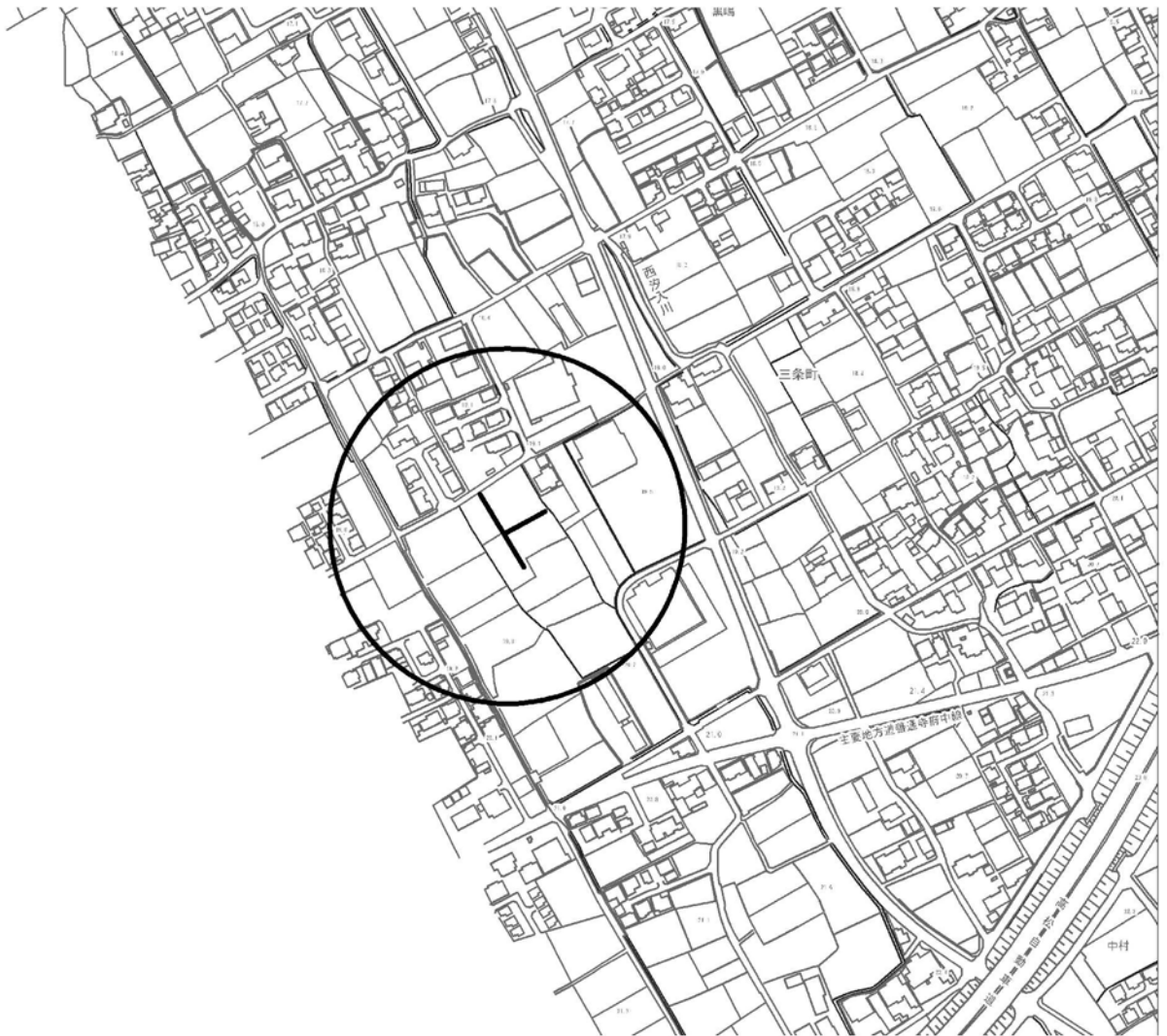
(市道黒嶋団地 3 号線)

S = 1 : 5, 000



普通寺市

普通寺市



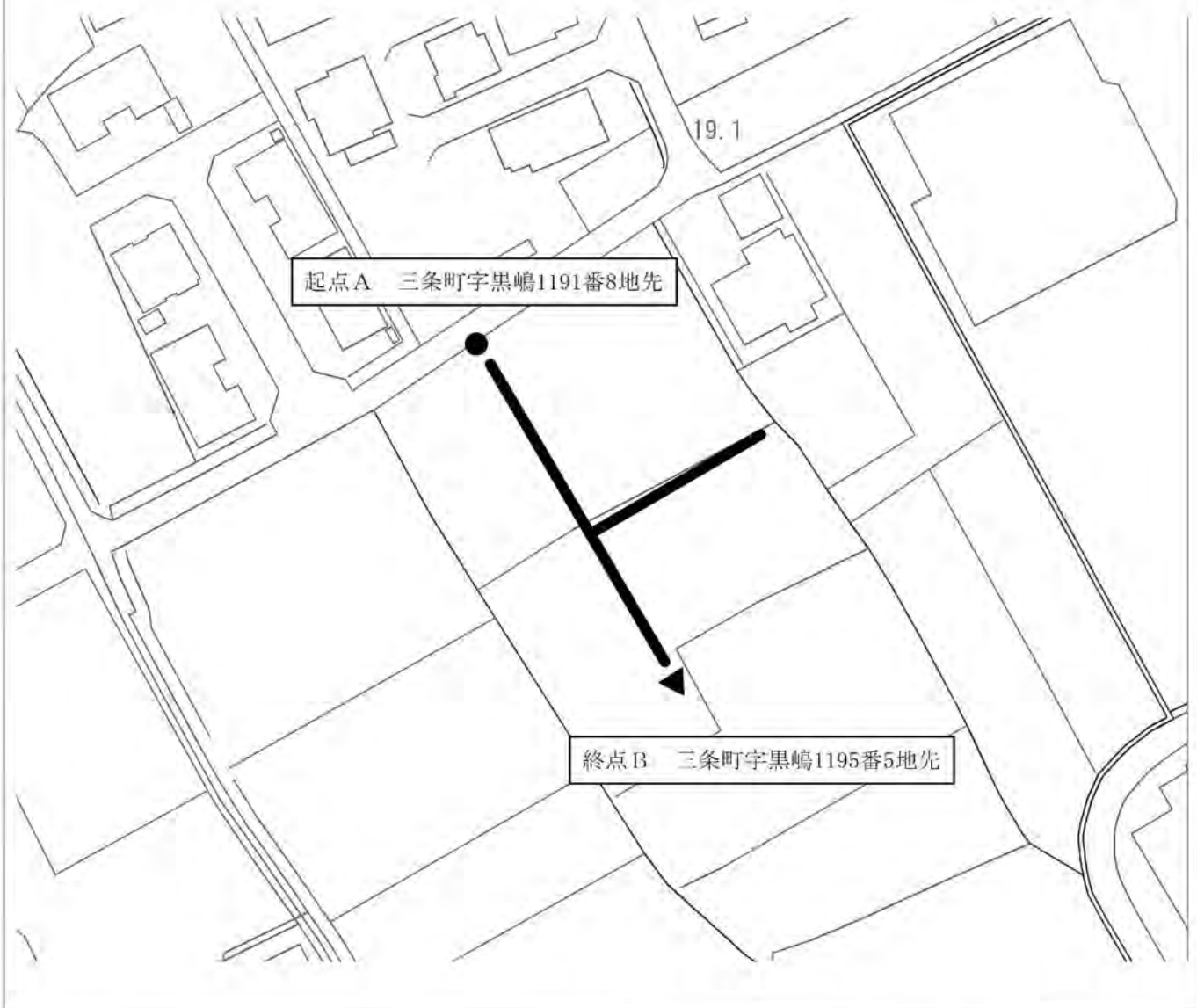
路線名	黒嶋団地 3 号線
延長	95m
幅員	5.0~6.0m

凡 例	
●	認定
○	廃止
● ■ ■ ■ ■	変更 (一部追加)
● ■ ■ ■ ■	変更 (一部廃止)
■	追加認定区間
■	廃止区間
■ ■ ■ ■	変更のない区間

市道路線の認定図 16-②

(市道黒嶋団地3号線)

S=1:1,000



路線名	黒嶋団地3号線
延長	95m
幅員	5.0~6.0m

凡 例	
●	認定
○	廃止
●	変更 (一部追加)
●	変更 (一部廃止)
(	追加認定区間
)	廃止区間
	変更のない区間

提 案 理 由

議案第 105 号

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 2 億 6,967 万 1,000 円を追加し、予算の総額を 794 億 7,920 万円とするものであります。

その内容といたしまして、総務費関係では、ふるさと納税事業費について、寄附額が増加見込みとなったことから、返礼品の調達費や送料のほか、受付や発送に係る関連業務委託料など、1 億 814 万 1,000 円を追加計上いたします。

民生費関係では、児童扶養手当について、所得制限や支給額の見直しにより手当総額が増加したことから給付費 2,841 万 3,000 円を措置するほか、令和 6 年度の児童手当交付金について、額が確定したことに伴い国への返還金 270 万 6,000 円を計上いたします。

衛生費関係では、市民や動物愛護団体の積極的な取組により、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金の申請件数が伸びておりますことから、一層の事業効果が得られるよう 100 万円を追加措置いたします。

農林水産業費関係では、老朽化により転倒のおそれのある水路の改修等について、香川県の補助事業に追加採択されたことから、単独県費補助土地改良事業補助金に 2,084 万円を計上するほか、県営ほ場整備事業の進捗に伴い負担金 900 万円を措置いたします。また、地域農業を担う多様な農業人材を支援するため、機械の新規導入に対する補助金 275 万 6,000 円を追加計上いたします。

土木費関係では、道路補修に係る工事費のほか、除草業務などの委託料について不足が見込まれますことから、道路施設を適正に維持管理するため、合わせて 2,850 万円を追加措置いたします。

教育費関係では、城南小学校長寿命化改修事業において、躯体の劣化補修やアスベスト除去工事が必要となったことなどから 6,100 万円を追加計上するほか、郡家小学校の児童用トイレに経年劣化による不具合が生じていることから、早期の改修に向け設計委託料 200 万円を措置するとともに、広島小中学校において移住により小中学生が増加する見込みのため、受入に係る改修費 330 万円を計上いたします。

また、笠島伝統的建造物群保存地区において、改修予定家屋の屋根の一部に崩落が見られたことから、安全確保のため工事を前倒して実施できるよう補助金 79 万 2,000 円を措置するほか、新第二学校給食センター施設整備事業において、要求水準書や事業計画などに基づいた施設整備を進めるため、モニタリング支援業務委託料 122 万 3,000 円を計上いた

します。

一方、歳入では、企業版ふるさと納税について、寄附者の意向に沿った活用とするため、瀬戸内国際芸術祭における広域巡回バスの運行や丸亀城の石垣復旧工事などに係る財源として充当いたします。

その他、財源としてそれぞれの事業に係る国・県支出金、基金繰入金、市債等を計上するとともに所要の財源更正をいたします。

予算第 2 条の繰越明許費の補正につきましては、飯山北コミュニティセンター整備事業費及び市営墓地施設整備事業費について、工事の進捗や関係者との協議などに期間を要し、年度内にその支出が終わらない見込みとなりましたことから次年度に繰り越して使用する経費の限度額を定めるものであります。

予算第 3 条の債務負担行為の補正につきましては、丸亀市市民交流活動センター指定管理料など 8 件について、新たに後年度負担の限度額を定めるものであります。

予算第 4 条の地方債の補正につきましては、企業版ふるさと納税の活用による丸亀城石垣復旧事業に係る事業債の補正に伴い、借入限度額を変更するものであります。

議案第 106 号

モーターボート競走事業会計補正予算につきましては、総売上で増加が見込まれることから、収益的収入であります営業収益の開催収入を 129 億 4,180 万円増額いたします。

収益的支出であります営業費用の競走実施費につきましては、売上に連動する経費として、払戻金・返還金、日本財団交付金等の法定交納付金、電話投票事務委託料、中央情報処理センターシステム利用料、香川県中部ボートレース事業組合配分金を合わせて 116 億 4,344 万 7,000 円を増額いたします。

債務負担行為の補正につきましては、令和 7 年度から令和 8 年度にかけて、全国販売促進・ファンサービス業務委託料 9,200 万円、インターネット・スマホ運營業務委託料 1 億 4,700 万円、イベント開催等業務委託料 1 億 2,900 万円、テレビスポット CM 放送業務委託料 4,300 万円、GⅡレディースオールスター販売促進及びイベント開催等業務委託料 9,000 万円、グリーン・モーヴィ運營業務委託料 1 億 5,000 万円、金庫室整備業務委託料 700 万円を計上するものであります。

議案第 107 号

丸亀市附属機関設置条例の一部改正につきましては、現在策定中の「第三次丸亀市総合計画」において、「丸亀市人口ビジョン」、「丸亀市未来を築く総合戦略」及び「丸亀市行政

改革プラン」を統合することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 108 号

丸亀市児童館条例及び丸亀市隣保館条例の一部改正につきましては、金山地区まちづくり事業により施設の位置を変更したことに伴い所要の改正を行うとともに、字句の修正を行うものであります。

議案第 109 号

丸亀市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例の制定につきましては、インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者の支援に関して、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、取組の基本となる事項を定めることにより、これを推進することを目的として制定するものであります。

議案第 110 号

丸亀市市民福祉医療費助成条例の一部改正につきましては、市民福祉医療費助成について、受給者の利便性向上及び医療機関・行政事務の効率化を図る観点から、利用者電子証明書の利用により受給資格を確認できる場合には、医療証の提示を省略できることとするため、所要の改正を行うものであります。

議案第 111 号

丸亀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、乳幼児の健康診査が行われた場合において利用開始時等の健康診断に相当すると認められたときに当該健康診断を行わないことを認める改正がなされたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 112 号

丸亀市児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、児童福祉法等の一部改正に伴い、関係条例の整理を行う条例を制定するものであります。

議案第 113 号

丸亀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、令和 8 年 4 月からの丸亀市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施のため、必要な事項を定めるものであります。

議案第 114 号

丸亀市下水道条例の一部改正につきましては、災害時において、他の市町村長から指定を受けた工事事業者が、本市の排水設備等の新設等の工事を行うことを可能とするため、所要の改正を行うものであります。

議案第 115 号

丸亀市火災予防条例の一部改正につきましては、林野火災予防に係る注意喚起等を行い林野周辺において住民等に火の使用制限の努力義務を課す仕組みである林野火災注意報を創設するなど、林野火災予防の実効性の向上を目的とする所要の改正を行うものであります。

議案第 116 号

工事請負変更契約の締結につきましては、丸亀市（仮称）みんなの劇場新築工事を実施する中で、インフレスライド条項の適用、湧水対策、地中障害物の撤去及びシビックロータリーの車寄せ屋根追加工事等による契約金額の増額並びに工期延伸のため、10 月 21 日に大成建設・第二建築・豊嶋建設特定建設工事共同企業体と工事請負契約の一部を変更する仮契約を締結いたしましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 117 号

工事請負変更契約の締結につきましては、飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修工事を実施する中で、足場設置後や内装材の撤去後に行った調査により、外壁の劣化補修やサブアリーナ土間コンクリートの劣化に伴う改修、雨水排水に伴う樋経路の整備、既設鉄骨材の耐火被覆等が増工となり、契約金額を増額する必要性が生じたため、11 月 4 日に豊嶋建設・ケンザキ特定建設工事共同企業体と工事請負契約の一部を変更する仮契約を締結いたしましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 118 号

工事請負変更契約の締結につきましては、飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修に伴う機械設備工事を実施する中で、トレーニング室の利用形態に応じた適切な空調環境を確保するための空調機の追加設置や建築工事との調整に伴う雨水排水配管経路の変更等により、契約金額を増額する必要性が生じたため、11 月 4 日に株式会社管電エンジニアリングと工事請負契約の一部を変更する仮契約を締結いたしましたので、丸亀市議会の議決に

付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 119 号

工事請負変更契約の締結につきましては、飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修に伴う電気設備工事を実施する中で、建築工事においてサブアリーナの土間改修が必要となったことから、既設流用を予定していた配管を新規に敷設する必要性が生じ、契約金額を増額する必要性が生じたため、11 月 4 日に中央電業株式会社と工事請負契約の一部を変更する仮契約を締結いたしましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 120 号

工事請負変更契約の締結につきましては、丸亀市立城東小学校校舎改築工事を実施する中で、地業工事の地盤改良工法から杭工事への変更や屋内運動場に空調機設置に伴う変更などにより、契約金額を増額する必要性が生じたため、11 月 12 日に合田・第二・丸井特定建設工事共同企業体と工事請負契約の一部を変更する仮契約を締結いたしましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 121 号

工事請負変更契約の締結につきましては、丸亀市立城東小学校校舎改築に伴う機械設備工事を実施する中で、換気設備の追加、屋外配管工事における地中障害物の撤去や雨水排水経路に変更が生じたことにより、契約金額を増額する必要性が生じたため、11 月 7 日に高木工業所・四国テクニカ特定建設工事共同企業体と工事請負契約の一部を変更する仮契約を締結いたしましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 122 号

工事請負変更契約の締結につきましては、丸亀市立城東小学校校舎改築に伴う電気設備工事を実施する中で、非常用照明及び自動火災報知設備の追加や電動カーテン用の電源の増工などにより、契約金額を増額する必要性が生じたため、11 月 7 日に株式会社カナック丸亀営業所と工事請負契約の一部を変更する仮契約を締結いたしましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 123 号

工事請負変更契約の締結につきましては、(仮称)丸亀市立城東こども園園舎新築に伴う電気設備工事を実施する中で、園内駐車場外灯整備の増工や避難誘導灯の仕様変更などにより、契約金額を増額する必要が生じたため、11 月 10 日に川崎電気工業株式会社と工事請負契約の一部を変更する仮契約を締結いたしましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 124 号

工事請負契約の締結につきましては、丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業について、丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業者選定委員会で、去る 10 月 16 日に提案書のヒアリングを行い、メフォスグループを優先交渉権者に決定し、グループに属する設計・工事監理・建築工事・給排水設備工事・電気設備工事・調理設備調達等を担当する事業者と設計・建設業務請負仮契約を 11 月 10 日に締結いたしましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 125 号

物品の購入につきましては、丸亀市民会館一般備品購入について、去る 10 月 28 日に指名競争入札を行いましたところ、有限会社田岡商店に落札決定し、物品売買仮契約を 11 月 4 日に締結いたしましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 126 号

物品の購入につきましては、丸亀市民会館一般備品購入(その 2)について、去る 10 月 28 日に指名競争入札を行いましたところ、真鍋商事株式会社に落札決定し、物品売買仮契約を 11 月 4 日に締結いたしましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 127 号

物品の購入につきましては、丸亀市民会館木製備品購入について、去る 10 月 28 日に指名競争入札を行いましたところ、有限会社脇紙店に落札決定し、物品売買仮契約を 11 月 4 日に締結いたしましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 128 号

物品の購入につきましては、丸亀市民会館楽器他備品購入について、去る 10 月 28 日に指名競争入札を行いましたところ、株式会社秋山楽器店に落札決定し、物品売買仮契約を 11 月 4 日に締結いたしましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 129 号

物品の購入につきましては、丸亀市民会館舞台照明備品購入（その 2）について、去る 10 月 28 日に指名競争入札を行いましたところ、株式会社松村電機製作所 関西支店に落札決定し、物品売買仮契約を 11 月 4 日に締結いたしましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 130 号

物品の購入につきましては、丸亀市民会館舞台大道具備品購入（その 2）について、去る 10 月 28 日に指名競争入札を行いましたところ、森平舞台機構株式会社に落札決定し、物品売買仮契約を 11 月 4 日に締結いたしましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 131 号及び議案第 132 号

指定管理者の指定につきましては、令和 8 年 4 月から指定管理者にそれぞれの施設の管理を行わせるため、丸亀市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条の規定に基づき、指定管理者となるべき団体を選定したので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

議案第 133 号

市道路線の変更及び認定につきましては、津森町菰池南 1 号線は、公衆用道路寄附採納により一部区域が追加されたことから、市道路線の終点を変更するものであります。

城坤小学校南団地線、中府町二丁目団地 1 号線、上拾丁分団地 1 号線、向又団地 1 号線、柞原町下所団地 1 号線、土器町東七丁目団地 1 号線、土器町西一丁目団地 2 号線、土器町東四丁目団地 1 号線、土器又団地 1 号線、藤の木団地 1 号線、土井ノ内団地 1 号線、大林上団地 1 号線、地頭団地 3 号線、八幡上団地 1 号線、黒嶋団地 3 号線は、公衆用道路寄附採納により新たに丸亀市の管理となった路線を市道として認定するものであります。